

実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシプル）

2024 年 4 月

バーゼル銀行監督委員会

目次

実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則 1

 BCP01：序文 1

 BCP02：コア・プリンシプルの概要 2

 BCP10：コア・プリンシプルで使用される特定の用語の説明 7

 BCP20：評価メソドロジー 10

 BCP30：実効的な銀行監督のための前提条件 16

 BCP40：コア・プリンシプルと遵守状況の評価するための基準 19

 BCP98：バーゼル委の基準、ガイドライン及びサウンド・プラクティスに関するアップデート 75

 BCP99：国際通貨基金及び世界銀行が作成する評価報告書の構成及び指針 76

実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則

BCP01：序文

- 01.1 実効的な銀行監督のためのコアとなる原則（コア・プリンシプル）は、健全な健全性規制並びに銀行及び銀行システムの監督のための事実上の最低基準である。コア・プリンシプルは、普遍的に適用可能だと考えられており、各当局により、自らの法域内に所在する銀行の監督において、コア・プリンシプルは適用されるべきである。
- 01.2 バーゼル委は、グローバルな金融システムの強化に貢献するために、コア・プリンシプルを公表する。ある国の銀行システムの脆弱性は、途上国か先進国かを問わず、その国の国内及び国際的な金融の安定を脅かす可能性がある。バーゼル委は、全ての国がコア・プリンシプルを実施することは、国内及び国際的な金融の安定性を高める上での重要な一歩となり、実効的な監督制度の一層の発展の良好な基礎になると考えている。大半の国々は、コア・プリンシプルを承認し、その完全な実施にコミットしている。
- 01.3 コア・プリンシプルは、各国が、自国の監督制度の実効性を評価し、健全な監督実務の基本水準を満たすために今後何をすべきかを特定し、自国の銀行システムの発展に沿って（必要に応じて）監督制度及び実務を改善するための基準として用いられている。また、国際通貨基金（IMF）及び世界銀行が、金融セクター評価プログラム（FSAP）の一環として、各国における銀行監督の制度や実務の実効性を評価する際にも用いられている。
- 01.4 コア・プリンシプルの各版は、以前の版を土台とし、コア・プリンシプルを柔軟で

世界的に適用可能な基準として維持しつつ、健全な監督のための水準を引き上げる上で適切なバランスを達成しようとするものである。コア・プリンシプルの普遍的な適用可能性を確保するために、バーゼル委メンバー国及び非バーゼル委メンバー国、銀行監督当局の地域グループ、IMF 及び世界銀行から構成されるグループによってレビューが行われた。また、バーゼル委は、基準の改訂を最終化する前に業界及び公衆と協議を行っている。

- 01.5 整合的かつ実効的な基準の実施が重要であることを踏まえ、バーゼル委は、他の監督主体や関係者と協力のうえ、各国におけるコア・プリンシプルの実施作業を奨励する用意がある。バーゼル委は、国際金融機関及び開発援助機関が個別国の監督制度の強化を支援する際にコア・プリンシプルを用いることを勧奨する。またバーゼル委は、引き続き、非メンバー国の監督当局との交流を更に強化する所存である。

BCP02 : コア・プリンシプルの概要

- 02.1 コア・プリンシプルは、健全な監督実務のための最低基準の枠組みとして考案された。コア・プリンシプルは、銀行セクターにおける規制、監督、ガバナンス及びリスク管理の健全な基盤を確立するための包括的な基準を提供する。それらは、監督当局が、安全性と健全性に係る懸念に対処し、フォワードルッキングかつリスクベースの監督アプローチを促進し、銀行および銀行システムの安全性と健全性に対する脅威を軽減するために、早期の介入および適時の監督行動を奨励するために有すべき権限を規定している^[1]。

脚注

[1] 各国当局は、自らの法域において実効的な監督を実現するために必要となり得るあらゆる補足的措置を自由に実施できる。

- 02.2 コア・プリンシプルは、銀行及び銀行システムの複雑性にかかわらず、普遍的に適用されるものと考えられており、各国当局は、自国の法域内にある銀行の監督において、コア・プリンシプルを適用すべきである^[2]。コア・プリンシプルに対する遵守の度合いが高ければ、金融システム全体の安定性が強化される。しかしながら、銀行監督は、「銀行は破綻しない」という保証を提供することはできず、そのような保証を与えるべきではない。

脚注

[2] 銀行以外の金融機関が銀行に類する預金・貸出サービスを提供している国において、本文書で提示される原則の多くは、このようなノンバンク金融機関にも適用されることが適切である。これらの金融機関の中には、金融システムに占める預金のシェアが業態全体として重要な割合に達しない限り、銀行とは異なる規制を受けている可能性がある。

02.3 コア・プリンシプル基準は、以下のように構成される。

- (1) 本セクションの残りの部分では、コア・プリンシプルの広範な目的を考慮しながら、本文書の読み方を説明する。
- (2) 「コア・プリンシプルで使用される特定の用語の説明」は、共通の用語を列挙し、本基準の文脈においてこれらがどのように解釈されるべきかを明確にしている。
- (3) 「評価メソドロジー」は、法域がコア・プリンシプルへの遵守の程度を測定する際に、また FSAP の文脈の中で、基準がどのように使用されるべきかを説明する。
- (4) 「実効的な銀行監督のための前提条件」は、実効的な銀行監督が依拠する多くの外部要素を提示しているが、それらは監督当局の直接的な権限の範囲内にはないかもしれない。
- (5) 「コア・プリンシプル及び評価基準」は、29 の原則及びそれらに付随する必須及び補足基準を規定する。
- (6) 「バーゼル委の基準、ガイドライン及びサウンド・プラクティスに関するアップデート」は、前回のコア・プリンシプルの実質的な見直し以降にバーゼル委が公表した新たな及び改訂された基準、ガイドライン及びサウンド・プラクティスを列挙している。
- (7) 「IMF 及び世界銀行により作成される評価報告書の構成及び指針」は、IMF 及び世界銀行による FSAP の目的のために、法域及び評価者に対して実務的なガイダンスを提供する。

02.4 銀行セクターは、重要ではあっても金融システムの一部にしかすぎない。バーゼル委は、可能な限り、コア・プリンシプルと、例えば、証券・保険に関する対応する基準、マネーロンダリング（AML）及びテロ資金供与対策（CFT）、透明性に関する対応する基準との整合性を維持するよう努めてきた。しかしながら、重要なリスク分野及び監督上の優先事項はセクターごとに異なるため、差異は必然的に残存する。

全般的なアプローチ

02.5 バーゼル委は、最低限、バーゼル委メンバー国が国際的に活動する銀行に対してバーゼル枠組みを完全に実施することを期待する。コア・プリンシプルもバーゼル基準であるが、全ての法域の全ての銀行に適用される。

02.6 各コア・プリンシプルは、全ての銀行及び銀行グループの監督に適用される。監督の強度は、銀行のリスク特性やシステム上の重要性に応じたものとなる必要がある。

02.7 監督当局が企業グループの一部である個別銀行を監督する場合、監督当局が当該銀行及びそのリスク特性を、様々な観点から検討することが不可欠である。単体ベース（ミクロとマクロの双方に重点を置きながら）、連結ベース（銀行を「銀行グループ」内の他の企業と共に一体として監督するという意味において）及びグループ全体ベース（銀行グループ外の他のグループ企業から生ずる潜在的リスクを勘案）。グループ企

業（銀行グループの内外を問わない）は、強みともなり得るものの、銀行の財務内容、評判、及び全般的な安全性と健全性に悪影響を及ぼし得る弱みともなり得る。監督当局は、銀行が、異なるセクターにまたがる規制された主体と規制されていない主体が混在するグループまたは金融コングロマリットの一部である場合に、当該銀行にもたらされるリスクを慎重に考慮すべきである。監督当局は、その機能を遂行するに当たり、個々の銀行内で生じたものか、その関連企業（規制された主体であるか否かを問わない）又は主なマクロ金融環境から生じたものかを問わず、広い範囲のリスクを観察しなければならない。

- 02.8 時には銀行が窮地に陥る場合もあり、より広範な銀行及び金融セクターへの悪影響を最小限に抑えるためには、金融危機への効果的な備え及び危機管理、並びに秩序ある破綻処理の枠組み及び措置が必要である。これらには、銀行が採用する再建計画等の措置、並びに問題を抱える銀行の秩序だった再編又は破綻処理を調整するために監督当局、破綻処理当局及びその他の当局が採用する措置が含まれる。コア・プリンシプルの遵守は、監督当局が破綻処理当局でもあることを求めない。

比例適用

- 02.9 比例適用の概念は、適用される規則や監督上の実務が、銀行のシステム上の重要性やリスク特性と統合的であるとともに、特定の金融システムのより広範な特性に対して適切であることを確保するものである。比例適用の目的は、基準の頑健性を希薄化することではなく、法域の状況や監督当局の能力を反映することである^[3]。

脚注

[3] 比例適用の実施における実務的な考慮事項の詳細については、バーゼル委「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）及び「金融包摂に関連する金融機関の規制・監督への実効的な銀行監督のためのコア・プリンシプルの適用に関するガイダンス」（2016年9月）を参照。

- 02.10 コア・プリンシプルは、所期の目的を達成するために、広範な法域に適用可能なものでなければならず、各法域の銀行セクターには、広範な種類の銀行（国際的に活動する大規模銀行から、小規模で複雑でない預金取扱機関に至るまで）が含まれ得る。この適用範囲の広さに対応するために、監督当局が自らの機能を果たすことへの期待という観点からも、監督当局が銀行に課す要件という観点からも、比例的なアプローチが採用されている。比例適用の概念は、コア・プリンシプルにおいて必ずしも直接言及されていない場合であっても、コア・プリンシプルの評価と実施を下支えするものである。
- 02.11 コア・プリンシプルは、銀行に対する監督の適切な強度は様々であり、より規模が大きく、より複雑で、よりリスクの高い銀行に対しては、より多くの時間と資源が投入されることを認識している。監督当局は、銀行が抱えるリスク、ガバナンスとリスク管理の有効性、銀行や金融システムにもたらすリスクという観点から、銀行のリスク特性

を評価すべきである。このプロセスでは、結果に焦点を当て、規則の遵守状況への受動的な評価を超えて、監督上のリソースを最適に活用できる場所に集中させる。

02.12 全ての銀行は、最低限の自己資本及び流動性基準を遵守し、実効的なガバナンス及びリスク管理の枠組みと実務を確立しなければならないが、比例適用の原則により、監督当局は、様々な銀行及び銀行システムに対する規制上及び監督上の要件の水準をより良く整合させることが可能となる。コア・プリンシプルとの関係においては、監督当局が銀行に課す要件は、銀行のリスク特性やシステム上の重要性（規模や複雑性を含むが、これらに限定されない）に応じたものであるという期待に反映されている。

02.13 コア・プリンシプルは、最も重要な目標が達成される限り、監督に対する様々なアプローチを認めている。実施および評価の際、並びに評価者と各国当局との対話の際には、各国固有の状況及び監督実務が適用される状況を考慮すべきである。

コア・プリンシプルの改訂

02.14 改訂されたコア・プリンシプルは、規制・監督上の進展、銀行業の構造変化、及び2012年の前回改訂以降のFSAP評価から得られた教訓を反映している。今回の改訂は、

(i) 金融リスク、(ii) オペレーショナル・レジリエンス、(iii) システムック・リスク及びマクロプルーデンス監督、(iv) 気候関連金融リスクや金融のデジタル化などの新たなリスク、(v) ノンバンク金融仲介（NBFIs）、(vi) リスク管理実務、などいくつかのテーマ別トピックを踏まえている。

02.15 グローバル金融危機後の期間において、銀行は、バーゼルⅢ基準を含むより強固な規制・監督の枠組みに支えられて、金融リスクに対する強靭性を構築し続けてきた。コア・プリンシプルは、バーゼル委によって導入された多くのグローバル金融危機後の改革の主要な要素を反映するために強化されてきた。特に、銀行及び銀行システムのレバレッジ（例えば、レバレッジ比率）を抑制する上で、リスクベースのアプローチを補完する非リスクベースの手法の重要性、信用リスク管理実務の強化、引当金に対する予想信用損失アプローチの導入、大口エクスポージャーおよび関連先取引の管理に対するより厳格な要件などである。Covid-19の世界的流行や銀行の経営難の事例など、より最近の危機は、様々な異なるショックに対する銀行及び銀行システムの強靭性の重要性と、実効的な監督の必要性を強調した。

02.16 金融リスクに加え、銀行が、感染症の世界的流行、サイバー・インシデント、技術的障害、自然災害などのオペレーショナル・リスクに関連する深刻な事象に対して、より良く耐え、適応し、回復することができるよう、オペレーショナル・レジリエンスの強化に向けた多大な努力が払われてきた。コア・プリンシプルは、ガバナンス、オペレーショナル・リスク管理、事業継続計画（BCP）とその検証、相互関連性と相互依存性のマッピング、サードパーティ依存の管理、インシデント管理、強靭なサイバーセキュリティと情報通信技術（ICT）に対する焦点を強めている。

- 02.17 過去 10 年間は、システミック・リスクを特定・分析し、それらに対処するための予防的な行動をとることを支援するために、システム全体にわたるマクロ的な視点の銀行監督への適用が重要であることを再確認してきた。広範な金融システムの視点を採用することは、多くのコア・プリンシプルにとって不可欠であり、そのため、バーゼル委はマクロプルーデンスの問題に関する特定の独立した原則を含めていないが、得られた教訓に基づいて既存の要件を強化するよう努めてきた。これには、リスクが生じ、顕在化または消滅するにつれて増加または解放され得る資本バッファ（例えば、カウンターシクリカル資本バッファ）の有用性が含まれる。
- 02.18 気候変動は、個々の銀行の安全性と健全性に影響を与えうる物理的リスクと移行リスクをもたらす可能性があり、銀行システム及び金融の安定に対してより広範な示唆を持つ。気候関連金融リスクを明示的に参照し、監督実務と銀行のリスク管理を改善するためのプリンシプルベースのアプローチを促進するために、的を絞った変更が導入されている。銀行は、気候関連のリスク要因が金融リスクを通じてどのように顕在化するかを理解し、これらのリスクが様々な時間軸（伝統的な資本計画の期間を超える可能性がある）にわたって具体化する可能性があることを認識し、これらのリスクを軽減するための適切な措置を実施すべきである。監督当局はまた、銀行の監督において気候関連金融リスクを考慮し、銀行のリスク管理プロセスを評価し、気候関連金融リスクの重要性を評価することを可能にする情報の提出を銀行に要求することも期待されている。銀行と監督の双方の実務は、この分野における不均質性の程度と実務の進展を踏まえ、気候関連金融リスクを柔軟な形で考慮する。
- 02.19 技術主導型のイノベーションと金融のデジタル化は、顧客の行動と銀行サービスの提供方法の双方を変化させている。新たな商品、新規参入者および新技術の利用は、監督当局、銀行及び銀行システムにとって機会とリスクの双方をもたらす。デジタル化は、伝統的なリスク（例えば、流動性リスクやオペレーショナル・リスク、戦略リスク）を増幅させる可能性があると同時に、デジタルコミュニケーションチャネルは、銀行のストレスをより急速に伝播させる可能性がある。銀行はまた、技術サービスの提供に関してサードパーティへの依存を高めるようになっており、これは、サイバーリスクの追加的なポイントを生み出すとともに、潜在的なシステム全体の集中を生み出し、オペレーショナル・レジリエンスの重要性をさらに浮き彫りにしている。監督が実効的であり続けるためには、監督当局は、（記録がどこに保管されているかとは無関係に）関連情報へのアクセスを確保し、銀行の重要な業務を支援している第三者によって行われた活動を含め、銀行グループの全体的な活動をレビューする必要がある。
- 02.20 前回のコア・プリンシプルの改訂以降、金融仲介は、金融技術の急速な進歩と NBFII の急拡大により、大きく進展してきた。NBFII は、金融サービスの提供において銀行を補完するものであるが、その活動は金融システムの安定に影響を及ぼし、銀行との相互連関を通じて潜在的な波及リスクを増大させ得る。コア・プリンシプルは銀行として指

定された機関に適用されるように設計されているが、監督当局は、NBFIの活動から生じるリスクと銀行システムへの潜在的な影響に引き続き注意を払うべきである。改訂されたコア・プリンシプルは、グループ全体を監督するためのアプローチを強化するとともに、監督当局が様々なNBFIが銀行にもたらすリスクを監視し、銀行がカウンターパーティー・リスクを管理するための要件を強化している。

- 02.21 リスクの変化やより広範な中長期的な傾向を反映して、銀行が健全なリスク文化を定着させ、強固なリスク管理実務を維持し、持続可能なビジネスモデルを採用し、実施することが重要である。銀行のビジネスモデルの持続可能性という概念は、銀行が長期にわたって持続可能な収益を生み出す健全かつフォワードルッキングな戦略を設計し、実施するという期待を反映している。銀行のリスク管理と監督のアプローチは、この点で強化された。持続可能なビジネス戦略を設計し、実施する責任は銀行の取締役会にあるが、銀行のリスク文化やビジネスモデルの頑健性を評価することは実効的な監督の重要な要素であることから、監督当局も重要な役割を担っている。

BCP10：コア・プリンシプルで使用される特定の用語の説明

10.1 このセクションでは、コア・プリンシプル全体を通じて使用されている特定の主要な用語の説明を提供する。これらの説明は、本文書の文脈においてのみ読まれるべきであり、バーゼル枠組み全体に適用されたり、バーゼル枠組みのいかなる要素を修正したりするものでもない。

- (1) 適用可能なバーゼル基準:特定の原則において「適用可能なバーゼル基準」と言及する場合は、その原則に関連して有効な最新のバーゼル委の基準又はガイドラインを指す。
- (2) 銀行:コア・プリンシプルで「銀行」という用語を使用する場合、「銀行」が単体ベースを指している場合を除き、これは「銀行及び銀行グループ」と読むべきである。
- (3) 銀行グループ:国内外の持株会社、銀行及びその支店、子会社、関連会社並びに合併企業を含む。より広いグループ内の他の企業、例えば、非銀行（非金融を含む）企業からのリスクも関連性がある場合がある。グループ全体に対する監督手法は、会計上の連結の範囲を超える。他のすべてのバーゼル要件の基礎として使用される連結の範囲は、[SCO]基準に定められている。
- (4) バーゼル枠組み:国際的に活動する銀行に適用され、[バーゼル枠組み](#)に統合されているバーゼル委の基準を指す。
- (5) 受益者/受益所有者:顧客を最終的に所有または支配する自然人および/または顧客に代わって取引が行われている自然人を指す。また、法人または法的取極めに対して最終的かつ実質的な支配を行使する者も含まれる。

- (6) 取締役会および上級管理職:一般的に監視機能および管理機能を指し、本基準全体を通じて、各法域内で適用される法律に従って解釈されるべきである。これらの機能に関しては、国によって法的および規制的枠組みに大きな違いがある。一部の国では、2層式取締役会構造を採用しており、取締役会の監督機能は、執行機能を持たない監査委員会として知られる独立した組織によって遂行される。他の国では、対照的に、1層式取締役会構造を採用しており、取締役会はより広範な役割を持つ。これらの違いのため、本基準は特定の取締役会構造を推奨するものではない。
- (7) ビジネスモデルの持続可能性:ビジネスモデル分析の実施に際しては、監督当局は、銀行の経営環境の潜在的な変化を考慮しつつ、持続可能なリターンを長期にわたって生み出すための銀行のフォワードルッキングな戦略の健全性や、事業計画・戦略を遂行する能力を評価する。
- (8) 気候関連金融リスク:気候変動または気候変動を緩和するための取組みから生じる可能性のある潜在的リスク、それらに関連する影響、ならびにそれらの経済的および金融的影響を指す。気候関連の物理的リスクおよび移行リスクのドライバーは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、戦略リスクおよび評判リスクなどの伝統的な金融リスクのカテゴリーに変換することができる。気候関連金融リスクは様々な計測期間にわたって顕現化する可能性があり、この期間は銀行の伝統的な資本計画の期間を超える場合がある。
- (9) コンプライアンス機能:必ずしも組織上の単位を意味するとは限らない。コンプライアンス・スタッフは、事業部門から独立しているべきコンプライアンスの部門長までの報告ラインも有することを条件として、事業部門または現地子会社に常駐し、事業部門の管理職または現地の管理職まで報告することができる。
- (10) カウンターパーティ信用リスク:カウンターパーティ信用リスクを生じさせる取引には、店頭（OTC）デリバティブ、取引所取引デリバティブ、長期決済取引およびバイラテラルまたは中央清算される証券金融取引が含まれる。カウンターパーティ信用リスクは、銀行、非金融企業およびNBFIとの取引（ただし、これらに限定されない）から生じる可能性がある（原則 17[BCP40.39]も参照）。
- (11) カントリー・リスク:外国で発生する事象から生ずる損失へのエクスポージャーのリスクである。これは、個人、法人、銀行または政府が関与するあらゆる形態の融資または投資活動をカバーしているため、ソブリン・リスクよりも広い概念である（原則 21[BCP40.48]も参照）。
- (12) 信用リスク:貸出金、投資、銀行間貸出、デリバティブ取引、証券金融取引およびトレーディング活動を含む、オンバランスシート及びオフバランスシートのエクスポージャーから発生し得る（原則 17[BCP40.39]も参照）。
- (13) 外部専門家:外部監査人または適切な権限を与えられ、適切な秘密保持制限の対象

となるその他の適格な外部当事者を含めることができる。

- (14) 内部監査:必ずしも組織上の単位を意味しない。一部の国では、代替策として、主要な内部統制についての独立審査を利用するシステム（例えば、外部の専門家が実施する）を導入することを小規模銀行に対し認めている。
- (15) マクロ経済環境:広義に解釈されるべきであり、事業または信用サイクルの段階、金融市場の状況及び地政学的動向を含むことができる。
- (16) オフ・サイト業務:銀行の財務状況を定期的にレビュー及び分析し、さらなる注意を必要とする事項をフォローアップし、発生しつつあるリスクを特定および評価し、優先事項やさらなるオフ・サイトおよびオン・サイト業務の範囲などの特定及び評価に役立てるためのツールである。
- (17) オン・サイト業務:銀行において適切な方針、手続きおよび統制が存在することを独立した立場で検証し、各銀行から提出された情報の信頼性を確認し、銀行の経営状態を判断するために必要な銀行及びその関連会社に関する追加的な情報を入手し、監督当局が示した懸念に対する銀行のフォローアップ状況を監視するためのツールである。
- (18) オペレーショナル・リスク:内部手続き、人およびシステムが不適切であること、または機能しないこと、または外生的事象に起因する損失に係るリスクである。この定義には、法的リスクは含まれるが、戦略リスクおよび評判リスクは含まれない（原則 25[BCP40.56]も参照）。
- (19) 関連先:以下を含むべきである。
 - (a) 銀行の子会社及び関連会社（これらの子会社、関連会社及び特別目的会社を含む）並びに銀行の支配力が及ぶ又は銀行に対して支配力を行使しているその他のあらゆる主体
 - (b) 受益者を含む銀行の主要株主
 - (c) 銀行の取締役、上級管理職及び主要職員と、関連会社において以上に相当する者、並びに取締役又は上級管理職に重大な影響を及ぼす可能性のある者
 - (d) (a) から (c) までに掲げる自然人については、その直接的及び関連する利益並びにその近親者（原則 20[BCP40.46]も参照）。
- (20) 関連先取引:オンバランスシート及びオフバランスシートの信用エクスポージャー、サービス契約や資産購入及び売却などの内部取引、建設契約、リース契約、デリバティブ取引、借入、並びに貸倒償却を含む。「取引」という用語は、関連先との間で行われる取引だけでなく、（銀行が既存のエクスポージャーを有している）無関係の当事者がその後に関連先となる状況も含めて、広義に解釈されるべきである（原則 20[BCP40.46]も参照）。
- (21) リスク選好度:銀行が戦略目標や経営計画を達成するために、どの程度のリスクを引き受けるかをあらかじめリスクキャパシティ（自己資本基盤、リスク管理・統制

能力、規制上の制約等を勘案した上で銀行が引き受けることができるリスクの最大額)の範囲内で決定した上で、銀行が引き受けるリスクの合計水準と種類を示したものの。

- (22) リスク文化:リスク認識、リスク・テイク、リスク管理、リスクに関する意思決定を形成する統制に関連する銀行の規範、態度、行動を指す。リスク文化は、経営陣及び従業員の日々の活動の中で意思決定に影響を与え、彼らが引き受けるリスクに影響を与える。
- (23) リスク特性:銀行が引き受けるリスク・エクスポージャーの性質と規模。
- (24) サービス提供者:サードパーティ、グループ内企業(すなわち、親会社、子会社または関係会社などのグループ内の会社)^[1]、および(該当する場合は)サプライチェーンのさらに先の他の主体を含む。
- (25) ストレス・テスト:単純な感応度分析から、より複雑なシナリオ分析及びリバース・ストレス・テストまで、様々な活動で構成される。
- (26) 監督当局:銀行監督に関与する各当局を指す(原則1・必須基準1[BCP40.5(1)]参照)。本基準では、明確化のためにより長い表現の「銀行監督当局」を用いる必要がある場合を除き、このような当局を「監督当局」と呼ぶ。別段の記載がない限り、「監督当局」は母国の監督当局を指す。
- (27) システム上の重要性:[SCO40]、[SCO50]及び[RBC40]に記載されているように、銀行の規模、相互関連性、代替可能性、グローバルまたは法域を越えた活動(存在する場合)、及び複雑性によって決定される。
- (28) トランスファー・リスク:借り手が、現地通貨を外貨に交換できず、そのために外貨での債務返済ができないリスクをいう。このリスクは、通常、借入国の政府が課す為替規制から生ずる(原則21[BCP40.48]も参照)。

脚注

[1] 支店は切り離された法人ではないため、グループ内提供者とはみなされないが、本店から海外支店へのサービス提供、または支店間のサービス提供から生じるリスクを検討することも適切であろう。

BCP20 : 評価メソドロジー

20.1 コア・プリンシプルは、各国が自国の制度の質を評価する作業を助け、改革のための計画に示唆を与えることを主たる目的としている。コア・プリンシプルの遵守状況を評価することは、当該国において実効的な銀行監督制度の導入を促すための有益な手段である。様々な国において、監督当局及び評価者が、コア・プリンシプルの遵守状況を客観的かつ比較可能な方法で評価することを促すためには^[1]、本評価メソドロジーを参照すべきである。ただし、このことは、遵守状況の評価に際し、両者が自ら下す判断

の必要性を否定するものではない。こうした評価は、既存の監督・規制制度の問題点を把握し、政府当局や銀行監督当局が採るべき是正措置の基盤を形成するものとなるべきである。

脚注

[1] 監督制度を格付することは、評価の目的の一つではない。

20.2 法域の評価の公表は透明性を提供するが、ある法域の評価は、他の法域の評価と直接比較することはできない。第一に、評価は比例適用を反映しなければならない。そのため、多くのシステム上重要な銀行が所在する法域は、小規模で複雑でない預金取扱機関のみを有する法域に比べ、「遵守」との格付を取得するためのハードルが当然より高いことになる。第二に、各法域は、必須基準のみに照らして評価を付与されるか、又は必須基準と補足基準の両方に照らして格付を付与されるかを選択することができる。第三に、評価は必然的に各国に固有のものであり、様々な程度で時点に依存する。したがって、各コア・プリンシプルのために提供される説明及び各コア・プリンシプルのための格付に付随する定性的な注釈は、検討中の特定の構成要素に対する法域のアプローチ及び改善の必要性を理解するためにレビューされるべきである。各国が受ける「遵守」及び「不遵守」の格付の数を単に参照することによって各国を比較しようとしても、有益ではない。

20.3 より広い観点から見て、実効的な銀行監督は、監督当局の直接的な権限の範囲に含まれない可能性のある多くの外的要因又は前提条件に依存している。前提条件のレビューは定性的であり、コア・プリンシプルの遵守状況の評価（及び格付）とは明確に区別される。

評価メソッドロジーの使用

20.4 評価メソッドロジーは、複数の状況のもとで活用できる。

- (1) 銀行監督当局者自身による自己評価、
- (2) IMF 及び世界銀行が、例えば FSAP の一環として行っている監督制度の質と有効性の評価^[2]、
- (3) コンサルティング会社等、民間の第三者により行われるレビュー、または
- (4) 例えば、地域の銀行監督当局グループ等において行われるピア・レビュー。

脚注

[2] FSAP の実施の一環として行った経験から学んだ教訓に関し、IMF 及び世界銀行は定期的に報告書を作成している。これらには、有益な情報が含まれており、コア・プリンシプルを改訂する際にも利用された。

20.5 いかなる状況においても、下記の要素は不可欠である。

- (1) コア・プリンシプルの遵守に関する最近の自己評価は、手法および実務を強化する必要がある場合の重要な指標を提供することになるため、監督当局が実施すべき

不可欠な作業である。

- (2) 客観性を促すため、コア・プリンシプルの遵守状況は、監督の分野に精通した2人の適格な外部評価者により行われ、両名の異なる視点からチェック・アンド・バランスが働くことが最適である。
- (3) 銀行監督の手續の公正な評価は、全ての関係当局の純粋な協力なくしては実施できない。
- (4) 29の原則のそれぞれを評価する手續は、様々な要素を比較衡量する必要があり、実務に精通しかつ相応しい経験を持つ、資質のある評価者のみがこれを行うことができる。
- (5) コア・プリンシプルの遵守状況を解釈するため、評価に際しては、当該国の法令及び会計制度に関連して、法律及び会計分野における専門性を必要とする。
- (6) 基準が、概念上のみならず、実際に達成されているかを判断するため、評価は包括的かつ十分に掘り下げたものでなくてはならない。法律及び規則は、範囲・深度ともに十分であり、これらは効果的に執行され、遵守されていなければならない。これらが存在するというだけでは、諸基準が満たされていることの十分な証左とはならない。

コンプライアンスの評価

20.6 評価の主たる目的は、銀行監督の弱点の性質や程度を特定することにある。コア・プリンシプルを実施するプロセスは、その遵守状況を評価することから始まるものの、評価自体は目的達成のための手段であり、目的そのものではない。このような評価は、必要に応じ、監督当局（及び場合により政府）が銀行監督制度を改善するための計画に着手することを可能にする。

20.7 コア・プリンシプルの評価手法は、必須基準及び補足基準の双方を含む。

- (1) 必須基準は、健全な監督実務のための最低限のベースラインの要件であり、すべての国に普遍的に適用可能である。必須基準に照らして各国を評価する際には、その国の監督実務が、監督対象となる銀行のリスク特性とシステム上の重要性に応じたものであるべきことを認識しなければならない。すなわち、評価に当たっては、監督実務が適用される文脈を考慮しなければならない。
- (2) 補足基準は、より複雑な銀行を有する国が目指すべきベスト・プラクティスとして提案されている。効果的な銀行監督の実務は静的なものではなく、教訓を踏まえて、銀行業務が発展・拡大し続けるにつれて時間とともに進展する。監督当局はしばしば、銀行に対して「ベスト・プラクティス」を採用するよう迅速に奨励し、最高の監督基準に向けて継続的に移行することを追求することによって「自ら手本となる」べきである。このような意欲を高めるため、コア・プリンシプルの補足基準は、現在のベースラインの期待を上回るが、個々の監督枠組みの頑健性に寄与する監

督実務を定めている。監督実務が進化するにつれて、コア・プリンシプルの各改訂において、基本線となる基準への期待が変化するとともに、多くの補足基準が必須基準となることが期待される。この意味で、必須基準と補足基準の使用は、コア・プリンシプルが長期に亘る継続的な関連性を有することに貢献する。

20.8 IMF 及び/又は世界銀行による評価を受けている国は、次の 3 つの評価オプションを有する。

- (1) 当該国が、他の選択肢を明示的に選択しない限り、必須基準のみに照らしてコア・プリンシプルの遵守状況が評価され、格付される方法、
- (2) 自国における規制及び監督を将来的に更に向上させる余地のある分野を特定し、その実現方法に関し評価者の所見から学ぶため、自主的に補足基準による評価を選択する方法。ただし、コア・プリンシプルの遵守状況の格付は、引き続き必須基準のみ参照し行われる、または
- (3) 監督に関するベスト・プラクティスの形成を図る国のため、自主的に必須基準と補足基準の両方による評価、格付を選択する方法。これは、法域、特に重要な金融センターである法域に対して、最高の監督基準の採用を主導するインセンティブを提供することが期待される。

20.9 外部機関^[3]によるコア・プリンシプルの評価については、以下の 4 段階の格付けが使用される。[BCP20.10]に述べる特定の状況においては、「該当せず」の格付を使用することができる。

- (1) 遵守-当該国が、大きな不備を伴うことなく該当する全ての必須基準^[4]を満たしている場合、当該国はその原則を「遵守」しているとされる。もちろん、当該国が、他の手段により当該原則を達成していることを証明できる場合もある。逆に、各国の特別な事情により、必須基準だけでは当該原則の目的を常に十分に達成することができず、当該原則に述べられている銀行監督の要素に実効性があると判断されるための追加的な措置の証拠が必要な場合もある。
- (2) ほぼ遵守-小さな不備のみが認められ、それらの不備が、当該原則の完全な遵守を一定期間内に達成する監督当局の能力と明確な意志に疑問を抱かせるようなものではない場合において、当該国がその原則を「ほぼ遵守」しているとされる。「ほぼ遵守」の格付は、当該銀行監督制度が必須基準の全てを満たしていないものの、全体としての実効性が十分に高く、重大なリスクへの対策が採られ、放置されていない場合に用いられる。
- (3) かなりの程度不遵守-公式の法令、規則及び手続が定められているにも関わらず、重大な不備があり、明らかに監督が実効的に行われていないこと、実際の運用が弱いこと、あるいは、把握された不備に照らして原則の遵守に関する監督当局の能力に疑いがあることを示す証拠が存在する場合、当該国はその原則について「かなりの程度不遵守」とされる。「ほぼ遵守」とされた場合と「かなりの程度不遵守」と

された場合の「差」が大きく、両者間の選択が困難であることは認識されている。しかし、これには、評価者に明確な意見を迫る意図がある。

- (4) 不遵守-当該原則が実質的に実施されておらず、必須基準のいくつかを満たされていないか、または監督が明らかに実効性を欠いている場合、当該国はその原則について「不遵守」とされる。

脚注

[3] 自己評価の格付は、当局に有用な情報を提供しうる一方、評価者は独自の独立した判断を下すことになるため、強制されるものではない。

[4] 格付の目的上、任意で補足基準に照らして評価され、格付されることを選択した国については、格付の対象として、本パラグラフで言及される「必須基準」には補足基準も含まれる。

- 20.10 また、当該国の構造的、法的及び制度的特性に鑑み、当該原則が当てはまらなないと評価者が判断した場合、当該原則については「該当せず」とされる。揺籃期にあるかまたは規模が微小な銀行業務が監督対象外となっているケースにおいて、「不遵守」ではなく「該当せず」と評価すべきだったのではないかという批判がなされた事例がいくつか存在する。評価する時点において比較的小規模であった業務の重要性が後に増すこともあり得るため、監督当局はそのような展開を把握し、対応する準備をしておくべきであるが、これについては評価者の判断に委ねるべきである。ただし、監督制度は、規制や監督がただちに必要だとは考えられていない場合でも、そのような業務を監視することが可能であるべきである。「該当せず」と評価することが妥当なのは、監督当局がその事象について把握しており、対応することが可能であるものの、現実的には当該業務がリスクとなり得る規模に拡大する可能性がない、という場合である。

- 20.11 格付は、厳密な科学的手法ではなく、コア・プリンシプルは、様々な方法で達成することができる。評価基準は、コンプライアンスに関するチェックリスト手法としてではなく、定性的な評価作業として捉えられるべきである。一部の法域では、その状況及び事情に応じ、実効的な監督を行う上で、特定の基準が遵守されていることの方がはるかに重要な場合がある。従って、達成されている基準の総数は、必ずしも当該原則の総合的な遵守状況の格付に結びつかない。各々の原則の格付にはコメントを添えるべきであり、むしろ、格付自体よりもコメントを重視すべきである。評価作業の目的は、第一義的には「格付」を付与することではなく、改善に向けた環境を作り、コア・プリンシプルの完全な遵守を達成するために何を優先的に改善すべきかを明確にした行動計画を作成するため、対応を要する分野に監督当局の関心を向けさせることにある。

- 20.12 この評価には、[BCP30]で述べられている実効的な銀行監督のための前提条件に見られる問題が、実効的な銀行監督をどう阻害しているのか、また、監督措置がそのような問題をどのように効果的に軽減するかについての評価者の意見も含まれるべきである。特に、個々のコア・プリンシプルの遵守状況の評価では、弱いと考えられる前提条

件によって、遵守状況が主にどのように影響を受ける可能性があるかを明確に言及すべきである。この所見は、格付のような評価ではなく、定性的な評価であるべきである。前提条件の不備が監督の実効性にとって重要である限りにおいて、それらは影響を受けるコア・プリンシプルの格付に影響を及ぼす可能性がある。

評価を実施する際の実務的な考慮事項

20.13 バーゼル委は、評価報告書の作成及び提出に関する詳細なガイドラインを定めないものの、評価者が評価を行い、評価報告書^[5]を作成する際に考慮すべき点がいくつか存在すると考える。

脚注

[5] 例として、[BCP99]は、IMF 及び世界銀行が作成し、個別国のコア・プリンシプル実施状況を評価するために策定した書式を含む。

20.14 まず、評価する際に、評価者は広範な情報や関係者に自由にアクセスできなければならない。必要な情報は、例えば、関連する法律や規則、政策等の公開情報のみならず、自己評価や監督当局のための運用ガイドライン、あるいは、可能であれば個々の銀行に対する監督評価など、より機密に関係する情報も含まれ得る。このような情報は、監督当局に機密保持を求める法的義務に違反しない限り、提供されるべきである。評価に関するこれまでの経験によれば、守秘義務の問題は、評価者と評価対象当局とが一時的に取決めを交わすことで解決できる場合が多い。評価者は、一つまたは複数の銀行監督当局、他の国内監督当局、政府の関連省庁、銀行及び銀行協会、監査人、及び金融セクターの他の参加者を含む、広範な個人や団体と幅広く面談する必要がある。必要な情報が得られない事例と、そのことが評価の正確性に与え得る影響を、特に注記すべきである。

20.15 次に、コア・プリンシプルの各原則の遵守状況を評価するにあたり、原則によっては、法律、健全性規則、監督ガイドライン、オン・サイトの検証及びオフ・サイトの分析、当局への報告及び公衆への情報開示、そして法務執行の有無に関する証跡など、一連の要件を評価しなければならない。評価では、これらの要件が実際に行われているかどうかを確認しなければならず、監督当局がコア・プリンシプルを実施するために必要な機能上の独立性、技術、資源及び意思を有しているかについても評価する必要がある。評価にあたり、適切な場合には、監督当局が関連する権限を有し、これらを行行使していることを確認しなければならない^[6]。

脚注

[6] コア・プリンシプルは、監督当局が十分な権限を有し、これらの権限が適切な監督ツールを通じて行使されることを求めている。例えば、原則 1 の必須基準 6 は、監督当局が、銀行が法令や規制を遵守していないと判断した場合に、適時に是正措置を講じる、又は一連の制裁措置を課す権限を有することを要求しており、同時に、原則 11 は、監督当局が適時に是正措置を講じる、又は迅速に制裁措置を課すために行動すること

に言及している。

- 20.16 マクロ経済環境の評価及び危険な傾向の蓄積の検出のようないくつかの課題は、厳格な遵守/非遵守構造には適さないことに留意することが重要である。これらの任務を遂行することは困難かもしれないが、監督当局は、その時点で入手可能な情報を考慮して可能な限り正確な評価を目指すべきであり、そのようなリスクに対処し、軽減するための合理的な措置を講じるべきである。
- 20.17 評価では、不備のみに焦点を当てるのではなく、具体的な実績も強調すべきである。このような方法により、銀行監督の実効性をより明確に浮かび上がらせることができる。
- 20.18 一部の法域では、監督対象の銀行グループに属さない NBFi が、銀行と同様の活動を行っている。これらの金融機関は、金融システム全体で重要な位置を占めるにも関わらず、ほとんど監督されていない場合がある。コア・プリンシプルは銀行の監督のみを扱っているため、これらの NBFi を正式に評価するために用いることはできない。しかし、評価報告書では、最低でも、監督下にある銀行が NBFi から影響を受けている業務分野や、ノンバンクの活動から生じ得る何らかの問題に言及すべきである。
- 20.19 クロスボーダーでの銀行業務の進展に伴い、コア・プリンシプルの遵守状況を評価する作業は一段と複雑になっている。母国当局と現地当局との協力や情報交換を改善することは、平時でも危機的状況時でも最重要事項である。従って、評価者は、当該二国間の銀行業務上のつながりの規模や複雑性を考慮した上で、そのような協力や情報交換が、必要に応じて実際に行われているかを確認しなければならない。
- 20.20 原則 15 から 25 に照らして銀行によるリスク管理を評価する目的において、銀行のリスク管理の枠組みは、個々の業務ラインや業務単位を包含する、リスク・エクスポージャーに関する統合された銀行全体の視点を取り入れるべきである。銀行がグループの構成員である場合には、リスク管理の枠組みは、銀行グループ全体及び銀行グループ内のリスク・エクスポージャーも対象とし、より広範なグループ内の他の企業によって銀行又は銀行グループにもたらされるリスクも考慮に入れるべきである。
- 20.21 原則 29（金融サービスの濫用）の評価は、一部の国については、FATF の相互評価手続とのある程度の重複を伴う。この重複に対処するために、FATF による評価が最近実施された国では、FSAP の評価者が、その評価を前提とし、FATF によって特定された不備に対処するために監督当局が講じた措置の検証に評価を集中させることも可能である。FATF による評価が最近実施されていない国の場合、FSAP の評価者は、その国による銀行の AML/CFT 対策の監督の評価を継続する。

BCP30 : 実効的な銀行監督のための前提条件

- 30.1 実効的な銀行監督システムは、平時、またストレス時における経済・金融状況のも

とでも監督政策を実効的に策定、実施、監視及び執行できる必要がある。監督当局は、銀行または銀行システムに悪影響を及ぼしかねない外部状況に対応できる必要がある。実際に、監督の実効性に直接的な影響を及ぼす要素または前提条件はいくつか存在する。これらの前提条件の殆どは監督当局の直接または単独の所掌の範囲外にある。こうした前提条件が、銀行の規制及び監督の効率性または実効性に影響する懸念を有する場合、監督当局は、そうした懸念の存在、及びそれらの前提条件が監督の目的に現に及ぼしている、または及ぼし得る負の効果について、政府及び関係当局の注意を喚起すべきである。監督当局は、監督当局の直接または単独の所掌の範囲外にある問題に対処するため、政府及び関連当局と協力すべきである。また監督当局は、通常業務の一環としても、そのような懸念が銀行に対する規制・監督の効率性及び実効性に及ぼす影響に対処するための措置も採り入れるべきである。

30.2 上記の前提条件には、以下のものが含まれる。

- (1) 健全かつ持続可能なマクロ経済政策
- (2) 金融安定化政策の策定のための十分に確立された枠組み
- (3) 十分に発達した公的インフラストラクチャー
- (4) 危機管理、再建及び破綻処理のための明確な枠組み
- (5) 適切なレベルのシステムミックな保護（又は公的セーフティ・ネット）
- (6) 実効的な市場規律

30.3 健全なマクロ経済政策（主に財政及び金融政策）は、安定的な金融システムの基盤である。健全な政策が存在しなければ、多額の政府債務及び支出等の不均衡又は流動性の過度の不足ないし供給が生じ、金融システムの安定性を損ないかねない。さらに、政府の政策^[1]の中には、銀行及び他の金融仲介機関を道具として利用しているものもあり、これにより、実効的な監督が妨げられかねない。

脚注

[1] このような政策の例として、大量の政府発行証券の累積、政府による規制または不均衡の拡大による資本市場へのアクセスの減少、金融緩和政策による資産の質の低下及び経済条件の悪化への対応策としての政府主導の貸付または支払猶予要件（の緩和）、が挙げられる。

30.4 実体経済及び銀行や金融システムとの間の相互作用に鑑み、マクロプルーデンスのサーベイランス及び金融安定化政策の策定のための明確な枠組みが存在することが重要である。このような枠組みでは、金融システムにおけるシステムミック・リスク及び新たなリスクを識別し、システムミック・リスクの累積に繋がりがねない市場及び他の金融及び経済的要因を監視及び分析し、適切な政策を策定・実施し、このような政策が銀行及び金融システムにどのような影響を及ぼしているかを評価する当局または担当機関を定める必要がある。また、これには、関連当局間の実効的な協力及び協調のための仕組みも含めるべきである。

30.5 公的インフラストラクチャーに不備がある場合、金融システムや市場を弱体化させるか、それらの改善を難しくさせ得る。十分に発達した公的インフラストラクチャーは、以下の要素を含む必要がある。

- (1) 整合的に執行され、紛争の公正な解決のメカニズムを提供する、会社、破産、契約、消費者保護及び私有財産に関するビジネス法の体系、
- (2) 効率的かつ独立した司法制度、
- (3) 広く国際的に受け入れられている、包括的で、明確に定義された会計原則及び規則、
- (4) 銀行を含めた財務諸表の利用者に対し、当該財務諸表がその企業の真実かつ公正な財務状況を示しており、また、確立された会計原則に沿って作成されていることを独立した立場から保証し、かつ監査人に説明責任を課す、独立した外部監査システム、
- (5) 有能で、独立し、かつ経験を積んだ専門職（例えば、会計士、監査人、弁護士及び評価人）が利用可能であること。これらの専門家の業務は、公的機関または職業団体が国際的基準に従って定め、執行する透明性のある技術的及び倫理的基準に従う。また、これらの専門家は適切な監督に服さなければならない、
- (6) 他の金融市場、及び必要な場合にはそれらの市場の参加者に対して適用される、明確に定義されたルール及び適切な監督、
- (7) カウンターパーティー・リスクが実効的に統制・管理されている、金融取引の決済のための安全で、効率的かつ十分に規制された（中央清算機関を含む）支払・清算システム、
- (8) 借り手に関する信用情報を利用可能とさせる効率的かつ実効的な信用調査機関及び（または）リスクの評価に役立つデータベース、及び
- (9) 経済、金融及び社会に関する基本的な統計が公開されていること

30.6 実効的な危機管理の枠組み及び破綻処理制度は、問題を抱えるあるいは破綻しかけている銀行及び金融機関から生じ得る、金融の安定性を損ないかねない混乱を最小限に抑える助けとなる。危機管理及び処理のための健全な制度的枠組みには、関連当局（銀行監督当局、破綻処理当局、財務省及び中央銀行等）それぞれの所管事項の明確化及びこれを支える実効的な法的基盤が必要になる。関連当局は、既に実質的な破綻状態にあり、再建できる合理的な見込みのない金融機関の処理を行うための、法律によって定められた広範な権限及び適切な手段を有するべきである。また、危機管理及び処理のための個別及び共同の責任並びにこれらの責任を協調的に果たす方法について、関連当局間で合意されている必要もある。これには、再建及び処理が必要となる状況を扱い、そのような状況が実際に発生した場合にこれを管理するための事前の計画立案が容易となるよう当局間で互いに機密情報を共有できる能力も含まれる。

30.7 システミックな保護の適切な水準の決定は、特に公的資金の投入を伴い得る場合において、政府及び中央銀行を含む各関連当局が対処すべき政策上の問題である。監督

当局は、問題の金融機関に関する詳しい知識を有するため、重要な役割を担うことになる。システム的な問題を扱う場合には、市場のシグナル及び規律の歪みを最小限に抑えつつ、金融システムに対する信認が損なわれ、本来は健全な金融機関に影響が伝播するリスクに対処する必要がある。システム的な保護の枠組みにおける、一つの重要な要素は預金保険制度である。このような制度が透明かつ十分な検討の上で設計されていれば、金融システムに対する公衆の信頼を高め、それによって、問題を抱える銀行からの影響の伝播を抑制することに寄与し得る。

- 30.8 実効的な市場規律は、市場参加者への情報の適切な流れ、経営管理の行き届いた組織に報いる適切な金銭的インセンティブ及び投資家が自身の決定から生じる結果を免れないようにするための仕組みに部分的に依存する。対処すべき事項は、コーポレート・ガバナンスや、借り手から投資家及び債権者に対し、正確で意味のある透明な情報が適時に提供されるよう確保することなどを含む。政府が公共の政策目的を達成するために貸出をはじめとする商業的な意思決定に影響を与え、また決定を覆そうとした場合、市場のシグナルが歪み、規律が損なわれるおそれがある。このような状況のもとで、政府またはその関連機関が貸付を実施あるいはこれを保証する場合、こうした取決めを開示し、当該貸出が不良化した場合に金融機関に対して補償を与えるための正式な手続を設けることが重要である。

BCP40：コア・プリンシプルと遵守状況を評価するための基準

- 40.1 コア・プリンシプルは、監督システムが実効的であるために必要な 29 の原則を定めている。これらは 2 つのグループに分類できる：
- (1) 原則 1 から 13 は、監督当局の権限、責任、機能に焦点を当てている；
 - (2) 原則 14 から 29 は、銀行に対する健全性規制と要件に焦点を当てている。
- 40.2 本章では、29 のコア・プリンシプルの各原則の評価基準を、以下の 2 つの見出しに分けて列挙する。「必須基準」と「補足基準」である。
- 40.3 個々の評価基準は、まだ完全に実施されていないとしても、すでに確立されている国際基準や健全な監督慣行に基づいている。適切な場合には、基準の基礎となる文書を「参考文書」として引用している。これらの文書には、監督上の期待や実務についてより詳細な説明が含まれている。バーゼル委が公表したガイドラインは、バーゼル委メンバー法域によって遵守されることが期待されている。

原則 1：責任、目的及び権限

- 40.4 原則 1^[1]：実効的な銀行監督システムでは、銀行及び銀行グループの監督に関与している当局それぞれについて明確な責任及び目的が定められている。銀行免許の付与、継続的な監督の実施、法律の遵守への対処及び安全性と健全性に関わる問題に対処す

るための是正措置の適時実施に必要な法的権限を各所管当局に付与する、銀行監督に関する適切な法的枠組みが整備されている。

脚注

[1] 参考文書：「サウンド・プラクティス：FinTechの発展をもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」（2018年2月）、「監督措置の実効性評価と監督当局の説明責任に係る報告書」（2015年7月）及び「金融コングロマリット監督諸原則」（2012年9月）

40.5 必須基準

- (1) 銀行監督に関与する各々の当局の責任と目的が、法令により明確に定義され、公表されている。複数の当局が銀行システムの監督を所管する場合、規制及び監督上の齟齬が生ずるのを防ぐための、信頼できかつ一般に利用可能な枠組みが設けられている^[2]。
- (2) 銀行監督の主目的は、銀行及び銀行システムの安全性及び健全性の促進である。銀行監督当局がより広範な責任を負う場合であっても、その他の責任は、主目的の下位に位置付けられ、矛盾が生じることがない。
- (3) 法律及び規則により、監督当局が銀行の健全性に関する最低基準を定め、執行するための枠組みが整備されている。監督当局は、個々の銀行に対して、そのリスク特性及びシステム的な重要性に応じて、健全性に関する要件を引き上げる権限を有する。
- (4) 銀行法、規則及び健全性基準が、変化する業界や規制の実態に対して実効性かつ関連性が維持されるよう、必要に応じて改正されている。これらは、適宜市中協議に付され、適時に公表されている。
- (5) 監督当局は、以下の権限を有する。
 - (a) 銀行の取締役会、経営陣、職員及び記録（関連するサービス提供者が保有し、直接または監督対象の銀行を通じてアクセスできる記録を含む）に全面的にアクセスすること^[3]、
 - (b) 国内かクロスボーダーかを問わず、銀行の活動全体（関連するサービス提供者が行う活動を含む）を精査すること、及び
 - (c) 法域内で設立された銀行の海外業務を監督すること。
- (6) 監督当局は、銀行が法律ないし規則を遵守していないと判断した場合、または、安全ではない業務や不健全な業務、または銀行や銀行システムを脅かし得る行為を行っているか、その可能性が高いと判断した場合、以下のことを行う権限を有する。
 - (a) 適時に是正措置を実施する（及び（または）銀行にその実施を命ずる）こと、
 - (b) 様々な制裁を課すこと、
 - (c) 銀行免許を取り消すこと、及び
 - (d) 必要な場合には、処理の発動を含め、銀行の秩序だった処理を実現するために

関連当局と協力し、協調すること。

- (7) 監督当局は、銀行の安全性及び健全性への影響を確認するため、親会社及び親会社の系列会社の活動について精査する権限を有している。監督当局は、入手可能な場所に拘らず、直接または監督対象の銀行を通じて、精査をするために必要な全ての情報にアクセスすることができる。

脚注

[2] 監督当局が健全性業務を関連する国家機関へ分担または移管した場合、その役割と責任は法律で明確に定められ、公表される。保持されるあらゆる残りの権限または責任は、その分担が明確になるように、公に開示されなければならない。

[3] この目的上、「アクセス」には、監督当局が直接銀行の施設にアクセスすることや、必要に応じて、上級管理職や取締役会（個人および全体の双方）に直接または仮想的にアクセスすることが含まれる。

原則 2： 監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護

- 40.6 原則 2^[4]： 監督当局は、業務上の独立性、透明な手続、健全なガバナンス、自律性を損なわない予算編成過程及び適切な資源を備え、自らの職務の遂行及び資源の活用に関する説明責任を負う。銀行監督のための法的な枠組みには、監督官に対する法的保護も含まれる。

脚注

[4] 参考文書：「監督措置の実効性評価と監督当局の説明責任に係る報告書」（2015年7月）

40.7 必須基準

- (1) 監督当局の機能上の独立性、説明責任及びガバナンスが、法律に規定され、公表されている。監督当局の機能上の独立性が、政府ないし業界の干渉によって阻害されていない。監督当局が、その監督下にある銀行に関する健全性方針を設定し、監督上の措置または決定を行う全面的な裁量権を有する。
- (2) 監督当局の長及びその運営組織の構成員の任命及び解任のための手続が透明性を伴うものである。監督当局の長は、決められた任期のもと任命され、在任期間中は法律に明記された理由によるか、身体的または精神的に役割を果たすことができず、不正行為により有罪であると認定された場合にのみ解任され得る。解任の理由は公表される。
- (3) 監督当局は、自らの目的を公表し、それらの目的に照らして、自らに与えられた任務の遂行について、透明性のある枠組みを通じて説明する責任を有する。監督当局は、監督上の優先事項を定期的に公表する。
- (4) 監督当局は、問題の重要性に応じた適切なレベルで適時の監督上の決定及び緊急時における迅速な決定が可能となるような実効的な内部ガバナンス及び連絡手続

を有する。特定の業務または意思決定に対する権限の委任とともに、組織内での責任の割当てが明確に定義されている。監督手続には、実効的な意思決定及び説明責任を支援するための内部の検証と均衡が含まれる。運営主体は、実際のまたは潜在的な利益相反を回避するよう構成される。

- (5) 監督当局及びその職員は、専門性及び高潔性に基づき信頼を得ている。利益相反を防ぐ方法及び職務を通じて入手した情報の適切な利用に関する規則が定められ、これに反した場合の制裁が存在する。
- (6) 監督当局は、実効的な監督及び監視を実施するための適切な資源を有している。監督当局の財源は、自律性または機能上の独立性を損なわない方法によって賄われている。これには以下の手段が含まれる。
 - (a) 監督対象となる銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じ、人数及び技能の面で十分な職員を確保し得る予算、
 - (b) 質の高い職員をひきつけ、確保できる給与水準、
 - (c) 必要な守秘義務の対象となる監督上の業務を遂行するために、必要な専門的スキル及び独立性を有する外部専門家に業務を委託する能力、
 - (d) 職員に対する定期的な研修のための予算とプログラム、
 - (e) 銀行業界を監督し、個々の銀行を評価するために必要な手段を職員に与える上で十分な技術面の予算、及び
 - (f) 適切なオン・サイトの作業、重大な関連性のある国内及び国際的な会合（例えば監督カレッジ等）へのクロスボーダー協力及び参加を可能にする旅費予算。
- (7) 監督当局は、毎年実施する資源計画の一環として、関連する新たなリスク及び実務ならびに監督の進展も考慮に入れながら、既存の職員の技能及び短期から中期にわたる予測需要/必要性を定期的に把握している。監督当局は、特定された数及び（または）技能面での隔たりを埋めるための措置を検討し、実施する。
- (8) 監督当局は、監督プログラムの策定や資源の配分に際し、個々の銀行のリスク特性及びシステミックな重要性並びにそれらのリスクを緩和するために用い得る様々な手法を考慮する。
- (9) 法律により、監督当局及びその職員は、職務を忠実に遂行する過程において採った行動及び（または）不作為に関する訴訟から法的に保護されている。監督当局及びその職員は、職務を忠実に遂行する過程において採った行動及び（または）不作為について自らを弁護するための費用についても、適切な保護が与えられている^[5]。

脚注

[5] 「監督当局及びその職員」という用語は、監督当局のトップ、統治機関、従業員及び監督当局のために業務を遂行するあらゆる専門的サービス提供者を含むものとして理解されるべきである。保護は、誠実に職務を遂行している間に行われた行為及びまたは不作為に関して提供されるため、任用期間、契約期間または雇用期間が終了しても

解除されない。

原則 3： 協力及び協調

40.8 原則 3^[6]：法律、規則または他の取決めにより、国内外の関連当局と協力、協調するための枠組みが整備されている。これらの取決めには、機密情報の保護の必要性も反映されている。

脚注

[6] 原則 3 については、原則 12 [BCP40.27]、原則 13 [BCP40.30] 及び原則 29 [BCP40.66] において詳述されている。

40.9 必須基準

- (1) 銀行、その他の金融機関の安全性と健全性及び（または）金融システムの安定性に責任を有する全ての国内当局との間で、情報の分析及び共有を含む協力及び共同作業を行うための取決めが、公式なものであるか非公式なものであるかを問わず、存在する。それらの取決めが必要に応じて実際に機能している証拠が存在する。
- (2) 銀行システムの安定性に影響を及ぼす可能性のあるシステムック・リスクのモニタリング、特定、対処に関連する措置を講じる際に、監督当局がその権限の範囲内で、マクロプルーデンス政策に責任を有する関係当局と協調するための取決めが、公式なものであるか非公式なものであるかを問わず、存在する。
- (3) 銀行の海外の関連当局との間で、情報の分析及び共有を含む協力及び共同作業を行うための取決めが、公式なものであるか非公式なものであるかを問わず、存在する。それらの取決めが必要に応じて実際に機能している証拠が存在する。
- (4) 監督当局は、機密情報を他の国内当局ないしは海外の監督当局に提供できるものの、提供したあらゆる機密情報が、受領者側により当該銀行のみまたはシステム全体の監督目的のみに用いられ、機密情報として取り扱われるよう確保するための合理的な方策を講じなければならない。
- (5) 監督当局は、他の監督当局から受領した機密情報を、当該銀行のみまたはシステム全体の監督目的のみに用いる。監督当局は、情報の提供を受けた監督当局の許可なく、受領した情報を第三者に開示してはならず、保有する機密情報に対する（裁判所または立法機関からの命令以外の）いかなる開示要求も拒絶することができる。監督当局が、他の監督当局から受領した機密情報を法律にもとづき開示せざるを得ない場合、当該監督当局は、どのような情報を開示せざるを得ないか、また開示の背景となる事情について記載し、情報の提供を受けた監督当局に速やかに通知する。機密情報の開示に同意が得られない場合、監督当局は、当該要求を拒絶するまたは情報の機密性を保護するためにあらゆる合理的な手段を講じる。
- (6) 監督当局は、破綻処理当局（例えば、必要に応じて、中央銀行及び財政担当省庁）による再建及び処理のための計画の策定及び措置の実施を支援するための手続を

備えている。

原則 4：許容される業務

40.10 原則 4：免許を付与され、銀行としての監督を受ける組織が行うことのできる業務が明確に定義され、「銀行」という名称の使用が制限されている。

40.11 必須基準

- (1) 「銀行」という用語が、法律または規則によって明確に定義されている。
- (2) 銀行として免許を付与され、監督に服する機関が行うことができる業務が、監督当局によって、または法律や規則において、明確に定義されている。
- (3) ドメイン名を含む、名称に「銀行」という単語及び「銀行業」などのあらゆる派生語を使用することは、世間一般の誤解を招かないよう、全ての状況において、免許を有し、監督に服している機関に限定される。
- (4) 一般からの預金の受入は、銀行として免許を付与され、監督に服している機関のみに認められている^[7]。
- (5) 監督当局ないし免許付与当局は、自法域内で営業する外国銀行支店を含め、免許を受けている銀行の最新のリストを、容易に一般がアクセスできるような方法で公表するか、これを入手可能にしている。

脚注

[7] バーゼル委は、預金を受け入れているものの、銀行とは異なる規制を受けている NBFIs が存在していることを認識している。これらの金融機関は、取引の種類及び規模に応じた形態の規制に服すべきであり、業態全体として、金融システムにおける預金に占める比率が大きなものであってはならない。

原則 5：免許付与の基準

40.12 原則 5^[8]：免許付与当局が、銀行免許付与の基準を設定し、一定の基準を満たさない銀行の申請を却下する権限を有する。免許付与手続は、最低限、銀行及びより広範なグループの所有構造及び（取締役及び上級管理職の適格性（fitness and propriety）を含む）ガバナンス、戦略面及び業務面の計画、内部統制、リスク管理及び（自己資本基盤を含めた）財務状況の予測に対する評価で構成される。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の同意を事前に得られている。

脚注

[8] 参考文書：「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（2015年7月）、「シエルバンクとブッキング・オフィス」（2003年1月）

40.13 必須基準

- (1) 法律により、銀行免許の付与及び取消について責任を負う当局が定められている。免許付与当局は、銀行監督当局である場合と、他の権限当局である場合があり得る。

免許付与当局と監督当局が同一でない場合、監督当局は、個々の申請について自らの見解が考慮され、懸念が対処される権限を有する。さらに、免許付与当局は、免許を受けた銀行の監督に際して重要であり得る情報を監督当局に提供する。監督当局は、必要な場合には、免許を新たに受けた銀行に対して健全性に関する条件または制限を課す。

- (2) 法律または規則により、免許付与当局に対し、銀行免許付与の基準を設定する権限が与えられている。免許付与当局は、基準が満たされていないかまたは提出された情報が不適切なものであった場合、申請を却下する権限を有する。免許が虚偽の情報にもとづいて付与されたらと免許付与当局または監督当局が判断した場合、当該免許を取り消すことができる。
- (3) 免許付与当局は、銀行及び当該銀行の属するより広範なグループが提案する法律上、経営上、業務運営上及び所有関係上の構造が以下の点について実効的であることを妨げないことを確認する。
 - (a) 単体ベース及び連結ベースの監督、及び
 - (b) 将来における是正措置の実施シェルバンクには免許を付与しない。
- (4) 免許付与当局は、受益者（beneficial owners）を含む主要株主^[9]及び重大な影響を及ぼし得るその他の主体を特定し、その適格性を確認する。また、免許付与当局は、所有構造の透明性や、当初資本の調達源及び必要とされる場合に追加的な金融支援を行う株主の能力を評価する。
- (5) 全ての銀行について当初資本の最低限度額が定められている。
- (6) 申請を承認する際、免許付与当局は、提案されている銀行の取締役及び上級管理職の専門知識と高潔性、責任を引き受ける可能性と時間的制約、及び利益相反の可能性を評価する（適格性審査：fit and proper）。適格性審査の基準には、以下の項目が含まれる。(i) 当該銀行が計画する業務内容に照らして、関連する金融業務に関する十分な技能と経験、(ii) 銀行内で重要な地位を占める上で不適格となるような犯罪歴あるいは規制当局による否定的判断の記録が存在しないこと^[10]。免許付与当局は、銀行の取締役会が、全体として、銀行が追求を意図する重要な活動及びこれに付随するリスクに関する健全な知識を備えているかどうかを確認する。監督当局は、重要な事象（例えば、支配権の変更または大規模な買収）が発生した場合、または取締役の適格性に影響を及ぼす情報を受領した際に、取締役の適格性を再評価する。
- (7) 免許付与当局は、銀行の提案する戦略上、業務運営上の計画を精査する。これには、犯罪行為の察知と防止や、外部委託を予定している機能の監視を含む、コーポレート・ガバナンス、リスク管理及び内部統制の適切なシステムの整備の確認が含まれる。業務運営の構造には、銀行が提案する活動の範囲及び洗練度が反映される必要

がある^[11]。

- (8) 免許付与当局は、設立が予定されている銀行の仮の（pro forma）財務諸表及び将来見通しを精査する。これには、申請された経営計画を支えるに十分な財務力及び銀行の主たる株主の財務情報の評価が含まれる。
- (9) 外国銀行が支店ないし子会社を設立する場合、現地監督当局は、免許を付与する前に、母国監督当局が異議を唱えていないこと（あるいは「異議なし」という見解が伝えられていること）を確認する。現地監督当局は、自国内のクロスボーダー銀行業務について、母国監督当局がグローバルな連結ベースの監督を行っているかどうかを確認し、この情報を免許付与及び監督上の手法に利用する。
- (10) 免許付与当局ないし監督当局は、新規に参入した銀行の業務上、戦略上の目標の達成状況を監視し、かつ免許付与の際に示された監督上の要件が満たされていることを確認するための方針と手続を備えている。
- (11) 免許付与の基準は、継続的な監督において適用される基準と整合的である。監督当局は、銀行が免許を付与された後も、適用される基準を引き続き遵守していることを確認する。

脚注

[9] 銀行の会社所有を認めている国では、これには銀行の会社所有者が含まれる。

[10] 原則 14 必須基準 8 参照。

[11] 原則 29 参照。

原則 6： 主要な所有権の移譲

40.14 原則 6^[12]： 監督当局^[13]は、既存の銀行に対して直接的または間接的に行使される主要な所有権または支配力を他の主体に移譲させる提案に対して審査、却下し、健全性に関する条件を課す権限を有する。

脚注

[12] 参考文書：「銀行の平行所有構造」（2003 年 1 月）及び「シェルバンクとブッキング・オフィス」（2003 年 1 月）

[13] 原則 6 では全体を通じて「監督当局」という用語が用いられているが、バーゼル委は、いくつかの国では、これらの問題が別の免許付与当局によって扱われることを認識している。

40.15 必須基準

- (1) 法律または規則に、「主要な所有権」及び「支配力」の明確な定義が含まれている。
- (2) （受益所有者を含む）所有構造の変化、一定限度を超える議決権の行使、あるいは支配力の変化をもたらすような変更の提案に関して、監督当局の承認を得るか、または即座に通知することが求められている。
- (3) 監督当局は、主要な所有権の変更が、銀行に免許を付与する際に用いられる基準と

同等の基準を満たすよう確保するため、(受益所有者を含む) 主要な所有構造や支配力の変更をもたらす提案を却下するか、あるいは当該出資に係る議決権の行使を阻止する権限を有する。監督当局は、主要な所有権の変更が虚偽の情報にもとづいて行われたと判断した場合、主要な所有権の変更を却下、修正または無効とする権限を有する。

- (4) 監督当局は、定期的な報告あるいはオン・サイトの検証を通じ、銀行から、全ての重要な株主ないし支配的影響力を行使する主体の名前及びその持分に関する情報を入手する。これには、名義人、カストディアン及び所有者を隠蔽するために用いられ得る手段 (vehicle) を通じて保有されている株式の受益者の身元が含まれる。
- (5) 監督当局は、監督当局への通知ないし監督当局の承認など所要の手順を経ずに行われた支配力の変更に対し、修正、無効ないしその他の方法で対処するため、適切な措置を講ずる権限を有する。
- (6) 銀行は、主要株主または支配力を有する主体の適格性に悪影響を及ぼす可能性のある重要な情報を入手した場合、法律や規則、または監督当局によって、ただちに監督当局に通知するよう義務づけられている。

原則 7： 主要な買収

40.16 原則 7： 監督当局は、(i) (クロスボーダーの業務拠点の設置を含め) 銀行による主要な買収や投資を所定の基準に沿って承認または却下 (あるいは、その承認または却下を所管当局に勧告) し、健全性に関する条件を課す権限、及び(ii) 会社の系列関係や組織構造が銀行を不当なリスクに晒したり、かつ実効的な監督を妨げたりすることがないことを確認する権限を有する。

40.17 必須基準

- (1) 法律または規則により、次の事項が明確に定められている。
 - (a) いかなる種類及び (絶対額及び (または) 銀行の自己資本との比較における) 金額の買収及び投資を行う際に監督当局の事前承認が必要とされるか、及び
 - (b) 買収及び投資が事後通知で足りる場合。そのような場合とは、主として、買収及び投資の対象が銀行業に密接に関連した業務であり、かつ、投資額が銀行の自己資本に比して小さい場合である。
- (2) 法律または規則により、個々の銀行による買収や投資の提案を判断する基準が定められている。
- (3) 監督当局は、新たな買収及び投資が銀行を不当なリスクにさらさないこと、実効的な監督を妨げないことを確認する。また、監督当局は、それらによって将来における是正措置の実効的な実施が妨げられないことを確認する^[14]。監督当局は、適切な連結ベースの監督を行うために必要な情報の入手を妨げるような法律や規則が存在する国において、銀行による (クロスボーダー銀行業務の設立を含む) 大規模な

買収及び投資を禁止できる。この評価を行う際に、監督当局は、現地国における監督の実効性及び連結ベースで監督を行う自身の能力を勘案する。

- (4) 監督当局は、銀行が買収及び投資を管理するにふさわしい財務上、経営上及び組織上の資源を当初より有していることを確認する。
- (5) 監督当局は、銀行業務以外の活動が銀行に及ぼし得るリスクを認識し、それらのリスクを緩和するための措置を講ずる手段を有する。監督当局は、銀行業以外の活動への投資を許可する前に、銀行のこれらのリスクを管理する能力を勘案する。
- (6) 監督当局は、銀行グループ内の他の企業による主要な買収または投資が、銀行を不当なリスクにさらさないこと、または実効的な監督を妨げないことを確認する。また、監督当局は、必要な場合、これらの新規の買収及び投資が、将来における是正措置の実効的な実施を妨げないことを確認する。監督当局は、必要に応じて、このような買収または投資から生ずる銀行へのリスクに効果的に対処することが可能である。

脚注

[14] 監督当局は、買収または投資が銀行の秩序だった破綻処理の障害となるかどうかを考慮に入れる。

原則 8： 監督上のアプローチ

40.18 原則 8^[15]：実効的な銀行監督のシステムとは、システミックな重要性に則して、個々の銀行のリスク特性のフォワード・ルッキングな評価を策定・維持し、銀行及び銀行システム全体から派生するリスクを識別、評価及びそれらに対処し、早期介入のための枠組みを備え、銀行が実質的な破綻状態に陥った場合、他の関連当局と協力して、秩序だった処理のための措置の実施に向けた計画を整備することを監督当局に求めるものである。

脚注

[15] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）、「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」（2022年6月）、「早期監督介入に係る枠組み」（2018年3月）、「サウンド・プラクティス：FinTechの発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」（2018年2月）、「脆弱な銀行の特定と取扱いに関するガイドライン」（2015年7月）

40.19 必須基準

- (1) 監督当局は、以下のリスクの性質、影響及び範囲を継続的に判断し、評価するための明確に定義された手法及び手続を用いる。
 - (a) 銀行が晒されているリスク、及び
 - (b) （金融システムの安定性への影響と相互連関を含む）銀行システムの安全性及び健全性にもたらすリスク。

当該手法及び手続は、特に、銀行グループの構造（より広範なグループの事業体がもたらすリスクを含む）、ビジネスモデルの持続可能性^[16]を含む、銀行のビジネスモデルを取り巻くリスク、将来見通し^[17]を踏まえた銀行のリスク特性、銀行の内部統制環境及び破綻処理可能性を扱う。当該手法は、銀行間での妥当な方法での比較を可能にし、監督の頻度及び密度に、このような分析の結果が反映されている。

- (2) 監督当局は、適切な場合には関係当局と連携して、国内の状況においてどの銀行がシステム上重要であるかを評価し、特定する手続を用いる。監督当局は、システム上の重要性を評価および決定するために採用された手続の概要を示す情報を公表する。監督当局は、これらの評価が国内金融システムの現状を反映していることを確保するために、十分に定期的にこれらの評価を実施する。
- (3) 監督当局は、銀行が健全性規制やその他の法令上の要件を遵守しているかを評価する。
- (4) 監督当局は、銀行のリスク評価を行う際、マクロ経済環境、気候関連金融リスク及び新たなリスクを考慮する。また、監督当局は、例えば NBFIs の規制当局と頻繁に接触することにより、NBFIs における、業態の枠を超えた動向も勘案する。
- (5) 監督当局は、他の関連当局とともに、以下の点を識別、監視及び評価する。
 - (a) 銀行システム内及びシステム全体におけるリスクの累積や伝播、動向及び集中
 - (b) 銀行及び銀行システム全体に影響を及ぼしかねない新たに発生するリスクまたはシステム全体にわたるリスク
 - (c) 金融システムの安定性への影響を含む、銀行システムの安定性に悪影響を及ぼす可能性のある、銀行による共通の行動（例えば、プロシクリカルな行動）、相互関連性及び相互接続性監督当局は、このような分析の結果を銀行の評価に織り込み、銀行システムの安定性への重大な脅威に積極的に対処する。監督当局は、重要な動向または新たなリスクの発生を金融システムの安定性に責任を負う関連当局に伝達する。
- (6) 監督当局は、銀行及び他の国内監督当局から提供された情報にもとづき、破綻処理当局とともに、（必要な場合には）銀行のリスク特性及びシステム的な重要性に留意し、銀行の処理可能性を評価する。秩序だった破綻処理を妨げる銀行固有の障壁の存在が判明した場合、監督当局は、必要であれば、事業戦略、経営、業務と所有権の構造及び内部手続の変更等、適切な措置を講ずるよう当該銀行に求める。そのような措置を講ずる際は、当該銀行の継続的な業務の健全性と安全性に対する当該措置の影響を考慮に入れる。
- (7) 監督当局は、再建や破綻処理の要請または実施の決定を適時に下せるような、ストレスが蓄積している間及びストレス下にある時に銀行に対処するための明確な枠組みまたは手続（例えば、リスクの識別及び早期介入）を有する。

- (8) 監督当局は、銀行が規制対象範囲外の業務を行うことを回避するために業務を再編していることを認識した場合、これに対処するための適切な措置を講じる。監督当局は、全面的または部分的に規制対象範囲外の銀行類似の活動が行われていることを察知した場合、規制上の裁定に対処するために、その問題について所管当局の注意を促すための適切な措置を講じる。

脚注

[16] 持続可能な事業戦略を立案し実行する最終的な責任は、銀行の取締役会にある。

[17] 将来見通し設定の評価期間には、必要に応じて、気候関連金融リスクおよび新たなリスクを適切に反映すべきである。

原則 9： 監督上の手法及び手段

40.20 原則 9^[18]： 監督当局は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性を考慮に入れながら、監督上のアプローチを実施するために、適切な範囲の手法及び手段を利用し、比例原則にもとづいて監督資源を投入する。

脚注

[18] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022 年 7 月）

40.21 必須基準

- (1) 監督当局は、銀行の経営状態、そのリスク特性、内部統制環境及び監督上の懸念に対処するために必要な是正措置について判断するため、オン・サイト及びオフ・サイトの監督を適切に組み合わせる。オン・サイト及びオフ・サイトの監督の具体的な組合せは、その国及び銀行の特別な事情や環境に応じて決定され得る。監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイト機能の質、実効性及び相互補完性を定期的に評価し、必要に応じて自らの手法を改正する。
- (2) 監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイトの活動を計画及び実行するための一貫した手続を有する。また、それらの活動が、明確な責任、目的及び成果物を伴って徹底かつ統合的な形で行われ、かつオン・サイトの機能とオフ・サイトの機能の間で有効な調整と情報交換が行われるよう確保するための方針と手続が存在する。
- (3) 監督当局は、個々の銀行の安全性や健全性、及び銀行システムの安定性、重大なリスクの評価、必要な是正措置や監督措置の特定を、定期的に精査、評価するため、様々な情報を利用する。これには、健全性に係る報告書、統計報告書、銀行の関連会社に関する情報及び公開情報が含まれる。監督当局は、受領した銀行に関する情報を用いて、銀行のリスク特性に関する包括的な見解と理解を形成する。監督当局は、銀行から提供された情報が信頼できるものかを確認し^[19]、必要に応じて、銀行及びその関連会社に関する追加的な情報を入手する。
- (4) 監督当局は、以下のような様々な手段を用い、個々の銀行の安全性と健全性、及び銀行システムの安定性を定期的に見直し、評価する。

- (a) 財務諸表及び勘定の分析、
- (b) ビジネスモデルの分析、
- (c) 水平的なピア・レビュー、
- (d) リスク管理及び内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの分析、
- (e) 銀行が行ったストレス・テストの結果の検証、
- (f) 個々の銀行またはシステム全体に対する監督上のストレス・テストの実施を含む、厳しい経済シナリオの下での銀行の資本及び流動性水準の適切性の評価。

監督当局は、必要な場合、フォローアップ作業の必要性を確認するため、自らの分析結果を利用する。

- (5) 監督当局は、銀行から提供された情報及び自らの分析に基づき、必要に応じ、判明した事実を銀行に伝達し、個々の銀行の安全性及び健全性、または銀行システムの安定性（金融システムの安定性への影響及び相互関連性を含む）を損ないかねない特定の脆弱性を軽減するための措置を講ずるよう銀行に義務づける。
- (6) 監督当局は、銀行の内部監査機能（外部委託または共同委託されたものを含む）の作業を評価し、監督当局が潜在的なリスク分野を識別する上で内部監査人の作業を信頼できるか、また、どの程度信頼できるかを判断する。
- (7) 監督当局は、銀行の戦略、グループ構造、コーポレート・ガバナンス、業績、自己資本の適切性、流動性、資産の質、リスク管理システム及び内部統制等の事項について理解し、評価するために必要に応じて、銀行の取締役会、非執行取締役、監査委員会、上級及び中間管理職（個々の事業ユニット及び統制機能の長を含む）と十分な頻度で協働する。監督当局は、必要な場合には、戦略及びビジネスモデルの策定における前提について、銀行の取締役会及び上級管理職に異論を述べる。
- (8) 監督当局は、書面による報告ないし銀行の経営陣との協議や会談を通じ、オン・サイト及びオフ・サイトの監督分析から判明した事項を適時に当該銀行に伝える。監督当局は、必要に応じ、監督上の検証及び外部監査の結果について協議するため、銀行の上級管理職及び取締役会と会談する。また、必要に応じて、銀行の独立取締役及び外部監査人と別途会談する。
- (9) 監督当局は、銀行が監督上の懸念に対処しているか、または銀行に伝えた要求が実行されているかを確認するため、かつ適時適切なフォローアップ活動を行う。これには、行動計画が適切または適時に実施されていない場合において、監督当局の適切なレベル及び銀行の取締役会に早期に上申することも含まれる。
- (10) 監督当局は、銀行に対し、活動、構造及び全般的な状況に関する重大な変化について前もって、また、法令ないし健全性規制に対する違反を含め、好ましくない重大な事態に気付いた場合はただちに、監督当局に知らせるよう求める。
- (11) 監督当局は、外部の専門家を含む独立した第三者を利用することができるが、健全

性に関する自らの責任を第三者に委ねることはできない。第三者が利用される場合、監督当局は、以下を行う。

- (a) 監督上の任務を遂行するために任命された業務の範囲を含め、その役割及び責任を明確に定義し、文書化すること
 - (b) 第三者の指定された業務への適合性、業務の質、及び意図した水準において信頼できるかどうかを評価すること
 - (c) 第三者が適切な秘密保持制限の対象となることを確保すること
 - (d) 第三者に影響しかねない偏りを考慮に入れること、そして
 - (e) 監督上の目的のために第三者が行った業務の過程で特定された重要な欠陥について、第三者が速やかに注意を喚起することを要求すること
- (12) 監督当局は、健全性に関する情報の処理、監視及び分析を促進する適切な情報システムを有する。当該システムは、フォローアップ対応を要する分野の特定に役立つものとなっている。

脚注

[19] 原則 10 参照。

40.22 補足基準

- (1) 監督当局は、利用可能な一連の監督手段の適切性及び実効性やその利用の実効性を、例えば内部監査機能、内部リスク管理機能または第三者評価によって、定期的かつ独立して見直すための枠組みを有し、必要に応じて変更する。監督上のアプローチは、引き続き実効的であり、目的に適合していることを確保するために、定期的に見直しされ、必要に応じて改善されるべきである。

原則 10： 監督当局への報告

40.23 原則 10^[20]： 監督当局は、単体及び連結ベースの双方で、銀行が提出する健全性に関する報告書及び統計報告書^[21]を徴求し、調査し、分析する。また、オン・サイト検査または外部専門家の活用により、これらの報告を独自に検証する。

脚注

[20] 参考文書：「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」（2022 年 6 月）、「サウンド・プラクティス：FinTech の発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」（2018 年 2 月）、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（2013 年 1 月）、「金融コングロマリット監督諸原則」（2012 年 9 月）

[21] 本原則において、「健全性に関する報告書及び統計報告書」とは、定められた会計報告書とは別に、追加的な提出を求められるものを指す。前者は本原則で、後者は原則 27 で取り扱われる。

40.24 必須基準

- (1) 監督当局は、銀行に対し、自らの財務状況、業績及びリスク・エクスポージャーに

ついて、単体及び連結ベースの双方で、定期的かつ要求があり次第情報を提出するよう求める権限を有する。これらの報告書には、オンバランスとオフバランスの資産・負債、損益、自己資本の適切性、流動性、大口エクスポージャー、リスクの集中（経済部門、地域及び通貨別を含む）、資産の質、貸倒引当金、関連先取引、金利リスク、マーケット・リスク及び銀行に対する気候関連金融リスク及び新たなリスクの重要性の評価を可能にする情報が含まれる。

- (2) 監督当局は、監督当局に提出する報告書を作成する際に用いられる基準を明確に示した解説を提供する。それらの基準は、国際的に広く受け入れられた会計上の原則及びルールに基づいている。
- (3) 監督当局は、銀行に対し、評価の導出手法に係る健全なガバナンス構造及び統制手続を備えるよう求める。公正価値は、リスク管理及び報告目的のために整合性を以って適用される、重要かつ信頼性のあるデータを最大限活用して測定される。評価の枠組み及び統制手続は、内部におけるまたは外部専門家による適切かつ独立した確認及び検証の対象となる。監督当局は、規制目的で利用される評価が信頼できかつ健全であるかどうかを評価する。監督当局は、評価が十分に健全ではないと判断した場合、銀行に対し、自己資本の適切性または規制報告目的の報告内容を調整するよう求める。
- (4) 監督当局は、必要な情報の性質や、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に相応しい頻度で銀行から情報を収集し、分析する。
- (5) 監督当局は、銀行間で有意な比較を行うため、連結ベースの監督の対象に含まれる全ての銀行及びその他の会社から、比較可能なベースで、同一期日（ストック）及び同一期間（フロー）のデータを収集する。
- (6) 監督当局は、以下に該当すると考える場合には、銀行及び業種に拘らずより広範囲のグループ内企業から、あらゆる関連情報を要求し、入手する権限を有する。
 - (a) 銀行の状況に重大な影響を与える
 - (b) 銀行のリスクを評価する上で重要である、または
 - (c) 破綻処理計画を支援するために必要であるこうした情報には、内部の経営情報、コーポレート・ガバナンス情報、より広範なグループ（例えば、NBFI 企業）との取引、及び関連先との取引が含まれるが、これらに限定されない。
- (7) 監督当局は、情報を適時かつ正確に提出する義務を確実に遵守させるための手段を有する。監督当局は、当局に提出する報告の正確性について相応のレベルの銀行の上級管理職が責任を負っていることを確認するとともに、誤報告や継続的な間違いについては制裁を課し、不正確な情報を修正するよう求める。
- (8) 監督当局は、監督情報の有効性と完全性を確認するための方針と手続を活用する。これには、監督当局自身の職員ないし外部専門家が監督当局への報告を定期的

検証するプログラムが含まれる。

- (9) 監督当局は、監督上の必要性を満たすことを判断するために収集した情報を定期的に見直すための手続を有する。

原則 11： 是正及び制裁に関する監督当局の権限

40.25 原則 11^[22]：銀行または銀行システムにとってリスクとなり得る、安全でないかつ健全でない実務または活動に対処するため、監督当局は早い段階で行動する。監督当局は、是正措置を適時に講ずるため、自らの裁量で適用できる適切な範囲の監督手段を自由に利用できる。これには、銀行免許の取消しないしは取消しを勧告する権限が含まれる。

脚注

[22] 参考文書：「銀行の平行所有構造」（2003年1月）

40.26 必須基準

- (1) 監督当局は、銀行の経営陣、または必要に応じて銀行の取締役会に対し、早い段階で監督上の懸念を伝え、それらの懸念に対して迅速に対応するよう求める。監督当局は、銀行に対して重大な是正措置を求める場合は、書面により銀行の取締役会にその旨を伝える。監督当局は、銀行に対し、定期的に経過報告書を提出することを求め、是正措置が満足いく形で完遂されることを確認する。監督当局は、特定した事項を確実にかつ適時にフォローする。
- (2) 監督当局は、銀行が法律、規則または監督措置に従っていないと判断した場合、安全でない業務や不健全な業務を行っているとして判断した場合、銀行または銀行システムをリスクに晒しかねない活動に従事していると判断した場合、または、その他の理由により預金者の利益が脅かされていると判断した場合において、一連の適切な監督手段^[23]を適時に用いる。
- (3) 監督当局は、銀行が、所定の規制比率や手法を含め、確立した規制上の基準要件を下回る場合に措置を講ずる権限を用いる。監督当局は、銀行に対し、規制上の基準要件を下回ることを防ぐ措置を講じるよう求めるため、早い段階で介入する。法律または規則により、監督当局の裁量を制限することなく、監督当局による適切な是正措置の不当な先送りを防ぐための措置が講じられている。
- (4) 監督当局は、上記必須基準 2 において示されたシナリオに早期に対処するために採り得る広範な措置を用いる。こうした措置には、銀行に対し、迅速に制裁を課すこと、または適時に是正措置を採るよう求めることが含まれる。実務上は、これらの措置は状況の深刻度に応じて用いられる。監督当局は、これらの措置の健全性に係る目的を明らかにし、またはどのような措置が採られるかを明示する。これらの措置には、銀行が既に行っている業務の制限、健全性に係る目的におけるより厳格な制限と要件の適用、新規業務や買収の認可の停止、株主に対する支払いまたは自

社株の買戻しの制限や差止、資産移転の制限、銀行セクターからの特定個人の受入の禁止、経営陣、取締役またはその他の支配力を有する主体の交替や権限の制限、より健全な金融機関による買収や合併の促進、暫定的な銀行経営及び銀行免許の剥奪または剥奪の提言が含まれる。

- (5) 監督当局は、銀行のみならず、必要に応じ、銀行の経営陣及び（または）取締役会、ないし関連する個人にも制裁を課す。監督当局は、是正措置および財務上のペナルティを含む是正措置を同時に適用する権限を有する。
- (6) 監督当局は、銀行及び銀行システムの安全性と健全性を損ないかねない事象について、親会社、子会社、銀行の平行所有構造、及びその他の関連主体の行動から銀行を隔離（ring-fencing）することを含め、是正措置を採る権限を行使する。
- (7) 法律、規則または監督当局は、課された制裁が公知の事項とされるか否か、また、その場合に何をいつ開示するかについて、明確な方針を定める。銀行及び個人（例えば、上級管理職、取締役会メンバー、取締役、役員およびその他の従業員）に課された制裁または是正措置を公表する決定は、守秘義務を考慮する対象となる場合があり、他の監督上の目的を危うくしたり、監督当局に係属中の他の訴訟を妨げたりしてはならない。執行措置の透明性が奨励される一方で、制裁を開示する決定は、とりわけその深刻さと発生の頻度に応じて、ケース・バイ・ケースで行うことができる。
- (8) 監督当局は、関連当局と協力、協調し、問題のある銀行に対する秩序立った処理（閉鎖、再編の支援、またはより健全な金融機関との合併が含まれ得る）を、いつ、どのような形で実施するかを決定する。
- (9) 監督当局は、銀行に対して正式な是正措置を採る際、自らの行動について銀行以外の金融業者の監督当局に伝え、自らの行動をそれらの当局と調整する。

脚注

[23] 原則 1、必須基準 1 を参照。

原則 12： 連結ベースの監督

40.27 原則 12^[24]： 監督当局は、銀行グループが世界各地で行っている業務の全ての側面を適切に監視しつつ、必要に応じて健全性に関する基準を適用し、銀行グループを連結ベースで監督する。

脚注

[24] 参考文書：「金融コングロマリット監督諸原則」（2012 年 9 月）、「バーゼル II の効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」（2006 年 6 月）、「クロスボーダー銀行業務の監督」（1996 年 10 月）、「銀行の海外拠点監督上の原則」（1983 年 5 月）、「銀行の国際的活動に対する連結ベースでの監督」（1979 年 3 月）

40.28 必須基準

- (1) 監督当局は、銀行グループの構造全体について理解し、国内またはクロスボーダーの業務を含め、より広範なグループに属する企業の行う（銀行業務以外の活動を含む）全ての重要な活動について理解している。監督当局は、グループ全体としてのリスクを管理する方法を理解、評価し、銀行グループ及びより広い範囲のグループに属する他の企業から生ずるリスク、特に伝播リスク及び評判リスクが銀行及び銀行システムの安全性と健全性を損なう可能性がある場合には措置を講ずる。
- (2) 監督当局は、銀行グループについて、自己資本の適切性、流動性、大口エクスポージャー、関連先に対するエクスポージャー、与信限度及びグループ構造等の分野をカバーしつつ、連結ベースで健全性基準を適用し、財務その他に関する情報を収集し、分析する。
- (3) 監督当局は、銀行の海外業務のリスク特性及びシステミックな重要性を考慮し、これに対する（親銀行または本店、及び該当する場合には持株会社の）経営陣の監督が適切かどうかについて確認する。監督当局は、親銀行による他国の支店や子会社のあらゆる重要な情報へのアクセスについて、現地に何らかの障害がないかどうかについて確認する。また、監督当局は、銀行の方針と手続が、監督上及び規制上の要請を遵守しつつ、安全かつ健全な形で業務の管理を行うために必要な専門能力を備えるよう、クロスボーダー業務を担当する現地経営陣に義務づけていることを確認する。母国監督当局は、監督下の銀行が重要な業務を有する現地国における監督の実効性を勘案する。
- (4) 母国監督当局は、銀行の海外拠点を定期的に訪問する。銀行の海外業務のリスク特性及びシステミックな重要性に応じて、その訪問先及び頻度を定める。監督当局は、当該訪問期間中に現地の監督当局と面談する。監督当局は、銀行の海外拠点に対するオン・サイトの検証の実施や、追加報告を求める必要性を評価するための方針を有し、かつ、そのような措置を適時適切に講ずるための権限及び資源を有する。
- (5) 監督当局は、銀行の安全性と健全性に重要な影響を有する親会社及び親会社の系列会社の主な活動を精査し、適切な監督措置を講ずる。
- (6) 監督当局は、以下のように判断した場合、（海外拠点の閉鎖を含め）連結グループに認められている活動範囲及び活動地域を制限する。
 - (a) 活動が、銀行を過大なリスクにさらしている、及び（または）適正に管理されていないため、銀行の安全性と健全性が損なわれている、
 - (b) 活動から生ずるリスクに照らして、他の国内監督当局による監督が不十分である、及び（または）
 - (c) 連結ベースでの実効的な監督の実施が妨げられている。
- (7) 連結ベースでの監督に加えて、所管する監督当局は、グループに属する個々の銀行を監督する。所管する監督当局は、個別の銀行を単独ベースで監督し、グループ内の他の構成企業との関係について理解する^[25]。

脚注

[25] 原則 16、補足基準 2 を参照。

40.29 補足基準

- (1) 事業会社による銀行保有が認められている国について、監督当局は、親会社の上級管理職の適格性（fit and proper）基準を設定し、執行する権限を有する。

原則 13：母国・現地当局間の関係

40.30 原則 13^[26]：クロスボーダー銀行グループの母国当局及び現地当局は、グループ及びグループ企業を実効的に監督し、危機的状況に効果的に対応するため、情報を共有し協力する。監督当局は、外国銀行の現地業務が、国内の銀行に求められているものと同一の基準で行われるよう義務づける。

脚注

[26] 参考文書：金融安定理事会（FSB）による「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2014 年 10 月）、「実効的な監督カレッジ運営のための諸原則」（2014 年 6 月）、「バーゼルⅡの効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」（2006 年 6 月）、「新 BIS 規制のクロスボーダー実施に関する基本原則」（2003 年 8 月）、「シエルバンクとブッキング・オフィス」（2003 年 1 月）、「クロスボーダーの銀行監督に関する報告書」（1996 年 6 月）、「銀行監督当局間の情報交換」（1990 年 4 月）及び「銀行の海外拠点監督上の原則」（1983 年 5 月）

40.31 必須基準

- (1) 母国監督当局は、重要なクロスボーダー業務を営む銀行グループのリスク特性及びシステミックな重要性並びにこれに対応した監督当局のニーズを考慮に入れ、実効的な監督を強化するために、当該銀行グループに関する監督者カレッジを設置する。最も広い範囲では、銀行グループの関連する子会社または重要な支店を自らの法域内に有し、当該グループを実効的に監督するという共通の関心を有する現地の監督当局がカレッジに含まれている。カレッジの構造は、(i) 規模、構造及び複雑性、ならびに現地の法域における重要性を含む銀行グループの性質、及び(ii) 相互の信頼を高め、母国および現地双方の監督当局のニーズ及び責任を満たす機会を反映している。
- (2) 母国及び現地の監督当局は、二国間及びカレッジの両方を通じ、それぞれの役割及び責任に沿って適切な情報を適時に共有する。これには、以下に関する情報が含まれる。
 - (a) 銀行グループの重大なリスク（それぞれのマクロ経済環境から生じるものを含む）及びリスク管理実務、及び
 - (b) 自らの管轄下にある関連法人の安全性と健全性に対する監督当局の評価。機密情報の交換が可能となるよう結ばれている、非公式または公式な取り決め

(例えば、覚書や機密保持契約)

- (3) 母国及び現地の監督当局は、共通の関心分野が特定された場合、クロスボーダー銀行グループに対する監督の実効性及び効率性を高めるため、監督活動を調整し計画または共同作業を行う。
- (4) 母国監督当局は、関連する現地監督当局と合意の上、意思疎通のための戦略を策定する。当該戦略の範囲及び性質には、銀行グループのクロスボーダー業務のリスク特性及びシステミックな重要性が反映される。また、母国及び現地の監督当局は、グループ全体の問題に関するメッセージの整合性を確保するため、必要な場合、共同活動及びカレッジ会合の見解と結果を銀行に伝えることに合意する。
- (5) 母国監督当局は、必要な場合、銀行グループのリスク特性及びシステミックな重要性を踏まえ、自国の破綻処理当局と協力し、関連する母国及び現地当局間における危機対応に向けたクロスボーダー協力及び協調に関する枠組みを策定する。関連する当局は、処理の成功予想を大きく損なうことなく、機密に関するルールに従って、危機に備えるための情報を早い段階から共有する。
- (6) 母国監督当局は、必要な場合、銀行グループのリスク特性及びシステミックな重要性を踏まえ、自国の破綻処理当局及び現地の関連当局と協力し、グループの処理計画を策定する。関連当局は、信頼性のある処理計画を策定し、維持するのに必要な情報を共有する。また、監督当局は、再建及び処理措置を講ずる際、(母国と現地双方の) 関連当局及び監督当局に即時に通知し、これらと協議する。
- (7) 外国銀行の現地拠点には、現地の法律または規則により、現地の銀行と同様の健全性基準、検査及び監督上の報告義務に服することを求められる。
- (8) 母国監督当局は、銀行グループの安全性と健全性及び顧客確認に関する要請の遵守状況の評価を円滑にするため、現地における銀行グループの営業所及び子会社を直接訪問するためのオン・サイトのアクセス権限が与えられている。母国監督当局は、銀行グループの現地営業所及び子会社を訪問する計画について、現地監督当局に通知する。
- (9) 現地監督当局は、国際的に合意された基準に則した手法により、ブックイング・オフイスを監督する。監督当局は、シェルバンクまたはシェルバンクによる業務の継続を許可しない。
- (10) 監督当局は、他の監督当局から得た情報に基づき何らかの対応を採る場合、または他の監督当局の業務に重大な影響を及ぼす対応を採る場合、可能な範囲で、そのような対応の前に当該監督当局と協議を行う。

原則 14 : コーポレート・ガバナンス

40.32 原則 14^[27] : 監督当局は、銀行が、例えば、戦略的方向性、グループ及び組織構造、統制環境、銀行の取締役会及び上級管理職の責任並びに報酬をカバーするコーポレー

ト・ガバナンスに関する堅固な方針と手続を有していることを確認する。これらの方針と手続は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなっている。

脚注

[27] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）、「ミスコンダクトを削減するためのガバナンスに関する枠組みの強化：企業及び監督者向けツール集」（2018年4月）、「健全な報酬慣行に関する原則およびその実施基準の補足ガイダンスーミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールの使用ー」（2018年3月）、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（2015年7月）、「リスク文化に関する金融機関と監督当局の相互作用に関するガイダンスーリスク文化の評価の枠組みー」（2014年4月）及び「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月）

40.33 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局によって、銀行の業務全体が実効的に管理されるよう確保するため、コーポレート・ガバナンスに関する取締役会及び上級管理職の責任が明確に定められている。監督当局は、銀行に対し、健全なコーポレート・ガバナンスの観点から期待される事柄について指針を示す。
- (2) 監督当局は、コーポレート・ガバナンスに関する銀行の方針と実務及びその実施についての包括的な評価を定期的実施し、銀行が、リスク特性及びシステミックな重要性に応じた堅固なコーポレート・ガバナンスに関する方針と手続を有していることを確認する。監督当局は、銀行に対し、不備を適時に是正するよう求める。
- (3) 監督当局は、取締役会のメンバーが技能、多様性及び専門性のバランスのとれた個人から構成され、全体として、銀行の規模、複雑性及びリスク特性に相応しい必要な資格を有していることを判断する。取締役会メンバーには、十分な人数の経験を積んだ独立取締役が含まれる^[28]。取締役会メンバーは、その地位に対して適切な資格を備え（個人として及び組織として）、有能であって、かつ「注意義務（duty of care）」及び「忠実義務（duty of loyalty）」を履行する^[29]。
- (4) 監督当局は、銀行の取締役を指名し、任命するためのガバナンス構造及び手続が適切であることを確認する。取締役会は、取締役会全体、委員会及び個々の取締役の業績（継続的適格性を含む）を定期的に評価する。取締役会メンバーは、技能及び独立性を刷新するために定期的に更新される。銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じ、取締役会の構造として、経験を積んだ非執行取締役を伴う監査、リスク、報酬及び他の取締役会委員会が含まれる。
- (5) 監督当局は、銀行の取締役会が、銀行の戦略的方向性、リスク選好度と戦略及び関連する方針を承認、監督し、企業文化及び価値を（例えば行為規範を通じて）確立し、伝達し^[30]、利益相反に関する方針及び強力な統制環境を確立していることを確認する。
- (6) 監督当局は、法律または規則により求められる場合を除き、銀行の取締役会が、以

下の点を確保することを確認する。

- (a) 上級管理職及び統制機能の部門長を選任する際の適格性 (fit and proper) 基準を定めていること
 - (b) 権限、責任及び説明責任を銀行内で割り当てるための効果的なプロセスを構築していること
 - (c) 職務の承継計画を維持していること、及び
 - (d) 上級管理職及び統制機能の部門長について定められた基準に照らしてその業績を監視することを含め、上級管理職による取締役会の戦略の実行を積極的かつ批判的に監督していること
- (7) 監督当局は、銀行の取締役会が、銀行の報酬制度の設計及び運用を積極的に監督し、その制度が健全なリスク・テイクに沿ったものであり、損失をもたらす可能性のある不正行為に対処する上で効果的である適切なインセンティブを有することを確認する。報酬制度と関連する業績基準、方針及び手続が差別的なものではなく、銀行の長期的な目的及び財務の健全性と整合的であり、仮に制度に不備がある場合には修正される。
- (8) 監督当局は、銀行の取締役会及び上級管理職が銀行の業務構造及び透明性を損なう構造（例えば、特別目的構造またはこれに関連する構造）の利用から生じるものを含むリスクを関知し、理解していることを確認する。監督当局は、必要に応じて、リスクが実効的に管理され、軽減されていることを確認する。
- (9) 法律、規則または監督当局によって、銀行が自行の取締役ないし上級管理職の適格性 (fitness and propriety) に悪影響を及ぼし得る重大かつ真実の情報を察知した場合、これをただちに監督当局に通報するよう求められている。
- (10) 監督当局は、取締役のいずれかがこれらの基準の充足に関わる自らの義務を果たしていないと信ずる場合、銀行の取締役会の構成の変更を命ずる権限を有する。

脚注

[28] 「独立取締役」とは、銀行内で何ら管理責任を負わず、内部的にも外部的にも、政治的にも所有者としても、取締役の客観的な判断の行使を妨げるような不当な影響を受けていない、非業務執行取締役をいう。

[29] バーゼル委は、(i) 「注意義務」を、取締役が銀行に関して十分な情報を得た上で慎重に決定・行動する義務と定義している。これは、「慎重な人」が自己の業務に取り組むのと同様に、取締役が会社の業務に取り組むことを要求するものと解釈されることが多い。(ii) 「忠実義務」は、取締役が会社の利益のために誠実に行動する義務である。忠実義務は、個々の取締役会メンバーが、会社および株主を犠牲にして、自らの利益、または他の個人もしくはグループの利益のために行動することを防止すべきものである。

[30] これには、従業員を報復または他の不利益な取扱いから保護する内部告発の方針

および手続きが含まれる。

原則 15： リスク管理プロセス

40.34 原則 15^[31]： 監督当局は、銀行が、全ての重大なリスク（デジタル化、気候関連金融リスク、新たなリスクに関連するリスクを含み得る）を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減し^[32]、自行のリスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢に照らした自己資本、流動性及びビジネスモデルの持続可能性の適切性を評価するための（取締役会及び上級管理職による実効的な管理を含む）包括的なリスク管理手続を備えていることを確認する。これには、当該銀行固有の状況を考慮に入れた緊急時対応策（必要であれば堅固かつ信頼性のある再建計画を含む）を策定し、検証する行為も含まれる。リスク管理手続が、当該銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなっている^[33]。

脚注

[31] 参考文書：「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」（2022年6月）、「ストレス・テストの諸原則」（2018年10月）、「サウンド・プラクティス：FinTechの発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」（2018年2月）、「ガイドライン：ステップイン・リスクの特定と管理」（2017年10月）、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（2015年7月）、「外為取引の決済に関連するリスクを管理するための監督上の指針」（2013年2月）、「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（2013年1月）、「金融コングロマリット監督諸原則」（2012年9月）及び「リスク文化に関する金融機関と監督当局の相互作用に関するガイダンスーリスク文化の評価の枠組みー」（2014年4月）

[32] 正確な要件は、基礎となる参考文書に反映されているように、リスクの種類（原則15から25）によってある程度異なる場合がある。

[33] 本原則や他の原則では、監督当局は銀行のリスク管理の方針と手続が遵守されていることを確認することが求められているが、その遵守を確保する責任は引き続き銀行の取締役会と上級管理職にある。

40.35 必須基準

- (1) 監督当局は、銀行が、取締役会の承認を受けた適切なリスク管理戦略を有し、自行で引き受ける意志があるまたは許容できるリスクの水準を定めた実効的なリスク選好ステートメントと枠組みが、取締役会により設定されていることを確認する。また、監督当局は、取締役会が以下の点を確保することを確認する。
 - (a) 戦略の策定及び実行を促進するために、健全なリスク文化が銀行全体で確立されている、
 - (b) リスク管理戦略及び確立されたリスク選好度に整合的な、リスク・テイクのための方針と手続が策定されている、

- (c) リスク計測手法に付随する不確実性が認識されている;
 - (d) 銀行のリスク選好度やリスク特性、資本力、ならびに流動性ニーズと統合的な適切な限度が設定されている。これらの限度は、関係職員に理解され、定期的に伝達されている、及び
 - (e) 上級管理職が、承認された戦略及びリスク選好度と統合的な形で、全ての重大なリスクを監視し、管理するための必要な措置を講じている。
- (2) 監督当局は、個々の銀行に対し、あらゆる重大なリスクを識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための包括的なリスク管理方針と手続を備えるよう求める^[34]。監督当局は、これらの手続が以下に照らして適切であることを確認する。
- (a) 全ての重大なリスクの種類において、包括的かつ銀行全体的な視点を提供、
 - (b) 銀行のリスク特性及びシステミックな重要性、
 - (c) 銀行が活動する市場に影響を及ぼすマクロ経済環境から生ずるリスクを評価し、その評価結果を銀行のリスク管理手続に織り込む、及び
 - (d) より長い期間にわたって顕在化する可能性のあるリスク（デジタル化に関連するリスク、気候関連金融リスク及び新たなリスクを含む）を評価する。適切な場合には、銀行はシナリオ分析をツールとして用いる。
- (3) 監督当局は、リスク管理戦略、方針、手続及び限度が適切に文書化され、銀行のリスク選好に関するステートメント及び枠組みに沿ったものであること、リスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢の変化が反映されるよう、定期的に見直され、適切に調整されていること、及び銀行内で伝達されていることを確認する。監督当局は、リスク限度の抵触や設定された方針からの重大な逸脱に対して適切な手続がとられていることを確認し、適切なレベルの管理職及び（必要であれば）銀行の取締役会から迅速な対応と承認を受け、相応の適時の是正措置をもって適切にフォローアップされていることを確認する。
- (4) 監督当局は、銀行がどのような性質と水準のリスクを引き受けているか、また、そのリスクが適正な自己資本水準及び流動性とどのような関係にあるかについて、銀行の取締役会及び上級管理職が十分な情報を得ており、理解していることを確認する。また、取締役会及び上級管理職が受領するリスク管理情報の含意及び（リスク計測手法に付随する不確実性を含む）限界を定期的に見直し、理解していることを確認する。
- (5) 監督当局は、銀行が、自己資本及び流動性の総合的な適切性、及び自行のリスク選好度とリスク特性^[35]やフォワード・ルッキングな事業戦略に関連するビジネスモデルの持続可能性を評価するための適切な内部手続を有することを確認する。監督当局は、内部的な自己資本及び流動性の適切性に関する銀行の評価及び戦略について精査し、評価する。

- (6) 銀行がモデルを用いてリスク要素を計測している場合、監督当局は、以下の点について確認する。
- (a) 銀行が、その使用に関する監督上の基準を遵守している、
 - (b) 銀行の取締役会及び上級管理職が、モデルの計測結果に係る限界及び不確実性並びにその使用に内在するリスクについて理解している、及び
 - (c) 銀行が、モデルの定期的かつ独立した検証及びテストを行っている。
- さらに、監督当局は、モデルの計測結果が、引き受けたリスクを反映した合理的なものかを評価する。
- (7) 監督当局は、銀行が、あらゆる種類のリスク、商品及びカウンターパーティにわたり、エクスポージャーの規模、構成及び質を銀行全体として計測、評価及び報告するための（通常の状況下及びストレス期の両方において）適切な情報システムを有することを確認する。また、監督当局は、銀行のリスク特性及び自己資本と流動性に関わるニーズがこれらの報告に反映されており、その利用に適した形で銀行の取締役会及び上級管理職に適時に報告されていることを確認する。
- (8) 監督当局は、銀行がリスク特性及びシステミックな重要性に見合った適切なリスクデータの集計・報告能力を開発し、維持していることを確認する。また、監督当局は、取締役会と上級管理職が銀行のリスクデータの集計とリスク報告の枠組みの見直しと承認を行い、これらの取組みを支援するために十分な資源が配置されるのを確保していることを確認する。
- (9) 監督当局は、銀行が、取締役会及び上級管理職が新商品に内在するリスク^[36]、既存商品に対する重大な変更点及び（システム、手続、ビジネスモデルの変更及び主要な買収等の）主要な管理の構想を理解するための適切な方針と手続を有していることを確認する。監督当局は、銀行の取締役会及び上級管理職がこれらのリスクを継続的に監視し、管理できることを確認する。また、監督当局は、こうした性質の主要な活動の実施について、取締役会または取締役会の特定の委員会による承認を受けることを、銀行の方針と手続が求めていることを確認する。
- (10) 監督当局は、銀行が、リスク管理機能としての責務を効果的に果たすために十分な資源、独立性、権限及び取締役会へのアクセスをもって、全ての重大なリスクをカバーするようなリスク管理機能を有していることを確認する。監督当局は、リスク管理機能の責務が行内のリスク・テイク機能とは明確に分離され、リスク・エクスポージャーに関する報告を取締役会及び上級管理職に直接行っていることを確認する。また、監督当局は、リスク管理機能が内部監査機能による定期的な見直しの対象であることも確認する。
- (11) 監督当局は、より規模が大きく複雑な銀行に対し、最高リスク管理責任者（CRO）または同等の機能を担う者の監督を受ける、専担のリスク管理部門を有するよう求める。CRO が何らかの理由で解任される場合は、事前に取締役会による承認を

受け、かつ一般的に、公に開示されるべきである。また、銀行は、監督当局とその解任の理由について議論すべきである。

- (12) 監督当局は、特に、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスク、オペレーショナル・リスク及び大口エクスポージャーに関する基準を公表している。
- (13) 監督当局は、銀行に対し、リスク管理手続の不可欠な要素として、（存続可能性に深刻なリスクをもたらすものを含め）ストレス条件下で顕在化し得るリスク及び講ずべき措置を扱う、適切な緊急時対応策を備えることを求める。当該銀行のリスク特性及びシステミックな重要性を裏付けとして、緊急時対応策には、当該銀行固有の状況を考慮に入れた堅固かつ信頼性のある再建計画が含まれる。監督当局は、必要に応じて、破綻処理当局と協力し、（再建計画を精査することも含め）銀行のリスク特性及びシステミックな重要性並びにストレス期における計画の実現可能性を考慮して、緊急時対応策の適切性を評価している。監督当局は、不備が判明した場合、改善を求める。
- (14) 監督当局は、銀行に対し、リスク管理手続の不可欠な要素として、リスク特性及びシステミックな重要性に応じた全ての重要なリスクを対象とするフォワード・ルッキングなストレス・テスト・プログラムを備えるよう求める。最低限、銀行のストレス・テスト・プログラムは、信用リスク、マーケット・リスク、銀行勘定の金利リスク、流動性リスク、カントリー・リスク、トランスファー・リスク、オペレーショナル・リスク、重要なリスク集中を対象としている。監督当局は、銀行のストレス・テスト・プログラムを定期的に見直し、同プログラムが、全ての重要なリスクの源を捕捉し、妥当と思われる悪化シナリオを採用していることを確認する。また、監督当局は、銀行が、テスト結果を自行の意思決定、（危機管理取決めを含む）リスク管理手続及び自己資本と流動性水準の評価に織り込んでいることを確認する。監督当局は、銀行のストレス・テスト・プログラムにおける重大な不備が判明した場合または銀行の意思決定手続にストレス・テストの結果が適切に考慮されていない場合において、是正措置を求める。監督当局による評価の範囲には、ストレス・テスト・プログラムがどの程度まで以下の項目を達成できているかも含まれる。
 - (a) 銀行全体としてのリスクの識別及び管理の促進、
 - (b) 適度に厳しい前提の設定、フィードバック効果及びリスク間のシステム横断的な相互作用への対処の追求、
 - (c) 取締役会及び上級管理職の積極的関与による便益の享受、及び
 - (d) 適切な文書化、定期的な維持及び更新。
- (15) 監督当局は、銀行が、重要な事業活動の全てにつき、内部価格設定、業績の計測及び新商品の承認手続において（流動性の影響を含む）リスクを適切に計算している

かを評価する。

脚注

[34] これには、該当する場合には、評判リスク、ステップイン・リスク及び戦略リスクなど、以下の原則で直接取り上げられていないリスクが含まれる。

[35] 銀行は、関連する時間軸において重要であると評価された気候関連金融リスクを、必要に応じてストレス・テスト・プログラムに含めるべきである。

[36] 新商品には、銀行または第三者によって開発され、銀行が購入または販売している商品も含まれる。

原則 16：自己資本の適切性

40.36 原則 16^[37]：監督当局は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に照らして、当該銀行が引き受け、もたらすリスクを反映した、銀行の自己資本に関する健全かつ適切な規制を定める^[38]。監督当局は、損失を吸収する能力に留意して自己資本の構成要素を定義する。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、自己資本水準は、バーゼル委が定めた基準を下回ってはならない。

脚注

[37] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）及び「セクター別カウンター・シクリカル・バッファーに係る運用指針」（2019年11月）

[38] バーゼル枠組みの実施は、コア・プリンシプルを遵守するための前提条件ではない。バーゼル枠組みの自己資本比率規制の遵守は、それを自主的に実施したと宣言した法域にのみ要求される。

40.37 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局が、銀行に対し、監督措置の発動基準となり得る最低限度を含む規定の所要自己資本を算出し、統合的に維持するよう求めている。法律、規則または監督当局によって、継続企業（going concern）ベースで損失を吸収するために永続的に利用できる資本要素が重視されることを確保しつつ、適格な自己資本の構成要素が定義されている。
- (2) 少なくとも国際的に活動する銀行^[39]に関しては、自己資本の定義、リスク・カバレッジ、算出の方法及び規定の所要自己資本の最低限度が、適用されるバーゼル委が定めた基準を下回らない。
- (3) 監督当局は、妥当な場合に、（例えば証券化取引等）銀行が行った取引により適切に移転されていないか、緩和されていないと考えられるリスクに関するものを含め、全ての重要なリスク・エクスポージャーに対し、特定の所要自己資本及び（または）制限を課す権限を有する。規定の所要自己資本を算出する際は、オンバランス及びオフバランスの両方のリスクが含まれている。
- (4) 規定の自己資本要件は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に関連したリス

ク特性及びシステミックな重要性を反映し、銀行及び銀行セクターにおけるレバレッジの積み上がりを制限し、伝播リスクを低減するものになっている。監督当局は、リスク特性を踏まえた銀行の資本水準の適切性を評価する際は、特に次の点を重視する。

- (a) 自己資本基盤に含まれる商品の潜在的な損失吸収力、
- (b) エクスポージャーのリスク特性の代理指標としてのリスクウェイトの妥当性、
- (c) エクスポージャーについて予想される損失をカバーするための引当金及び準備金の適切性、及び
- (d) リスク管理及び統制の質。

したがって、所要資本は、各銀行がそのリスク特性を支えるために適切な水準の資本で業務を行っていることを確保するために、銀行ごとに異なることがある。特定法域の法律、規則または監督当局によって、全体的にバーゼル規制を上回る自己資本の適切性の基準が設定される場合がある。

- (5) 銀行が規制上の自己資本を計算する際の入力情報としてリスクの内部評価を用いることが、監督当局によって認められている。監督当局が、以下の場合において、このような利用を認める。
 - (a) 当該評価が、厳格な適格性基準を遵守している、
 - (b) 当該利用の中止または当該内部評価を行うための手続及びモデルの重大な変更が監督当局の承認を受けている、
 - (c) 監督当局が、関連する適格性基準が満たされており、負担したリスクが合理的に反映されているものとして銀行の内部評価結果を信頼できることを確認するために銀行の内部評価手続を審査する能力を有している、
 - (d) 監督当局が、承認の際、条件を加えることが賢明であると判断した場合に条件追加の権限を有している、及び
 - (e) 銀行が適格性基準または監督当局の加えた条件を継続的に満たさなくなった場合、監督当局が承認を撤回する権限を有している。
- (6) 監督当局は、銀行に対し、(適切なストレス・テストの実施を含め) フォワード・ルッキングな手法で自己資本の管理を行うよう求める権限を有する。監督当局は、銀行に対し、以下を求める権限を有する。
 - (a) 発生し得るビジネス・サイクルの影響、市場動向及び悪影響を及ぼし得る銀行固有の要因の変化に備え、自己資本の水準を設定し、利用可能な資本及び計画された資本支出の管理を行う、及び
 - (b) ストレス期に、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に照らして適切に資本状況を維持または強化するための実現可能な緊急時対応策を備える。
- (7) 銀行および銀行セクターにおけるレバレッジの拡大を抑制するためのリスクベースの資本要件を補完するために、すべてのオンバランスシートおよびオフ balan

スシートのエクスポージャーを捕捉する単純で透明性のある非リスクベースの措置を法律または規則法令が要求しているか、あるいは監督当局が当該措置を課す権限を有している。

脚注

[39] 国際的に活動する銀行に対する自己資本規制は、銀行グループの親会社である持株会社を含む完全な連結ベースで適用されるべきである。本枠組みは、銀行グループ内の全てのティアにおいて、国際的に活動する全ての銀行に対して、完全な連結ベースで適用される。完全なサブ連結に代わるものとして、独立した銀行（すなわち、子会社の資産と負債を連結しない基準）に対してこの枠組みを適用することも、子会社および少数株主が所有する重要な持分への投資の全簿価が銀行の資本から控除されることを条件に、同じ目的を達成するであろう。また、監督当局は、個々の銀行が単体ベースで十分な資本を有しているかどうかをテストしなければならない。

40.38 補足基準

- (1) 国際的な活動を行っていない銀行については、自己資本の定義、リスク・カバレッジ、計算方法、適用範囲及び所要自己資本を含む自己資本要件が、国際的に活動する銀行に適用されるバーゼル委が定めた基準と概ね整合的である。
- (2) 監督当局は、銀行グループ内の様々な企業体の中で、リスクの所在に応じて自己資本が適切に配分されることを求める^[40]。
- (3) 法律または規則によって、監督当局又は関係当局が、銀行に対して、システム全体のリスクが顕在化又は消滅した際に解放可能な形で追加的な資本（セクター別の資本要件を含む場合がある）を維持するよう要求することが認められている。

脚注

[40] 原則 12、必須基準 7 を参照。

原則 17：信用リスク

40.39 原則 17^[41]：監督当局は、銀行が、自らのリスク選好度、リスク特性、市場動向、マクロ経済要因及びフォワード・ルッキングな情報を考慮に入れた適切な信用リスク管理手続を備えていることを確認する。これには、信用リスク^[42]（カウンターパーティ信用リスク^[43]を含む）を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。これは、信用リスクの引受、評価及び銀行の貸出と投資ポートフォリオの継続的管理を含む、あらゆる信用リスクの一連の動きをカバーするものでなければならない。

脚注

[41] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022 年 7 月）、「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」（2015 年 12 月）及び「健全なモーゲージ引受審査慣行原則」（2012 年 4 月）

[42] 信用リスクは次のものから発生し得る。貸出及び前払金を含むオンバランス及びオフバランスのエクスポージャー、投資、銀行間貸出、デリバティブ取引、証券金融取引並びにトレーディング活動

[43] カウンターパーティ信用リスクを生じさせる取引には、以下が含まれる。当事者間または中央清算される OTC デリバティブ、上場デリバティブ、長期決済取引および証券金融取引。カウンターパーティの信用リスクは、銀行、非金融企業及び NBFIs との取引から生じる場合がある（ただし、これらに限定されない）。

40.40 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、信用損失の早期発見と適切な計測のための頑健な手法を含めて、信用リスクを有する全てのエクスポージャーに関する、包括的な銀行全体としての視点を提供する健全な信用リスク管理手続を有することを求める。監督当局は、この手続が、銀行のリスク選好度、リスク特性、システムミックな重要性及び資本力と整合的であって、現在及びフォワード・ルッキングな市場及びマクロ経済要因を考慮に入れ、信用リスクに係る引受け、評価、管理、監視、計測及び統制に関する健全な基準をもたらすものであることを確認する。
- (2) 監督当局は、銀行の取締役会が、信用リスク管理戦略及び（カウンターパーティ信用リスクを含む）信用リスクを、識別、計測、評価、監視、報告並びに管理または軽減するための重要な方針を承認し、定期的に見直しており、これらが、取締役会が設定したリスク選好度と整合的かを確認する。また、監督当局は、これらの方針が実効的に実施され、銀行全体のリスク管理手続に完全に組み込まれることを確保する方法で、取締役会が経営を監視していることを確認する。
- (3) 監督当局は、信用リスクが適切かつ十分に統制されるような環境を整備する以下を含む方針や手続を求め、定期的を確認する。
 - (a) 外部の信用評価に過度に依存することなく、信用リスクを引受けるため適切に文書化され、実効的に実施された戦略及び健全な方針と手続、
 - (b) 以下の点について明確に定義された基準及び方針と手続、
 - (i) （健全な引受基準を含む）新たなエクスポージャーの承認及びそれらのエクスポージャーのパフォーマンスに重大な影響を及ぼす借手者のリスク特性及び特徴（証券化エクスポージャーの場合は、証券化取引の全ての特徴）^[44]についての十分な理解の確保、
 - (ii) 既存のエクスポージャーの更新及びリファイナンス
 - (iii) エクスポージャーの規模及び複雑さに応じた承認権限の特定
 - (c) 借手が契約上の取決めに関連する全ての支払いを行う能力及び意志の継続的な分析（例えば、証券化エクスポージャーまたはプロジェクト・ファイナンスの原資産のパフォーマンスの確認を含む）、文書、法的な特約事項、契約上の義務、担保及び他の形式による信用リスク削減手段の監視、並びに適切なエク

スポンジャーの格付制度及び分類制度を含む、与信管理に関する実効的な方針と手続、

- (d) 信用リスクを有するエクスポージャーを正確かつ適時に識別、合算し、取締役会及び上級管理職に継続的に報告するための実効的な情報システム、
 - (e) 銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力と整合的であって、関係職員に理解され、定期的に伝達されている、健全かつ適切な与信限度、
 - (f) 銀行の適切な上級管理職または必要に応じて、取締役会レベルにおける迅速な措置を確保するための例外的取り扱いの追跡及び報告手続、及び
 - (g) 信用リスクを識別、計測し、(データの質、信頼性と重要性に関するもの及び検証手続に関するものを含む) 限度を設けるためのモデルの使用に係る実効的な統制。
- (4) 監督当局は、債務者の負債総額及びヘッジされていない重要な外国為替リスクを含むデフォルトの原因になりかねないリスク要因を監視するための方針と手続を有していることを確認する。
- (5) 監督当局は、銀行が利益相反を排除し、独立企業間 (arm's length) の原則に則って与信を決定することを求める。
- (6) 監督当局は、信用供与に関する方針において、一定額ないし当該銀行の自己資本の一定比率を上回る大口の信用リスクを有するエクスポージャーは、当該銀行の取締役会または上級管理職が決定しなければならない旨を定めることを求める。また、特にリスクの高い、あるいは当該銀行の中核的な業務活動と整合的でない信用リスクを有するエクスポージャーにも同じ要件が適用される。
- (7) 監督当局は、信用供与及び投資のポートフォリオに関する情報及び信用リスクの引受け、管理、統制及び報告に関与する職員に自由にアクセスすることができる。

脚注

[44] 証券化には、伝統的証券化と合成証券化 (または両者に共通の特徴を有する類似の仕組み) の双方が含まれる。監督当局は、適切な場合には、特定の取引を証券化とみなすべきか否かについての指針を提供すべきである。

原則 18 : 不良資産、引当金及び準備金

40.41 原則 18^[45] : 監督当局は、銀行が、不良エクスポージャー^[46]を早期に識別及び管理し、適切な貸倒引当金^[47]・貸倒準備金^[48]を維持するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。

脚注

[45] 参考文書: 「「不良債権と条件緩和の定義」に関するガイドライン」(2017年4月) 及び「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」(2015年12月)

[46] 銀行の内部リスク管理の目的上、不良エクスポージャーとは、元本と利息を含む

全ての未払金額が取引相手との契約の条件に従って回収されない可能性があると思えるに足る理由があるエクスポージャーである。

[47] 原則 18 は、健全性目的で使用される全ての引当手法（例えば、発生損失モデル、予想信用損失モデル、カレンダー引当）を対象としている。一部の法域では、累積的引当金は損失準備金と呼ばれる。

[48] 本原則でいう準備金とは、「費用」として利益から引かれる）準備金以外に監督当局によって義務付けられている「費用外の」配当不可能な利益処分である。

40.42 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、全ての信用エクスポージャー（オフバランスシート・エクスポージャーと条件緩和エクスポージャー^[49]を含む）を格付けし、分類し、監視し、不良資産を特定し管理する方針、手続、手法を策定することを求めている。また、法律、規則または監督当局は、銀行に対し、適切なエクスポージャーの分類、悪化するエクスポージャーの検出及び不良エクスポージャーの適時の特定を確実にするために、信用エクスポージャーの定期的な見直し（個別エクスポージャーレベル、ないし均質な信用エクスポージャーについてはポートフォリオ・レベルで）を求める。
- (2) 法律、規則または監督当局は、銀行に対して、整合的に引当を設定し、適切かつ堅固な引当水準を確立するための方針、手続及び方法を策定することを求めている^[50]。また、法律、規則または監督当局は、銀行に対して、不良エクスポージャーについて、回復の見込みがない場合、または当該エクスポージャーの回復価値がほとんどない場合に、当該エクスポージャーを償却するための方針及び手続を策定することを求めている。
- (3) 監督当局は、エクスポージャーの分類、引当金の決定、不良エクスポージャーや償却の管理に関する重要な方針を銀行の取締役会が承認し、定期的に見直していることを確認する。また、監督当局は、これらの方針が実効的に実施され、銀行全体のリスク管理手続に完全に組み込まれることを確保する方法で、取締役会が経営を監視していることを確認する。
- (4) 監督当局は、銀行が引当及び償却を設定するための十分かつ適切な方針、手続、手法及び組織上の資源を有していることを確認する。監督当局は、引当金および償却が適時なものであり、現実的な返済および回収の期待を反映するのを確実なものとするために、引当金の計測のための方針、手続及び方法が適切であり、適切な場合には、合理的かつ裏付け可能な情報に基づいた将来の信用損失に関する適切な期待を含むことを確認する。監督当局は、銀行の信用損失引当金及び償却の方法と水準が、関連するリスク・テイク機能から独立した機能により実施される有効な見直し及び検証手続の対象であることを確認する。
- (5) 監督当局は、銀行が以下に関する十分かつ適切な方針、手続及び組織上の資源を有

していることを確認する。

- (a) エクスポージャーの見直し及び分類
 - (b) 悪化するエクスポージャーの早期の特定
 - (c) 不良エクスポージャーの継続的な監視
 - (d) 延滞債務の回収
- (6) 監督当局は、エクスポージャーの分類、担保及び他のリスク削減策、引当金及び償却に関し、適度に詳細な情報を定期的に入手しているかまたはそうした情報への自由なアクセスを有する。監督当局は、銀行に対し、自行の分類及び引当を裏付ける適切な文書化を行うよう求める。
- (7) 監督当局は、銀行によるエクスポージャーの分類が適切であるかどうか、引当水準の決定が健全性目的の観点から適切であるかどうかを評価する。監督当局は、分類及び引当基準の重大な回避（例えば、条件緩和）を特定する目的で、銀行のエクスポージャーの取扱いを評価する。方針、手続または方法が適切でない場合、エクスポージャーの分類が正確でない場合、または規定が健全性の観点から適切でない場合（例えば、監督当局が、既存のまたは予想されるエクスポージャーの質の劣化を懸念する場合、または実現が予想される損失が引当に十分に反映されていない場合等）、監督当局は、銀行に対して、例えば以下の事項を要求することを通じて、適切な措置を講じる権限を有する。
- (a) 分類及び引当に関する方針、手続または方法を改訂すること、
 - (b) エクスポージャーの分類を調整すること、
 - (c) 引当金、準備金または自己資本の水準を引き上げること、または
 - (d) 必要な場合には、他の是正措置を講じること
- この必須基準や原則 18 の他の必須基準に関する監督当局の意見を裏付ける評価は、外部の専門家が行うことができ、監督当局は、エクスポージャーの分類や引当額の決定に関する銀行の方針、手続、方法の適切性を判断するための検討を含め、外部専門家の作業をレビューする。
- (8) 監督当局は、銀行に対し、保証、クレジット・デリバティブ及び担保を含むリスク削減手段の価値を定期的に評価するための適切なメカニズムを有することを求める。担保の評価には、市場状況一般及び実現に要する時間を考慮した、正味の実現可能額が反映されている。
- (9) 法律、規則または監督当局によって、エクスポージャーに関する以下の要件が定められている。
- (a) 不良エクスポージャーとして特定されるもの、
 - (b) 不良債権（重要な金額について、全額の返済がありそうにない、または 90 日超延滞エクスポージャー、またはバーゼル枠組みもしくは適用される健全性規制の下でのデフォルト・エクスポージャー、または適用される会計枠組みに

- 従った信用減損エクスポージャー)として特定されたエクスポージャー、
- (c) 正常債権として再分類されるもの（カウンターパーティの重大なエクスポージャーの延滞が90日を超えておらず、継続的な返済期間中に期日通りに返済が行われ、契約条件に従ってエクスポージャーの全額が返済される可能性が高くなるようにカウンターパーティの状況が改善し、エクスポージャーのデフォルトまたは減損がもはや発生しない）、及び
 - (d) 条件緩和エクスポージャーとして分類されるもの
- (10) 監督当局は、取締役会が、エクスポージャーの分類、引当金と準備金の水準及び主要な不良エクスポージャーを含め、銀行の資産ポートフォリオの状態に関する適切な情報を適時に受け取っていることを確認する。この情報には、最低でも、信用エクスポージャーに関する最新の精査手続の結果の要旨、不良エクスポージャー全般における質の比較動向、既存のまたは予想されるエクスポージャーの質の劣化及び実現が予想される損失の計測結果が含まれる。
- (11) 監督当局は、少なくとも重要なエクスポージャーの評価、分類及び引当は個別に行われるよう求める。監督当局は、この目的のため、銀行に対し、重要なエクスポージャーを特定するための適切な限度を定め、その限度の水準を定期的に見直すことを求める。
- (12) 監督当局は、銀行の不良エクスポージャーに関して、銀行セクター全体にわたるリスクのあらゆる動向と集中及びリスクの蓄積を定期的に評価し、銀行が採用するリスク削減戦略にみられる集中及びリスク削減手段の損失削減効果に対する潜在的な影響を勘案する。監督当局は、この評価を踏まえて、銀行及び銀行システムレベルでの引当金及び準備金の適切性を考慮する。

脚注

[49] 条件緩和エクスポージャーとは、銀行の取引相手はその財務上のコミットメントを履行する上で財務上の困難を経験しており、そうでなければ考慮しないであろう譲歩を銀行が与えるエクスポージャーである。

[50] 引当金は不良エクスポージャーに限定されない。関連する法域の会計および健全性の枠組みに応じて、より広範なエクスポージャー（例えば、予想信用損失の枠組みの下での正常エクスポージャーを含むすべてのエクスポージャー）に対して引当金が要求される場合がある。

原則 19： リスクの集中及び大口エクスポージャー規制

40.43 原則 19^[51]： 監督当局は、銀行がリスクの集中を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。監督当局は、単一のカウンターパーティあるいは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する銀行のエクスポージャーを制限するための健全性維持のための上限を設

定する^[52]。少なくとも国際的に活動する銀行については、大口エクスポージャー要件は適用されるバーゼル基準を下回らないものとなっている。

脚注

[51] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）、ジョイント・フォーラムによる報告書「金融コングロマリットにおけるリスク集中の認識と管理に関する業態横断的な調査結果」（2008年4月）及び「信用リスク管理の諸原則」（2000年9月）

[52] 関連するカウンターパーティには、法人だけでなく自然人も含まれ得る。以下の基準のうち少なくとも一つが満たされる場合、2以上の自然人または法人は、関連するカウンターパーティのグループとみなされる。(a) 支配関係：カウンターパーティの一方が、直接的または間接的に、他方を支配している。(b) 経済的相互依存：一方の取引相手が財政上の問題を経験した場合には、他方もまた、その結果として財政上の困難に直面する可能性が高い。

40.44 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、集中リスクの重要な源泉^[53]に関する、包括的な銀行全体としての視点を示す方針と手続を有することを求める。また、銀行勘定及びトレーディング勘定の両方に含まれるオフバランス及びオンバランス項目並びに偶発債務から生ずるエクスポージャー（カウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーを含む）が捕捉されている。少なくとも国際的に活動する銀行については、大口エクスポージャー要件は適用されるバーゼル基準を下回らないものとなっている。
- (2) 監督当局は、銀行の情報システムが、単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対するリスク集中を引き起こすエクスポージャー及び大口のエクスポージャーを適時に特定、合計し、能動的な管理を促進することを確認する^[54]。
- (3) 監督当局は、銀行のリスク管理方針と手続において、銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力が反映されたリスク集中の許容限度が定められ、関係職員がこれを理解し、定期的に伝達されていることを確認する。また、監督当局は、銀行の方針と手続において、あらゆる重要な集中を定期的に見直し、銀行の取締役会に報告するよう義務づけていることも確認する。
- (4) 監督当局は、セクター別、地域別及び通貨別エクスポージャーを含め、銀行のポートフォリオ内の集中を精査出来る情報を定期的に入手する。
- (5) 単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する信用エクスポージャーについて、法律または規則により、リスク・エクスポージャーの実態が反映される形で「関連のあるカウンターパーティ・グループ」が明確に定義されているか、または監督当局に定義する権限が与えられている。監督当

局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。

- (6) 法律、規則または監督当局によって、単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する大口エクスポージャーを管理し、抑制するための健全かつ適切な要件が設定されている。「エクスポージャー」には、オンバランスかオフバランスかを問わず、全ての債権及び取引（カウンターパーティ信用リスクを有するエクスポージャーを発生させるものを含む）の全ての債権及び取引が含まれる。監督当局は、銀行が客観的かつ定性的な基準に基づき、支配関係や経済的相互依存を通じて取引カウンターパーティ間のつながりを評価していることを確認する。監督当局は、上級管理職がこれらの限度を監視していること及び単体ベースでも連結ベースでも限度が超過されていないことを確認する。

脚注

[53] 集中リスクは、銀行が特定の資産分類、商品、担保、通貨又はその他の資金源に過度にさらされている場合に、信用リスク、市場リスク及びその他のリスクから生じる可能性があり、大口エクスポージャー規制の対象となるエクスポージャーよりも広範なものである。信用集中には、以下に対するエクスポージャーが含まれる：単一のカウンターパーティ（担保による信用保護およびその他の提供されたコミットメントを含む）、関連するカウンターパーティのグループ、同一の産業、経済セクターまたは地域のカウンターパーティ、及び財務実績が同一の業務または商品に依存するカウンターパーティ。

[54] 大口エクスポージャーの観点から、信用エクスポージャーの計測は、カウンターパーティの破綻から発生する潜在的な損失の最大値を反映すべきである（すなわち、現実の及び潜在的なエクスポージャー並びに偶発債務をこれに含めるべきである）。バーゼル枠組みで採用されたリスクウェイトは、信用の集中の計測に用いた場合、潜在的な損失が大幅に過小評価されかねないため、ここで目的とする信用エクスポージャーの計測には用いるべきではない。

40.45 補足基準

- (1) 単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する信用エクスポージャーについて、国際的に活動していない銀行は、以下の項目の遵守が求められる。
- (a) 銀行の Tier 1 資本の 10 パーセントないしそれ以上を大口エクスポージャーと定義する、及び
- (b) 銀行の Tier 1 資本の 25 パーセントを、民間セクターにおける銀行以外のカウンターパーティあるいは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する個別の大口エクスポージャーの上限とする。

これらの上限からのわずかな逸脱は、明らかに一時的なものである場合、あるいは極めて小規模または専門化した銀行に関連する場合は、許容され得る。

原則 20： 関連先との取引

40.46 原則 20^[55]： 関連先との取引における濫用の発生を防ぎ、利益相反のリスクに対処するため、監督当局は、関連先^[56]との全ての取引を独立企業間の原則に則って（アームレングスペース^[57]で）行うこと、これらの取引を監視すること、リスクを管理しないしは軽減するための適切な方策を講ずること及び標準的な方針と手続に従って関連先へのエクスポージャーの償却を行うことを銀行に義務づける。

脚注

[55] 参考文書：「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（2015年7月）、「信用リスク管理の諸原則」（2000年9月）

[56] 関連先には、以下が含まれるべきである：

- a. 銀行の子会社、関連会社（その子会社、関連会社及び特別目的会社を含む）、及び銀行の支配力が及ぶ主体または銀行に対して支配力を行使する主体、
- b. 受益者を含む、銀行の主要株主、
- c. 銀行の取締役、上級管理職及び主要職員、関連会社のこれらに相当する者、並びに取締役または上級管理職に重大な影響を及ぼす可能性のある者、及び
- d. (a)から(c)までに掲げる自然人については、当該自然人が直接利害を有する先ないし関連のある先、近親者

[57] 関連先との取引には、オンバランスとオフバランスの信用エクスポージャー並びにサービス契約、資産購入及び販売などの取引、建設契約、リース契約、デリバティブ取引、借入及び償却が含まれる。取引という言葉を広義に解し、関連先との取引だけでなく、（銀行が既存のエクスポージャーを有する）関連先ではない取引先が後に関連先となった場合も含めるべきである。

40.47 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、「関連先」の包括的な定義を定めており、少なくとも脚注[56]に詳述されている要素の全てを考慮すべきである。監督当局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。
- (2) 法律、規則または監督当局によって、関連先との取引が、関連のないカウンターパーティに対する同様の取引と比べてより有利な条件（例えば、信用力評価、期間、金利、手数料、債務償還スケジュール、担保要件において）で引き受けられることのないよう求められている^[58]。
- (3) 監督当局は、一定額を超える、またはその他の事由により特別なリスクをもたらす関連先取引及び関連先エクスポージャーの償却について、当該銀行の取締役会の事前承認を得ることを求める。監督当局は、関連先取引の許可及び管理に係る承認手続において、利益相反のある取締役を除外することを求める。
- (4) 監督当局は、銀行に対し、取引により恩恵を受ける者（及び/またはその者と関連

のある者) またはその他の形で利益相反を有する者が、当該関連先との取引の許可及び管理の手續に参加することを防止するための方針と手續を有することを確認する。

- (5) 法律や規則、または監督当局は、関連先エクスポージャーに係る一般的ないしケース・バイ・ケースの上限を設定^[59]、あるいは当該エクスポージャーについて担保による保全、または自己資本からの控除を求める^[60]。関連先に対するエクスポージャーの総額にのみ上限が設定されている場合、その上限は、少なくとも、原則 19 に基づく単一のカウンターパーティないし関連のあるカウンターパーティ・グループに適用される上限と同程度に厳格である。
- (6) 監督当局は、銀行が、以下の項目についての方針と手續を有することを確認する。
- (a) 関連先に対する個別のエクスポージャー及び関連先との取引並びにエクスポージャーの総額を特定すること、及び
- (b) 独立した与信審査または監査手續を通じて関連先との個々のエクスポージャー及び取引を監視し、報告すること。

監督当局は、方針、手續及び限度枠に関する例外的な取扱いが、適切なレベルの銀行の上級管理職及び必要に応じて取締役会に適時に報告されていることを確認する。また監督当局は、銀行の上級管理職が関連先取引を継続的に監視していること及び取締役会もこれらの取引を監視していることを確認する。

- (7) 監督当局は、関連先に対するエクスポージャーの総額に関する情報を入手し、定期的に精査している。監督当局は、銀行に対して、重要な関連先との取引（例えば、一定額または銀行の Tier 1 資本の一定割合を超える取引）を個別に報告することを求める（または監督当局が他の手段を通じて取得する）。

脚注

[58] 銀行グループ内の事業体間の特定の取引については、監督当局が健全なグループ全体のリスク管理と整合的であると考えられる場合には、例外が適切となり得る。全体的な報酬パッケージの一部である受益条件についても、例外が適切な場合がある。

[59] この目的上、エクスポージャーは原則 19 と整合的に計算されるべきである。

[60] 監督当局は、銀行グループ内の特定の事業体に対する銀行のエクスポージャーが健全なグループ全体のリスク管理と整合的であると考えられる場合には、当該エクスポージャーを除外することができる。

原則 21： カントリー・リスク及びトランスファー・リスク

40.48 原則 21^[61]： 監督当局は、銀行が、国際的な貸付及び投資活動に伴うカントリー・リスク^[62]及びトランスファー・リスク^[63]を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切な方針と手續を備えていることを確認する。

脚注

[61] 参考文書：IMF 文書「対外債務統計—統計作成者およびユーザーのためのガイド」（2003 年）、「銀行の海外融資の管理：カントリー・リスク分析及びカントリー・エクスポージャーの計測と管理」（1982 年 3 月）

[62] カントリー・リスクとは、外国で発生する事象から生ずる損失に対するエクスポージャーのリスクである。これは、個人、法人、銀行または政府に対する（または対象との）あらゆる形態の融資または投資活動をカバーしているため、ソブリン・リスクよりも広い概念である。

[63] トランスファー・リスクとは、借り手が、現地通貨を外貨に交換できず、そのために外貨での債務返済ができないリスクをいう。このリスクは、通常、借入国の政府が課す為替規制から生ずる。

40.49 必須基準

- (1) 監督当局は、銀行の方針と手続において、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減に十分に考慮していることを確認する。また、監督当局は、この手続が、銀行のリスク特性、システムミックな重要性及びリスク選好度と整合的であり、市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクを有するエクスポージャーに関する銀行全体かつ包括的な視点を与えるものであることを確認する。（関連性に応じて、グループ内エクスポージャーを含む）エクスポージャーは、（末端の借入人・末端のカウンターパーティ別に加え）地域別及び国別に特定され、監視され、管理される。銀行は、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの動向を監視及び評価し、適切な対応策を講じるよう求められる。
- (2) 監督当局は、銀行のカントリー・リスク及びトランスファー・リスクの管理に関する戦略と方針が取締役会によって承認され、かつ、取締役会によってそれらの戦略と方針が定期的に見直しされていることを確認する。また、監督当局は、それらの方針が実効的に実施され、銀行全体のリスク管理手続に完全に組み込まれるよう、取締役会が経営陣を監督していることを確認する。
- (3) 監督当局は、銀行が、カントリー・エクスポージャーを適時かつ正確に合算、監視及び報告を行うため、カントリー・エクスポージャーの設定限度を遵守するための情報システム、リスク管理システム及び内部統制システムを有することを確認する。
- (4) 監督当局は、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクに対して適切な引当金が設定されているかどうかを監視する。それらには以下のようなものが含まれる。
 - (a) 監督当局（あるいは関係当局）が、一般情勢を考慮に入れ、国別エクスポージャーに固定的な比率を定期的に設定することにより適切な最低引当額を決定する。監督当局は、必要に応じ、最低引当水準を見直す。

- (b) 監督当局（あるいは関係当局）が、一般情勢を考慮に入れ、国別に一定の比率幅を定期的に設定し、銀行はその幅の範囲内で個別のエクスポージャーにどの程度の引当を行うかを決定する。監督当局は、必要に応じ、引当目的の一定の比率幅を見直している。
- (c) 銀行自体が、個別のエクスポージャーに対して、比率またはガイドラインを策定する、あるいは適切な引当を決定している。当該引当の適切性は、外部監査人及び（または）監督当局の評価を受けている。
- (5) 監督当局は、銀行のカントリー・リスク及びトランスファー・リスクについて十分かつ適時な情報を定期的に入手し、見直している。監督当局は、（例えば危機的状況において）必要に応じ、追加的な情報を入手する権限を有する。

原則 22： マーケット・リスク

40.50 原則 22^[64]： 監督当局は、銀行が、自行のリスク選好度、リスク特性、市場及びマクロ経済情勢並びに市場の流動性の著しい悪化のリスクを考慮に入れた適切なマーケット・リスク管理手続を備えていることを確認する。これには、マーケット・リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告並びに管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。

脚注

[64] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）

40.51 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、マーケット・リスクを有するエクスポージャーに関する包括的な銀行全体としての視点を提供する適切なマーケット・リスク管理手続を有することを求める。監督当局は、これらの手続が、銀行のリスク選好度、リスク特性、システミックな重要性及び資本力と統合的なものであって、市場及びマクロ経済情勢並びに市場流動性が大幅に悪化するリスクを考慮し、マーケット・リスクの識別、計測、監視、報告及び管理に関する役割及び責任を明確に定めたものであることを確認する。
- (2) 監督当局は、マーケット・リスクの管理に関する銀行の戦略と方針が取締役会によって承認され、かつ、取締役会によってそれらの戦略と方針が定期的に見直されていることを確認する。また、監督当局は、それらの方針が実効的に実施され、銀行全体のリスク管理手続に全面的に組み込まれるよう、取締役会が経営陣を監督していることを確認する。
- (3) 監督当局は、銀行の方針と手続により、以下を含む、マーケット・リスクが適切かつ十分に管理された環境が整備されていることを確認する。
 - (a) マーケット・リスクを有するエクスポージャーを正確かつ適時に識別、合算、監視、報告し、取締役会及び上級管理職に報告するための包括的なリスク計測

システム、

- (b) 銀行のリスク選好度、リスク特性、資本力並びにマーケット・リスクを管理する経営陣の能力と整合的であって、関係職員が理解しており、職員に定期的に伝達されている適切なマーケット・リスクの限度、
 - (c) 適切なレベルの上級管理職または必要に応じて取締役会が迅速な措置を講ずるための例外的取り扱いの追跡及び報告手続、
 - (d) マーケット・リスクを識別、計測し、上限を設けるためのモデルの使用に係る実効的な管理、及び
 - (e) トレーディング勘定に対するエクスポージャーを配分するための健全な方針と手続。
- (4) 監督当局は、銀行の時価ポジションが頻繁に再評価されることを確実にするシステム及び管理が存在することを確認する。また、監督当局は、すべての取引が適時に把握され、評価手続が整合的かつ健全な実務及び関連するリスク負担事業部門から独立した機能（または市場価格が存在しない場合は内部モデルないし業界で受け容れられているモデル）によって検証される信頼性のある市場データを利用していることも確認する。銀行が評価をモデルに依存する場合、銀行は関連するリスク負担事業部門から独立した機能によって定期的に当該モデルが検証されることを求められる。監督当局は、銀行に対し、集中度が高いポジション、流動性が低いポジション、及び相当過去に構築されたポジションを含む、他の方法では保守的に評価できないポジションの評価額調整を勘案するための方針と手続を策定し、維持するよう求める。
- (5) 監督当局は、銀行が、非期待損失に備えるための適切な水準の自己資本を保有し、資産及び負債の公正価値を決定する上で、不確実性に対する適切な評価額調整を行うことを確認する。

原則 23： 銀行勘定の金利リスク

40.52 原則 23^[65]： 監督当局は、銀行が、銀行勘定の金利リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切なシステムを備えていることを確認する^[66]。これらのシステムは、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れたものとする。

脚注

[65] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）

[66] 本原則において「金利リスク」とは、銀行勘定の金利リスクを指す。トレーディング勘定の金利リスクは、原則 22 で扱われている。

40.53 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、金利リスクに関する包括的な銀行全体

としての視点を提供する適切な金利リスク戦略及び金利リスク管理の枠組みを有することを求めている。これには、マーケット・リスクの重要な源泉を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための方針と手続が含まれる。監督当局は、銀行の戦略、方針と手続が、銀行のリスク選好度やリスク特性及びシステム的な重要性和整合的であって、市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、定期的に見直され、変化する銀行のリスク特性及び市場動向に合わせ必要に応じて適切に調整されていることを確認する。

- (2) 監督当局は、金利リスクの管理に関する銀行の戦略と方針が取締役会によって承認され、定期的に見直しされていることを確認する。また、監督当局は、それらの方針が実効的に実施され、銀行全体のリスク管理手続に完全に組み込まれるよう、取締役会が経営陣を監督していることを確認する。
- (3) 監督当局は、銀行の方針と手続により、以下を含む、適切かつ十分に統制管理された金利リスク環境が整備されていることを確認する。
 - (a) 金利リスクを有するエクスポージャーを正確かつ適時に識別、合算、監視し、取締役会及び上級管理職に報告するための包括的な金利リスク計測システム、
 - (b) 金利リスク管理を担当する機能により利用されるモデルの定期的な見直し及び独立した（内部または外部の）検証、（例えば、銀行の資産、負債及び/又はオフバランスシート項目に組み込まれているオプション要素（黙示的であるか明示的であるかを問わず）であって、銀行またはその顧客がキャッシュ・フローの水準及び時期を変更することができるものに関する主要なモデルの仮定の検証など、モデルの主要な前提の見直しを含む）
 - (c) 銀行の取締役会及び上級管理職によって承認され、銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力を反映し、かつ、関係職員に理解され、定期的に伝達されている適切なリスクの限度、及び
 - (d) 銀行の適切なレベルの上級管理職または必要に応じて取締役会が迅速な措置を講ずることを確保するための実効的な例外的取り扱いの追跡及び報告手続。
- (4) 監督当局は、銀行勘定への標準的な金利ショックを適用して、経済価値と収益の両方に対する脅威で表された、銀行内部の金利リスク計測システムから得られた計測結果を銀行から入手する。
- (5) 監督当局は、銀行内部の自己資本計測システムが銀行勘定の金利リスクを適切に捕捉しているかを評価する。

原則 24：流動性リスク

40.54 原則 24^[67]：監督当局は、流動性に関する当該銀行のニーズを反映した、銀行の流動性に関する健全かつ適切な（定量的な要件と定性的な要件のいずれかまたは両方を含め得る）要件を定める。監督当局は、銀行が、流動性リスクの健全な管理及び流動性

に関する要件の遵守を可能にするような戦略を備えていることを確認する。この戦略は、銀行のリスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、銀行のリスク選好度に応じ、一連の適切な対象期間における流動性リスクを識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続を含む。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、流動性要件はバーゼル委が定めた基準を下回ってはならない。

脚注

[67] 参考文書：「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）及び「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」（2008年9月）

40.55 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、監督措置の適用対象となる基準を示す閾値を含む規定の流動性要件を終始一貫して遵守するよう求めている。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、所定の要件は、バーゼル委によりあらかじめ定められている基準と同等以上であり、かつ監督当局は、これと同等以上の流動性モニタリング手段を幅広く利用する。
- (2) 規定の流動性要件は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に照らして、銀行の（オンバランス及びオフバランスのリスクを含む）流動性リスクの特性を反映している。
- (3) 監督当局は、銀行が、一連のストレス事象にも耐え得るだけの流動性を維持することを求め、銀行の取締役会の承認を得た流動性リスク管理のための適切な方針を含む堅固な流動性管理の枠組みを有していることを確認する。また、監督当局は、これらの方針が、流動性リスクに関する銀行全体としての包括的な視点を与え、銀行の流動性リスク許容度、リスク特性及びシステミックな重要性和整合的であることも確認する。
- (4) 監督当局は、銀行の流動性戦略、方針と手続により、以下を含む、適切かつ適正に管理された流動性リスク環境が確立されていることを確認する。
 - (a) 銀行の事業及び金融システムにおける役割にとって適切な、銀行の取締役会の承認を得た全体的な流動性リスク選好度の明確化、
 - (b) 日々の、及び日中の健全な流動性リスク管理実務、
 - (c) （担保ポジションの積極的な管理を含む）流動性リスクを有するエクスポージャー及び資金調達ニーズの正確かつ適時の識別、合算、監視、報告及び管理を可能にする銀行全体としての包括的なリスク計測システム、
 - (d) 経営陣が、流動性リスクを管理するための方針と手続を、銀行の流動性リスク選好度と整合的になるような形で、実効的に実施することを確保するための銀行の取締役会による適切な監督、及び
 - (e) 銀行の取締役会による、変化する銀行のリスク特性並びに銀行が操業する市場及びマクロ経済情勢の外的変化を考慮した、流動性リスク管理のための戦

略、方針と手続の、(最低年1回の)定期的な見直し及び適切な調整。

- (5) 監督当局は、銀行に対し、資金調達戦略及び所要資金調達額を継続的に計測、監視し、かつ、資金調達リスクを効果的に管理するための方針と手続を策定し、定期的に見直すよう求める。当該方針と手続には、他のリスク(例えば、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク及び評判リスク)が当該銀行の全般的な流動性戦略にどのような影響を及ぼし得るかを考慮することが含まれ、かつ以下のものが含まれる。
- (a) 複数のシナリオの下での所要資金調達額の分析、
 - (b) ストレス期において緩衝となり、障害なく資金調達に利用できるような高品質で、担保用途が決められていない(unencumbered)流動資産の維持、
 - (c) (カウンターパーティ、金融商品、通貨及び市場を含む)資金調達源と調達期間の分散化及び集中限度の定期的な見直し、
 - (d) 負債保有者との関係を構築・維持するための定期的な努力、及び
 - (e) 資産現金化能力の定期的な評価。
- (6) 監督当局は、銀行が流動性問題に対処するための堅固な流動性緊急時調達計画を有することを確認する。監督当局は、銀行の緊急時調達計画が正式に策定され、適切に文書化され、同計画が、一連のストレス環境下において最後の貸し手による支援に依存することなく流動性不足に対処するための銀行の戦略を定めていることを確認する。また、監督当局は、銀行の緊急時調達計画において、責任系統が明確に定められ、(監督当局とのコミュニケーションを含む)明確なコミュニケーション計画が含まれ、その業務上の堅固性を確保するために定期的に検証され、更新されていることも確認する。監督当局は、銀行の緊急時調達計画に実現可能性があるかどうかを評価し(リスク特性及びシステム的な重要性を考慮して)、これにより何らかの不備に対処するよう銀行が義務づけられているかを、評価する。
- (7) 監督当局は、銀行に対し、保守的かつ定期的に見直されている前提を用いて、銀行固有及び市場全体的な短期及び長期の多様な流動性ストレス・シナリオ(個別のシナリオあるいは複数のシナリオを組み合わせて)をリスク管理目的のストレス・テスト・プログラムに含めるよう求める。監督当局は、銀行が自行の流動性リスク管理戦略、方針及びポジションを調整し、効果的な緊急時調達計画を策定するためにストレス・テストの結果を活用していることを確認する。
- (8) 監督当局は、大規模な外貨流動性の変換を行っている銀行を特定する。銀行の外国為替業務が大規模である場合、あるいは、銀行の特定通貨に対するエクスポージャーが大きい場合、監督当局は、当該銀行に対し、主要通貨毎に自行の戦略を個別に分析し、流動性に関する自行のニーズを監視するよう求める。これには、当該通貨のミスマッチの適切性を確認するためにストレス・テストを利用し、必要に応じ、外貨全体ないし個別主要通貨のキャッシュ・フロー・ミスマッチの規模に対する上

限を設定し、定期的に見直すことが含まれる。また、このような場合において、監督当局は、各主要通貨に対する銀行の流動性ニーズを監視し、法域間及び企業間で、流動性のある通貨から別の通貨に移管する銀行の能力も評価する。

- (9) 監督当局は、銀行の資金調達コストへの影響及びその長期的な流動性ポジションの安定性への影響という観点から、銀行の貸借対照表上の資産の担保水準が許容内に管理されていることを確認する。監督当局は、銀行に対し、識別されたリスクを軽減するための適切な情報開示に取り組み、適切な限度を設けるよう求める。

原則 25：オペレーショナル・リスク及びオペレーショナル・レジリエンス

- 40.56 原則 25^[68]：監督当局は、銀行が適切なオペレーショナル・リスク^[69]管理の枠組みと、自行のリスク特性、リスク選好度、業務環境、重要業務の中断に対する許容度^[71]、及び新たなリスクを考慮したオペレーショナル・レジリエンス^[70]のアプローチを有していることを確認する。これには、(i)オペレーショナル・リスクを適時に識別、査定、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続、及び (ii) 重要な業務の提供を阻害し得る事象を特定し、脅威や潜在的な障害から身を守り、重要な業務の提供を阻害し得る事象に対応し、適応するとともに、重要な業務の提供を阻害し得る事象から学び、破壊的事象を通じて重要な業務の提供に及ぼす影響を最小限に抑えるための、健全な方針と手続が含まれる。

脚注

[68] 参考文書：「サードパーティリスクの管理とオーバーサイトの向上：金融機関と金融当局のためのツールキット」（2023年12月）、「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）、「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」（2022年6月）、「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」（2021年3月）、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」（2021年3月）、「サウンド・プラクティス：FinTechの発展がもたらす銀行及び銀行監督当局へのインプリケーション」（2018年2月）、「クリティカル・ファンクションの特定に関するガイダンス」（2013年7月）、「保険によるオペレーショナル・リスク削減効果の計量モデルでの認識について」（2010年10月）、「業務継続のための基本原則」（2006年8月）及びジョイント・フォーラム「金融サービスにおけるアウトソーシング」（2005年2月）

[69] オペレーショナル・リスクとは、内部手続、人、システムが不適切であること、または機能しないこと、または外生的事象に起因する損失に係るリスクである。この定義には法的リスクが含まれるものの、戦略リスクや評判リスクは含まれない。

[70] オペレーショナル・レジリエンスとは、業務の中断を通じて重要な業務を遂行する銀行の能力を指す。オペレーショナル・レジリエンスとは、オペレーショナル・リスクの実効的な管理から恩恵を受ける結果である。

[71] 混乱に対する許容度とは、銀行が、一連の厳しいが蓋然性のあるシナリオを前提

に、いかなる種類のオペレーショナル・リスクによる混乱も許容する度合である。「重要な業務」とは、重要な機能を包含し、活動、手続、サービス及びそれらを支える関連資産を含む。これらの機能の中断は、銀行業務の継続または金融システムにおける銀行の役割にとって重大である。特定の業務が重要であるかどうかは、銀行の性質と金融システムにおけるその役割に依存する。

40.57 必須基準

(1) 法律、規則または監督当局は、個々の銀行に対し、以下の目的のために、適切なオペレーショナル・リスク管理及びオペレーショナル・レジリエンスの戦略、方針、手順、システム、管理及び手続を備えることを求める。

- (a) オペレーショナル・リスクを識別、評価、査定、監視、報告及び管理または軽減すること、
- (b) 脅威や潜在的な障害を特定してそれらから身を守り、破壊的事象に対応して適応するとともに、重要な業務の遂行への影響を最小限に抑えるために、破壊的事象から回復して学ぶこと

これらの戦略、方針、手続、システム及び管理は、銀行のリスク特性、システムミク的な重要性、リスク選好度、混乱に対する許容度及び資本力と整合的であり、市場及びマクロ経済情勢や新たなリスクを考慮したものである。

(2) 監督当局は、銀行の取締役会が以下の事項に関する戦略と方針を承認し、定期的に見直していることを確認する。

- (a) 全ての重要な商品、業務、手続及びシステムに関するオペレーショナル・リスクの管理（銀行のオペレーショナル・リスクに対するリスク選好を含む）
- (b) オペレーショナル・レジリエンスのアプローチ（重要業務の中断に対する許容度を含む）

また、監督当局は、取締役会が上級管理職を監視し、これらの方針が実効的に実施され、銀行のリスク管理の全体的な枠組みに完全に組み込まれているのを確保することを求める。監督当局は、銀行が、外部及び内部の脅威や、人、手続及びシステムの潜在的な欠陥を継続的に識別するために、オペレーショナル・リスクの管理のための十分な機能^[72]を有していることを確認する。

(3) 監督当局は、銀行が（オペレーショナル・レジリエンスのアプローチと整合的に）重要な業務を特定し、人、技術、手続、データ、設備、第三者またはグループ内の事業体、及び業務の中断を通じて重要な業務を遂行するために必要な相互関連性と相互依存性をマッピングしていることを確認する。

(4) 監督当局は、銀行が重要な業務の遂行を混乱させる可能性のある事象を管理するための対応・回復計画を、銀行のリスク選好度と混乱に対する許容度に沿って策定及び実施し、過去の事象から学んだ教訓を取り入れることによって事象対応・回復計画を継続的に改善していることを確認する。

- (5) 監督当局は、銀行に対して、業務中断を通じて重要な業務を遂行する能力をテストするために、一連の厳しいが蓋然性のあるシナリオの下で業務継続訓練を実施することを要求する。監督当局は、重要な業務を遂行する能力を評価するために、銀行の業務継続計画及び災害復旧計画の質と包括性を検証する。その際、監督当局は、銀行が継続的に業務を行い、重大な業務の中断や破綻（サービス提供者における中断や支払・決済システムにおける障害を含むが、これらに限定されない）が生じた場合に、損失やサービス提供の中断を最小限に抑えることができることを確認する。
- (6) 法律、規則または監督当局は、銀行に対して、オペレーショナル・リスク管理の枠組み及びオペレーショナル・レジリエンスのアプローチの中に、堅固な情報通信技術（ICT）^[73]の枠組み（サイバーセキュリティを含む）を導入することを求めている。監督当局は、銀行が ICT リスクを識別し、評価し、軽減し、監視し、管理するための適切な方針と手続を確立していることを確認する^[74]。また、これらの方針と手続は、取締役会が銀行の ICT リスク管理の有効性を定期的に監視すること、上級管理職が銀行の ICT リスク管理の設計、実施及び有効性を定期的に評価することを求めている。また、監督当局は、銀行が、定期的にテストされる保護、発見、対応及び回復のプロセスを前提とした強靱な ICT を有し、脆弱性に関する適切な状況認識を組み入れ、リスク管理及び意思決定プロセスのために適時に情報伝達することにより、銀行の重要な業務の遂行を完全に支援し、促進することを確認する。
- (7) 監督当局は、銀行が以下の目的のために適切な手続と実効的な情報システムを有しているかどうかを評価する。
- (a) オペレーショナル・リスク特性及び重要なオペレーショナル・エクスポージャーを定期的に監視すること、
 - (b) 内部損失データを含むオペレーショナル・リスク事象データ、及び実行可能な場合には外部のオペレーショナル・損失事象データを取りまとめ、分析すること、及び
 - (c) 銀行の取締役会、上級管理職、独立したリスク部門、及び事業部門のレベルにおいて、オペレーショナル・リスクの先見的な管理とオペレーショナル・レジリエンスを支える適切な報告メカニズムを促進すること。
- (8) 監督当局は、銀行に対して、重要な業務を混乱させる事象やその重大性についての報告を含め、オペレーショナル・リスクに影響を及ぼす事象の進展を監督当局に常に知らせるための適切な報告メカニズムを有することを求める。
- (9) 法律、規則または監督当局は、取締役会や上級管理職に対して、サービス提供者が行う銀行業務に伴うリスクを理解し、これらのリスクを管理するための実効的なリスク管理の方針と手続を確保することを求める。監督当局は、銀行がサービス提

供者によって行われる銀行業務を評価、管理及び監視するための適切な方針と手続を確立していることを確認する。監督当局は、銀行のサードパーティリスク管理方針が以下の事項を網羅していることを確認する。

- (a) サービス提供者が活動を提供することができるかどうか、及びその方法を決定するための手続並びに潜在的なサービス提供者を選定するための適切なデューデリジェンスを実施するための手続、
 - (b) データの所有権及び機密性ならびに解約権を含む、サービス提供者に係る規定の健全な構築、
 - (c) サービス提供者の財務状況を含む、サービス提供者の取決めに関連するリスクの管理と監視、
 - (d) 銀行におけるサービス提供者に対する実効的な統制環境の確保。これには、サービス提供者に対する監視を容易にするための外部委託された活動、指標及び報告に関する記録が含まれる。
 - (e) サービス提供者の取決めを含む（ただし、これに限定されない）、重要な業務の遂行のための取決めへの依存の管理、
 - (f) 重要な業務の提供に影響を与えるようなサービス提供者の障害や混乱が生じた場合に、銀行が業務上の強靭性を発揮できることを実証するための、実行可能な緊急時対応計画の維持と出口戦略の策定^[75]。銀行の業務継続計画では、重要な業務に利用しているサービス提供者の代替可能性や、業務の社内復帰など、サービス提供者の停止が生じた場合に業務上の強靭性を促進し得る他の実行可能な代替手段を評価すべきである。
 - (g) サービス提供者と銀行との間の責任の明確な分担を確保する包括的な契約及び（または）サービス水準に関する合意の実施
 - (h) サービス提供者の帳簿及び記録を検査する銀行の権利、報告（例えば、監査報告）を要求する能力、銀行の監督当局が直接または監督対象の銀行を通じて、銀行に対する活動の提供に関連する文書、データおよびその他の情報にアクセスする許可。
- (10) 監督当局は、上級管理職が、包括的で、適切に資源を配分され、リスク管理部門と統制部門の間で適切に分割され、重要な業務の遂行ならびにその相互関連性及び相互依存性に対する潜在的な影響の評価に資する変更管理手続^[76]を確立していることを確認する。

脚注

[72] 統制部門、リスク管理及び内部監査を含む。

[73] 情報通信技術とは、情報技術及び通信システムの基礎となる物理的及び論理的設計、個々のハードウェア及びソフトウェアの構成要素、データ並びに動作環境を指す。

[74] これらには、サイバーセキュリティ、ICT 対応及び回復プログラム、ICT 変更管

理手続、ICT インシデント管理手続、及び利用者への適時の関連情報の伝達が含まれる。

[75] 出口戦略を策定する際には、銀行は、短期と長期、無秩序と秩序立った、両方の出口を考慮すべきである。これは、出口戦略及び前提条件に影響を及ぼす可能性があるためである。

[76] 銀行のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーは、銀行が新たな業務に従事したり、新たな商品やサービスを開発したり、馴染みのない市場や法域に参入したり、新たな業務プロセスや技術システムを導入したり、既存のものを修正したり、本店から地理的に離れた業務に従事したりするなど、変化が生じる際に変動する。変更管理では、製品またはサービスのライフサイクル全体を通じて、関連するリスクの変化を評価する必要がある。

40.58 補足基準

- (1) 監督当局は、オペレーショナル・リスクまたは潜在的な脆弱性に対する銀行全体の共通点（例えば、多数の銀行が共通のサービス提供者に依存していること、サービス提供者の支払及び決済業務の混乱、物理的リスクまたは地政学的事象による損失へのエクスポージャー）を定期的に特定している。
- (2) 監督当局は、集中リスクに関連する取決め、及び特定のサービス提供者が法域内の銀行に提供するサービスの集中から生じる潜在的なシステムック・リスクを評価する。

原則 26： 内部統制及び監査

40.59 原則 26^[77]：監督当局は、銀行が、自行のリスク特性を考慮に入れ、業務を行うための実効的に管理され、検査された業務環境を確立し、維持するための適切な内部統制の枠組みを有することを確認する。これには、権限及び責任を委譲するための明確な取決め、銀行による約定の締結、資金の支払い及び資産・負債の会計処理に関係する機能の分離、これらの手続の照合、銀行の資産の保全、適切かつ独立した^[78]内部監査（外部委託または共同委託されたものを含む）、コンプライアンス及びその他の統制機能が、適用される法律や規制だけでなく、これらの統制の遵守と有効性を検査することが含まれる。

脚注

[77] 参考文書：「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」（2022年6月）、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（2015年7月）、「銀行の内部監査機能」（2012年6月）、「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」（2005年4月）及び「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（1998年9月）

[78] 独立性を評価する際には、監督当局は、コンプライアンス、統制及び内部監査部門の職員の業績測定における利益相反を回避するように設計された統制システムを十

分に考慮する。例えば、そのような職員の報酬は、彼らが監督する事業種目から独立して決定されるべきである。

40.60 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、自行のフォワード・ルッキングな視点の^[79]リスク特性を考慮に入れ業務を行うために、実効的に管理され、検査された業務環境の整備に適した内部統制の枠組みを有することを求めている。こうした統制は、銀行の取締役会及び（または）上級管理職の責任に属し、（詐欺、横領、許可のない取引及びコンピューター・システムへの侵入等の不正使用を防止し、早期に発見し、報告するための措置を含む）組織構造、会計に関する方針と手続、チェック・アンド・バランス並びに資産及び投資の保全といった事項を取り扱っている。より具体的には、以下の内容が統制の対象となる。
 - (a) 組織構造：権限の明確な委譲（例えば、明確に定められた融資承認限度額）、意思決定に関する方針と手続、重要な機能の分離（例えば、業務の組成、支払、照合、リスク管理、会計、監査及びコンプライアンス）を含む、職務及び責任の明確化、
 - (b) 会計に関する方針と手続：これらに限定されないが、勘定の照合、コントロール・リスト、経営情報など
 - (c) チェック・アンド・バランス（または「四つの目の原則（four eyes principle）」）：職権の分離、相互チェック、資産の二重統制、二鑑制（double signature）、及び
 - (d) 資産及び投資の保全：物理的な統制及びコンピューターへのアクセスを含む。
- (2) 監督当局は、バックオフィス、統制機能及び業務管理の技能及び資源が、業務組成部署に対して適度にバランスしていることを確認する。また、監督当局は、バックオフィス及び統制機能の職員が、組織内において業務組成部門に対する効果的なチェック・アンド・バランスを働かせるために十分な専門知識及び権限（及び統制機能の場合において、必要な場合には、銀行の取締役会への十分なアクセス）を有していることも確認する。
- (3) 監督当局は、銀行が、上級管理職による銀行のコンプライアンス・リスク管理を効果的に手助けするよう、職員が適切に配置され、恒久的かつ独立したコンプライアンス機能を有していることを確認する。監督当局は、コンプライアンス機能内部の職員が適切に訓練され、必要な経験を備え、行内において、自らの役割を効果的に果たすための権限を有していることを確認する。監督当局は、銀行の取締役会がコンプライアンス機能の運営を監視していることを確認する。
- (4) 監督当局は、銀行が以下の内容を目的とする独立した、恒久的かつ実効的な内部監査機能（外部委託または共同調達されるものを含む）を有していることを確認する。
 - (a) （リスク管理、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの手続を含む）

既存の方針、手続及び内部統制が、銀行の事業にとって実効的かつ適切で引き続き十分であるかを評価すること、及び

- (b) 方針と手続が遵守されるよう確保すること。
- (5) 監督当局は、内部監査部門が以下の要件を満たしていることを確認する。
 - (a) 十分な資源を有していること、及び、内部監査に従事する職員が適切な訓練を受け、監査対象業務を理解・評価する上で必要な経験を備えていること、
 - (b) 適度な独立性を備えており、銀行の取締役会または監査委員会に対して説明責任を負うこと、及び、監査部門の指摘に上級管理職が対応し、行動することを確保するため、銀行内で相応の地位が与えられていること、
 - (c) 銀行のリスク管理戦略、方針または手続に対する一切の重要な変更について適時に伝えられていること、
 - (d) 任務の遂行上必要であれば何時でも、銀行ないしその関連会社の全ての職員、記録、ファイルまたはデータに自由にアクセスすることや、連絡をとることが可能であること、
 - (e) 銀行が負っている重大なリスクを識別し得る手法を用いていること、
 - (f) 独自のリスク評価に基づいて監査計画を立て、同計画に従って資源を配分していること、及び
 - (g) アウトソースされている全ての機能を評価する権限を備えていること。

脚注

[79] フォワード・ルッキングな視点を確立するための時間軸には、必要に応じて、気候関連金融リスク及び新たなリスクを適切に反映すべきである。

原則 27： 会計報告及び外部監査

40.61 原則 27^[80]： 監督当局は、銀行及び銀行グループが、適切かつ信頼性のある記録を作成・保管し、国際的に広く受け入れられた会計方針及び実務に従って財務諸表を作成し、財務状況及び収益性を公正に反映し、独立した外部監査人の意見を添付した情報を毎年公表していることを確認する。また、監督当局は、銀行及び銀行グループの親会社が、外部監査機能に対する適切なガバナンス及び監視機能を備えているかについても確認する。

脚注

[80] 参考文書： 「銀行の外部監査についての補足ノート — 予想信用損失の監査」（2020年12月）、「銀行の外部監査」（2014年3月）及び「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」（2009年4月）

40.62 必須基準

- (1) 監督当局^[81]は、銀行の取締役会及び経営陣に対し、国際的に広く受け入れられた会計方針及び実務に従って財務諸表を作成し、適切かつ信頼性のあるデータが得ら

れるような記録システムで財務諸表作成を支えるよう確保する責任を負わせている。

- (2) 監督当局は、銀行の取締役会及び経営陣に対し、国際的に受け入れられた監査実務及び基準に従って行われた監査から得られた、独立した外部監査人の意見が、毎年、一般に対して発行される財務諸表に添付されるよう確保する責任を負わせている。
- (3) 監督当局は、銀行が、国際的に広く受け入れられた会計基準と整合性のある評価実務を採用していることを確認する。また、監督当局は、公正価値を見積もるための枠組み、構造と手続が、独立した検証、評価の対象とされていること、及び銀行が財務報告目的で利用している評価法と、規制目的で利用している評価法とのあらゆる重要な違いについて文書化していることも確認する。
- (4) 法律、規則または監督当局は、銀行の外部監査の範囲及び外部監査を行う際に従うべき基準を定めている。それらは、国際的に受け入れられている基準と整合させるべきであり、外部監査を計画し、実施する際にリスク及び重要性に基づく手法が求められている。
- (5) 監督ガイドラインまたは各国の監査基準は、監査が、貸出ポートフォリオ、貸倒準備金、不良エクスポージャー、資産の評価、トレーディング及びその他の証券業務、デリバティブ、資産の証券化、オフバランス・ビークルの連結及びそれ以外の関与並びに財務報告に係る内部統制の適切性を含むが、これらに限定されない分野を対象としていることを確認する。
- (6) 監督当局は、外部監査人の専門能力や独立性が不十分であると考えられる場合、または確立された職業基準の適用対象となっていない、もしくは同基準に従っていない場合、当該外部監査人の任命を却下するかまたは罷免する権限を有する。
- (7) 監督当局は、銀行に対し、外部監査人（監査法人ないしは監査法人内の職員）を時折交替させていることを確認する。
- (8) 監督当局は、外部監査法人と定期的に会合を行い、銀行の業務運営に関する共通の関心事について議論する。
- (9) 監督当局は、直接あるいは銀行を通じたものであるかを問わず、例えば免許基準からの逸脱、銀行法その他の法律に対する違反、銀行の財務報告手続における重大な不備及び統制上の弱点または銀行の安全性と健全性にとって重大な意味を持つと監査人自身が考えるその他の事項など、重要事項について監督当局に報告するよう外部監査人に求める。法律または規則により、そうした報告を行う善意の監査人が守秘義務違反の責任に問われない旨が規定されている。

脚注

[81] 本必須基準における監督当局は、必ずしも銀行当局に限定されない。また、証券及び市場監督当局も、会計方針及び実務に従って財務諸表が作成されるよう確保する責任を負う場合があり得る。

40.63 補足基準

- (1) 監督当局は、必要に応じて、外部監査人の監査調書にアクセスする権限を有する。

原則 28： 情報開示及び透明性

40.64 原則 28^[82]： 監督当局は、銀行及び銀行グループが、容易にアクセス可能であり、かつその財務状況、収益性、リスク・エクスポージャー、リスク管理戦略及びコーポレート・ガバナンスに関する方針と手続（報酬慣行を含む）が公正に反映された連結ベース及び必要な場合には単体ベースの情報を定期的に公表していることを確認する。少なくとも国際的に活動する銀行については、開示要件は適用されるバーゼル基準を下回らないものとなっている。

脚注

[82] 参考文書： 「比例適用に関するハイレベルな考慮事項」（2022年7月）、「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」（2015年7月）、「銀行のリスク開示の強化」（2012年10月）及び「銀行の透明性向上について」（1998年9月）

40.65 必須基準

- (1) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、その真の財務状況及び業績が適切に反映され、比較可能性、関連性、信頼性及び適時性を高めるための基準を遵守した連結ベースでの、または必要な場合には単体ベースでの情報を定期的に公表^[83]するよう求めている。
- (2) 監督当局は、開示情報に、銀行の財務実績、財務ポジション、リスク管理に関する戦略及び実務、リスク・エクスポージャー（財務報告期間中の銀行のリスク・エクスポージャーの理解に役立つ情報を含む）、関連先に対するエクスポージャーの合計、関連先との取引、会計方針、ビジネスモデル、経営管理、ガバナンス（主要な株式所有と議決権を含む）及び報酬に関する定性的及び定量的な情報が含まれていることを確認する。提供される情報の範囲・内容及び細分化・詳細化のレベルは、当該銀行のリスク特性及びシステムミクな重要性に応じたものである。少なくとも国際的に活動する銀行については、開示要件は適用されるバーゼル基準を下回らないものとなっている。
- (3) 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、グループ構造に含まれる主要な主体を全て開示することを求めている。
- (4) 監督当局または別の当局が、情報開示基準の遵守状況を実効的に精査し、執行している。
- (5) 監督当局またはその他の関連当局は、銀行システムに対する公衆の理解を助け、市場規律の機能を促進するため、銀行システムに関する総合的な情報を定期的に公表している。それらの公表情報には、銀行業務の主要な側面（財務諸表の構造、自己資本比率、収益力及びリスク特性）が反映されたバランスシート指標や統計パラ

メータに関する総計値が含まれる。

脚注

[83] 本必須基準の目的上、情報開示要件は、監督当局が発出する指令ではなく（または同指令に加えて）、適用される会計ルール、証券取引所の上場ルール、ないし同様のその他のルールにおいて定められている場合もあり得る。

原則 29：金融サービスの濫用

40.66 原則 29^[84]：監督当局は、銀行が、金融セクターにおける高水準の倫理的・職業的基準を促進し、自行が意図的に、または意図せずして犯罪活動に利用されることを防ぐための堅固でリスクベース^[85]の顧客確認ルール（CDD）及び実効的なコンプライアンス機能を含む適切な方針と手続を備えていることを確認する^[86]。

脚注

[84] 参考文書：「金融活動作業部会（FATF）勧告」（2012年2月、2023年2月改訂）、「マネーロンダリング及びテロ資金供与リスクの適切な管理に係るガイドライン」（2020年7月）、「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」（2021年3月）、「コルレス銀行業務に関するガイダンス」（2016年10月）、「銀行セクター向けリスクベースアプローチ・ガイダンス」（2014年10月）及び「シェルバンクとブッキング・オフィス」（2003年1月）

[85] リスクベース・アプローチを採用することにより、権限ある当局及び銀行は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融を防止又は軽減するための措置が、特定されたリスクに見合ったものであることを確保することが可能となる。

[86] バーゼル委は、一部の法域においては、不正行為、マネーロンダリング、テロ資金供給など、銀行関連の犯罪活動に関する法令遵守を評価することについて、金融情報部門（FIU）など、銀行監督当局以外の当局が第一義的な責任を負うことを認識している。従って、本原則（特に必須基準7、8及び10）における「監督当局」が、銀行監督当局以外の当局を意味する場合もある。これらの法域の銀行監督当局は、本原則に述べられている基準を遵守するため、関連する当局と協力している。

40.67 必須基準

- (1) 法律または規則により、犯罪活動に関する銀行の内部統制の監督及び関連法令の遵守の執行に関する監督当局の義務、責任及び権限が定められている。
- (2) 監督当局は、銀行が、高水準の倫理的、職業的基準を促進し、また、意図的に、もしくは意図せずして自行が犯罪活動に利用されることを防ぐための適切な方針と手続を有していることを確認している。これには、犯罪活動の監視、発見及び防止、並びにそうした疑わしい活動を適切な当局に報告することが含まれる。
- (3) 金融情報部門ないしその他の指定された当局への報告に加え、銀行は、自行の安全性、健全性または評判にとって重大と思われる場合には、疑わしい活動及び不正行

為について、銀行監督当局に報告する^[87]。

- (4) 監督当局は、追加的に疑わしい取引に気付いた場合、金融情報部門及び該当する場合は、他の指定された当局に通知する。さらに、監督当局は、直接的または間接的に、疑わしいまたは実際の犯罪行為に関連する情報を関連する当局と適時に共有する。
- (5) 監督当局は、銀行が、顧客確認（CDD）のための方針と手続を設けた上で、適切に文書化し、関連する全ての職員に伝達していることを確認する。また、監督当局は、このような方針と手続が、銀行の総合的なリスク管理に組み込まれており、顧客、国及び地域、並びに商品、サービス、取引及び供給経路に関する、マネーロンダリング、テロ資金供給及び拡散金融のリスクを識別、評価、監視、管理及び軽減するための適切な措置が継続的に存在することも確認する。銀行グループ全体の CDD 管理プログラムは、以下の基本要素を備えている。
 - (a) 識別されたリスクに基づいて当該銀行が受入れを拒否する（または終了させる）業務関係が明確にされている、顧客の受入れに関する方針、
 - (b) 継続的な顧客の特定、確認及びデューデリジェンスに関するプログラム。本プログラムには、受益権者（beneficial owner）を確認すること、取引関係の目的及び性質について理解すること、及び CDD 情報が更新され、有用であることを確保するためのリスクベースの見直しが含まれる、
 - (c) 取引を継続的に監視し、通常とは異なるまたは潜在的に疑わしい取引並びにテロ資金供給及び拡散金融に関連する国連制裁の対象となる個人または団体を特定するための方針及び手続、
 - (d) ハイリスクな口座に対する強化されたデューデリジェンス（例えば、これらの口座に関わる業務関係の締結や、既存の業務関係がハイリスク化した場合の関係維持に関する意思決定を銀行の上級管理職に上程すること）、
 - (e) 重要な公的地位を有する者（その家族や側近を含む）に関する強化されたデューデリジェンス、特に、これらの者と業務関係を結ぶ場合の意思決定を銀行の上級管理職に上程することを含む。及び、
 - (f) 顧客確認や個々の取引に関して保存すべき記録及び保存期間に関する明確なルール（そうした記録は、少なくとも5年間は保存される）。
- (6) 監督当局は、通常のデューデリジェンスに加え、銀行がコルレス・バンキング及びその他同様の関係について、特別な方針と手続を有していることを確認する。そうした方針と手続には以下のものが含まれる。
 - (a) コルレス先の銀行について十分な情報を収集し、同銀行の業務や顧客基盤、評判、監督方法並びに資金洗浄、テロ資金供与または拡散金融に関する捜査または規制措置の対象となっていないかについて十分に理解すること、及び
 - (b) 犯罪活動のリスクを管理するための適切な統制を有しない銀行、または関係

当局により実効的に監督されていない銀行、またはシェルバンクと思われる銀行とは、コルレス関係の締結ないし継続を行わないこと、

- (c) 上級管理職によるコルレス銀行業務への新規参入の承認
- (7) 監督当局は、銀行が、マネーロンダリング、テロ資金供給及び拡散金融を含め、潜在的な金融サービスの濫用を防止、特定及び報告するための十分な統制及びシステムを有していることを確認する。
- (8) 監督当局は、犯罪活動に関する法律及び規則を遵守していない銀行に対する措置を講ずるための適切な権限を有している。
- (9) 監督当局は、銀行が以下の要件を満たしていることを確認する。
- (a) 内部監査及び（または）外部専門家に対し、関連するリスク管理方針、手続及び統制を独立した立場から評価することを求めていること。監督当局は、その報告書にアクセスできること、
- (b) 金融犯罪のコンプライアンス・プログラムを管理する銀行の経営陣レベルのコンプライアンス・オフィサー、及び（疑わしい取引を含む）当該銀行の金融サービスが濫用されている可能性について報告を受ける専任職員を指名するための実効的な方針と手続、
- (c) 十分な権限、報告の独立性、職員及びその他の資源を備えたコンプライアンス機能、
- (d) 職員を雇用する際、または代理関係やアウトソーシング関係に入る際、高い倫理基準及び職業基準を確保するための適切なスクリーニングに関する方針と手続が存すること、
- (e) CDD 並びに犯罪活動及び疑わしい活動を監視し、発見する方法を含め、職員を対象とする継続的な研修プログラムが実施されていること、及び
- (f) 職員が権限ある当局に犯罪活動を報告するための方針及び手続。
- (10) 監督当局は、銀行職員が、自行の金融サービスの濫用に係る問題を現場の経営陣及び（または）専任の関連職員に報告するための明確な方針と手続を備え、これに従っていることを確認する。また、監督当局は、銀行が、そうした活動について適時かつ適切な情報を銀行の取締役会、経営陣及び専任の職員に提供するための適切な経営情報システムを備え、活用していることを確認する。
- (11) 法律により、善意の銀行職員が疑わしい活動を銀行内部で、または関連当局に直接報告した場合に責任を問われないことが規定されている。
- (12) 監督当局は、関連する国内外の金融セクターの監督当局との間で、直接的または間接的に協力し、監督目的の下、銀行内に存在する疑わしい活動や実際の犯罪活動に関する情報を共有している。
- (13) 他の当局が責任を負わない限り、監督当局は、銀行内で発見された犯罪活動に対処するための専門能力を備えた人材を組織内部に持つ。この場合、監督当局は、銀行

に対し、マネーロンダリング、テロ資金供給及び拡散金融のリスクに関する情報を定期的に提供する。

- (14) 監督当局は、銀行が、これらの目的のためにグループ内で情報を共有するための方針及び手続を含む、マネーロンダリング、テロ資金供給及び拡散金融に対処するためのグループ全体のプログラムを整備していることを確認する。

脚注

[87] 銀行は、国際的な基準に従って、マネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の事案との関与を示唆する疑わしい活動について、関連する国家機関に通知することとされている。当該国家機関は、独立した政府当局として、又は資金情報機関としての機能を果たしている既存の当局内の部門に設置されている。

BCP98：バーゼル委の基準、ガイドライン及びサウンド・プラクティスに関するアップデート

98.1 監督及び監督実務は静的なものではない。バーゼル委は、新たな（又は既存の）基準、ガイドライン及びサウンド・プラクティスを頻繁に公表している。これらは、特にバーゼル委のメンバー法域において国際的に活動する銀行に対する規制・監督上の枠組みを強化するために、設計されている。監督当局は、新たな国際的な監督基準が公表された際には、その採用に向けて取り組むことが奨励される。

98.2 [バーゼル枠組み](#)に統合されている基準は、本文書中で「バーゼル枠組み」という場合において、自動的にバーゼル・コア・プリンシプルに組み込まれる。同様に、バーゼル・コア・プリンシプルが「適用可能な基準」というときは、有効な最新のバーゼル委の基準又はガイドラインを指す。

98.3 バーゼル委は、直近のバーゼル・コア・プリンシプルの改訂以降に進展した監督上の実務や新たに生じるリスクに関するリソースとして、本付属書を含めている。次回のバーゼル・コア・プリンシプルの改訂の際には、これらの公表物から得られた特定の要件や教訓をコア・プリンシプルの本文に組み込むか否か、またどのように組み込むかを検討する。

98.4 このリストは2年ごとに更新される。

基準

表 1

ガイドライン	表 2
サウンド・プラクティス	表 3
他の基準設定主体による公表物	表 4

BCP99：国際通貨基金及び世界銀行が作成する評価報告書の構成及び指針

99.1 本セクションは、金融セクター評価プログラム（FSAP）及び単独評価において評価者が作成するパーゼル・コア・プリンシプル（BCP）評価報告書に関し、IMF 及び世界銀行が推奨する提示手法及び構成に係る指針及び様式を示すものである。IMF・世界銀行による評価実施前に対象国の当局が行う自己評価^[1]も、この手続の必須要素であることから、本指針及び様式に従うべきである。

脚注

[1] 翻訳が必要となる可能性も考慮し、自己評価については、根拠法及び規則を付記し、評価者が評価を行う前に余裕をもって利用できるようにすべきである。

99.2 BCP 評価報告書は、以下の 8 つのパートに分かれる。

- (1) 概要及び主要な調査結果
- (2) 背景となる情報及び利用した評価方法について説明する概説
- (3) 制度的環境及び市場インフラの概要
- (4) 実効的な銀行監督のための前提条件の評価
- (5) 個別原則毎の詳細評価
- (6) 評価結果を取りまとめた遵守状況表
- (7) 今後の行動計画に関する提案
- (8) 当局の返答

以下のパラグラフでは、8 つの部分のそれぞれについて簡単に説明する。

- 99.3 簡潔な「概要及び主な調査結果のセクション」では、報告書の主な調査結果及び主な提案の概要を示すべきである。これは、エグゼクティブ・サマリーとして読むべきであり、副題の下いくつかの段落の中で、いくつかの原則に関する主な調査結果が集約される。例えば、評価者は、調査結果及び提案を、責任、目的、権限、独立性及び説明責任（原則 1-2）、所有権、免許付与及び構造（原則 4-7）、実施されている監督の方法（原則 8-10）、監督当局の是正及び制裁権限（原則 11）、協力、連結及びクロスボーダーの銀行監督（原則 3、12-13）、コーポレート・ガバナンス（CP 14）、健全性要件、規制枠組み、会計及び開示（原則 15-29）の副題の下に統合することを選ぶことができる。
- 99.4 導入及び手法に関するセクションは、審査の実施に係る背景情報、たとえば審査が行われた文脈や用いられた手法を提供する。本セクションでは、
- (1) 監督当局の同意を得て評価範囲を選択した旨を記載し、特に、当局が必須基準のみに基づいて、あるいは、補足基準にも基づいて評価され、格付されることを希望したかを明記する。評価者の氏名及び所属も本セクションに記入すべきである。
 - (2) 自己評価の結果、当局が記入した調査票、関連する法律、規則、通達、他の文書（例えば、報告書、研究論文、対外声明、ウェブサイト、非公表のガイドライン、指令、監督レポート及び評価等）など、評価に利用した資料の出所にも言及すべきである。
 - (3) 評価の対象となった監督当局を特定し、インタビューを行った上級管理職^[2]について一般的な形で言及するほか、また、他の国内監督当局、民間セクターの参加者、関連政府機関または（銀行協会、監査人、会計士等）業界団体等との面談についても記載する。
 - (4) 評価の妨げや評価の助けとなった要因に言及する。特に、（監督資料または翻訳文書へのアクセスの欠如等）情報が不足した点について述べ、それが評価にどの程度影響したかを説明する^[3]。

脚注

[2]個人を保護し、率直な発言を促すため、通常は匿名とすべきである。

[3]情報不足により特定の原則に係る評価の質及び深度が悪影響を被る場合、特に、遵守状況を評価する上で深度ある情報へのアクセスが不可欠である場合、評価者は、評価書式のコメント欄で言及し、直面した障害を記録すべきである。このような問題について評価ミッションのリーダーの注意を喚起し、必要に応じ、本部職員に連絡し、指示を仰ぐべきである。

- 99.5 第 3 のセクションでは、金融セクターに関する監督環境を概説し、制度的及び法的環境、特に各監督当局の任務及び監督における役割、規制対象外の金融仲介業者の存在及び自主規制組織の果たす役割を手短かに記述すべきである。さらに、本セクションでは、金融市場、特に銀行セクターの構造について一般的な説明を行い、銀行数・GDP 対比の総資産、銀行業の安定性、自己資本の適切性・レバレッジ・資産の質・流動性・収

益性・リスク特性の基本的な評価結果及び所有構造に関する情報（すなわち、外国資本と国内資本、国有と民間所有、コングロマリットまたは規制対象外の関係会社の存在）並びに類似の情報に言及すべきである。評価が FSAP の一部である場合、このセクションは他の FSAP 文書を要約し、相互参照することにより、短くすることができる。

99.6 第4のセクションでは、バーゼル・コア・プリンシプル文書で記載されている、実効的な銀行監督の前提条件がどの程度整っているかを概説する。過去の経験は、前提条件が適切に実施されないことにより、銀行監督の質及び実効性が著しく損なわれ得ることを示している。評価者は、銀行システム及び監督枠組みが運用されている環境について報告書の読者が明確に理解できるよう、事実に基づいた前提条件のレビューを目標とすべきである。これにより、個々の原則の評価及び格付についてより深く理解するための視点が得られる。レビューする際は、通常、それぞれの前提条件につき、パラグラフを一つか二つに絞り、以下の見出しの順に進めるべきである。

- (1) 健全かつ持続可能なマクロ経済政策： レビューでは、銀行システムの構造及び業績に悪影響を及ぼしかねない側面について説明する一方、これらの分野の政策の適否について意見を述べるべきでない。政策の適否については、4条協議をはじめとする IMF 及び世界銀行プログラム関連報告書など、既存の IMF 及び世銀文書における分析や提言に言及するにとどめる。
- (2) 金融安定化政策を策定するための十分に確立された枠組み： レビュー結果には、マクロプルーデンス監視、安定化政策策定のための明確な枠組みの存否について記載すべきである。これには、関連する当局の役割及び任務の明確化、当局間における協力及び協調並びにマクロプルーデンス分析、リスク及び方針並びにその結果の伝達のための実効的なメカニズムを含めるべきである。当該枠組みの適切性及び実効性に関する独立した評価結果が存在する場合、評価者は、その内容に依拠し得る。
- (3) 十分に発達した公的インフラストラクチャー： 公的インフラストラクチャーに関する事実に基づいたレビューは、銀行システムに関係する要素に焦点を絞り、必要な場合には、ミッションに参加している他の専門家や IMF・世銀の国別チームの専門家との協力の下で行われるべきである。これに関する前提条件をレビューする際は、良好な与信カルチャーの存在や、統合的に施行され、紛争を公正に処理するためのメカニズムを提供している会社法・破産法・契約法・消費者保護法・私有財産法などのビジネス法体系、また、訓練の行き届いた信頼性のある会計・監査・法律専門家の存在、実効的で信頼性のある司法制度、金融セクターに対する適切な規制、及び実効的な支払・清算・決済システムの存在、などの事項が範囲に含まれ得る。
- (4) 危機管理、再建及び処理のための明確な枠組み： 銀行の危機管理及び処理のための健全な制度的枠組みの利用可能性並びに関連する当局の役割及び任務の明瞭さ

をレビュー範囲に含めるべきである。実効性の根拠は過去の危機の際の管理及び処理の実例によって示される一方、当該法域で実施した金融危機のシミュレーション結果に関する文書も根拠となり得る。当該枠組みの適切性及び実効性に関する独立した評価結果が存在する場合、評価者は、その内容に依拠し得る。

- (5) 適切なレベルのシステミックな保護（または公的セーフティ・ネット）：セーフティ・ネット、またはシステミックな保護の概説には、例えば、監督当局、預金保険、中央銀行等、関連する様々な主体の機能に関する分析が含まれ得る。これに続いて、破綻金融機関の処理等、危機的状況に対処するための明確に定義された手続が説明される。さらに、当該手続に関与する様々な主体の役割の調整に関する説明が併せて行われる。加えて、（中央銀行の資金を含む）公的資金の利用に関連して、モラルハザードを最小限に抑えるための十分な措置が講じられているかどうかをレビューする。加えて、銀行の一時的な短期流動性への需要を満たすためのメカニズムについての記述も必要となる。かかる流動性は、主としてインターバンク市場を通じて供給されるが、他の供給源からも供給され得る。
- (6) 実効的な市場規律：市場規律をレビューする際は、例えば、コーポレート・ガバナンス、透明性及び監査を経た財務情報の開示に関するルール、管理職や取締役の雇用及び解雇に関する適切なインセンティブ構造、株主の権利の保護、市場及び消費者情報の適切な入手可能性、政府が銀行に対して行使する影響力に関する情報開示、（例えば、預金をはじめ、債権者が銀行に保有する資産の移動可能性等）市場規律を発揮する手段、金利その他の価格の適切な周期による公示、合併・買収及び株式取得の実効的な枠組み、外国からの市場参入や外国からの資金提供により行われる買収の可能性などが対象範囲に含まれ得る。

99.7 バーゼル・コア・プリンシプルの評価者は、前提条件それ自体については評価すべきではない。それは、個々の基準に関する評価の範囲を逸脱することになるからである。評価者は、IMF 及び世銀の公式文書に最大限依拠し、これと整合的となるよう説明及び所見を簡潔に述べることに努めるべきである。関連性があると判断した場合、評価者は、これらの要素と監督の実効性との関係を、自身の分析に織り込むよう試みるべきである。次のセクションで記載するように、個々の原則の遵守状況を評価する際は、充足度の低い前提条件によってそうした評価が大きく影響を受ける可能性について明記すべきである。前提条件の不備が監督の実効性に与える影響度に応じ、影響を受けるコア・プリンシプルの格付にも悪影響を及ぼす可能性がある。前提条件の不備への対処を狙いとした提案は、評価結果に基づいた提言には含まれないものの、FSAP 評価の対象範囲内にある一般的な FSAP 提言に盛り込むことが可能である。

99.8 第 5 のセクションでは、詳細な原則ごとの評価を含み、原則内の各基準に関するシステムの「説明」、格付けまたは「評価」、及び「コメント」を提供する。詳細な評価のテンプレートは、以下のように構成される（表省略）。

99.9 各原則の「説明及び評価結果」の欄には、評価対象国において観察された実状に関する情報を記入する。本欄では、関連する法律ないし規則の主要な要素を引用、要約すべきである。その際、関連する法律ないし規則の、例えば、URL、官報及びそれらと同様の情報源に言及する等、容易に参照可能な形で行うべきである。可能かつ関連する限り、説明は次のように構成されるべきである

- (1) 銀行法および関連規則
- (2) 健全性に係る報告書および公衆への情報開示を含む健全性に係る規則
- (3) 監督上の手法及び手段
- (4) 監督当局の制度的な対応能力及び
- (5) 実施及び（または）執行またはその欠如を示す証拠。

99.10 実施及び（または）執行の証拠は不可欠である。適切に設計された監督制度であっても、監督当局が、与えられた権限を効果的に利用し、ルール及び規則を実施しない限り、効力は発揮されない。実施の実例を、監督当局が提示し、評価者が評価し、報告書に記載すべきである^[4]。

脚注

[4] 記載するのは、例えば、監督当局が過去数年間に是正措置を何回発動したか、銀行がどの程度の頻度でオン・サイトの検証を受けたか、免許申請が何件受理され、うち何件が承認または却下されたか、資産の質に関する報告書が検証者によって作成されているか、そして、その結論が銀行の上級管理職及び銀行監督当局の幹部職員にどのように伝達されているか、などの事項である。

99.11 「格付」欄は一行のみとし、監督制度が、当該原則を「遵守」しているか、「ほぼ遵守」しているか、「かなりの程度不遵守」であるか、「不遵守」であるか、あるいは「該当せず」かを記載する。評価には3つの選択肢がある。

- (1) その法域が、他の選択肢を明示的に選択しない限り、必須基準のみに照らしてコア・プリンシプルの遵守状況を評価し、格付する。
- (2) 法域は、自らの規制及び監督を更に強化することが可能な分野を特定し、その実現方法に関し、評価者の所見から恩恵を受けるため、自主的に補足基準による評価を選択する方法。ただし、コア・プリンシプルの遵守状況の格付は、引き続き必須基準のみを参照して行われる。
- (3) 監督に関するベスト・プラクティスの達成を更に望む法域は、自主的に必須基準と補足基準の両方による評価、格付を選択する。これは、法域、特に重要な金融センターである法域に対して、最高の監督基準の採用を主導するインセンティブを提供することが期待される。

99.12 必須基準は、健全な監督実務のための最低限の基本要件を定め、あらゆる国に普遍的に適用される。しかしながら、ある法域を必須基準に照らして評価する際は、監督実務が、監督対象の銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものである必

要を認識しなければならない。つまり、評価する際に、監督実務が適用される状況を考慮しなければならない。補足基準に照らして評価する場合も、必須基準の場合と同様、比例原則を採用する。比例原則の考え方に明確に言及していない場合でも、あらゆる基準の評価の根底にはこの考え方が存在する。例えば、多くのシステム上重要な銀行または複雑に結合したコングロマリットの一部を構成する銀行を抱える法域は、主として預金及び融資を扱う小規模かつ複雑ではない銀行しか存在しない法域よりも、「遵守」の格付を受けるためのハードルが当然高くなる。

99.13 本テンプレートの「コメント」セクションは、特定の格付が付与された理由を説明するために使用されるべきである。「遵守」以外の格付が付与された場合、本欄では、観察された問題点の重要性を明らかにし、完全な遵守または遵守の水準を高めるために必要な措置について強調する。これは、「提言する措置」（後述）にも含まれるべきである。この理由は、以下のように構成することができる。

- (1) 法令及び規制、それらの実施の状況
- (2) 監督上のツールの整備状況（報告様式、早期警戒制度、検査マニュアル等）
- (3) 実務的な運用面の質
- (4) 監督当局の制度的な対応能力
- (5) 執行状況

99.14 「コメント」欄には、法律、規則及び政策が存在するにも関わらず、「遵守」未滿の格付となった原因となっている実施面での弱さについて説明すべきである。逆に、「遵守」の格付が付与されたものの、当該国が、メソドロジーの基準とは異なるメカニズムによりその根拠を示している場合には、その旨も「コメント」欄にて説明されるべきである。「コメント」のセクションでは、例えば、何らかの情報が提供されなかった場合や、枢要な人物と重要事項について協議することができなかった場合など、特定の基準の遵守状況を適切に評価することができなかった場合も、この欄において、事実と理由を明らかにすべきである。情報提供や会見を求めた場合は、「コメント」欄にその旨を記し、評価者が当該原則を適切に評価するよう努力した事実を示すべきである。

99.15 評価者は、一部の分野において、他国にとっての手本及びベスト・プラクティスとなり得る特に優れた慣行または規則を認識した場合には、これを「コメント」欄に含めることもできる。既存の規制や実務を改正したり、新たな規制や実務を採用したりすることを目的とした計画された動きであって、まだ実施されていないものについては、本セクションで好意的に言及することは可能である。実施が確認できなかった最近の法律、規制又は監督上の動きも、本欄で言及すべきである。

99.16 評価及びこれに伴う格付は、評価当時に存在した規制の枠組み及び監督実務のみに基づいて行われるべきであり、これに既存の規制及び実務の改正を目指している計画または新たな規制及び実務の導入を目指している計画が反映されてはならない。遵守状況の格付の格上げにつながるような改善措置を進めているものの、未だ実効的で

はないか、または実施に移されていない場合がこれに該当する。

- 99.17 特定の原則間または前提条件と原則との間に関連性があることが明白な場合、コメント欄を利用し、原則 X に対応する規則及び実務それ自体は「遵守」であるように見えても、原則 Y または前提条件 Z の実施に重大な不備があれば、「遵守」と格付できない場合がある旨を読み手に説明すべきである^[5]。複数の原則に係る格付に悪影響を及ぼすような、関連性のある重要な共通の不備の存在を認識しつつ、評価者は、重複を極力避けるべきである。関連性のある原則または前提条件について判明した不備が格下げの根拠となるほど重大ではない場合でも、これについて本欄にて触れるべきである。

脚注

[5] 例えば、資本の適切性に関する規制及び監督が遵守されているように見えても、引当など、別の原則に関係する重大な不備が判明した場合、このことは、自己資本が過大評価されており、比率が信頼できないものである可能性を意味する。

- 99.18 各原則の遵守に関する格付は、対象国における発展の段階とは無関係に付与されるべきである。当該国の銀行システムの規模、業務の性質及び複雑性を考慮し、特定の基準が当てはまらない場合には、適用可能な基準の遵守状況のみにもとづき、その原則の格付が付与されるべきである。この点については、状況が変化し、将来の評価時に格付を再検討できるよう、本欄にて明記しなければならない。これは、「該当せず」という格付が付与される場合も同様である。

- 99.19 第6のセクションでは、個別原則毎の評価を取りまとめた遵守状況表で構成されている。格付が明示的に含まれていない表（表3）は、「基準及び規範の遵守に関する報告書」（ROSC（[BCP99.22]を参照））^[6]に利用されることになる。格付が含まれている版（表2）は、詳細評価にのみ利用する。本表により、遵守の度合いを明確に伝え、各原則に関する主な長所、そして特に短所について簡単な説明が行われるべきである。書式は以下の通りとする（表省略）。

脚注

[6] 説明及び詳細なコメント（DARのみで利用できる）を伴わない限り、格付を十分に理解することは困難なため、ROSCには、表の中に格付を含めていない。

- 99.20 第7のセクションは、個別原則毎に、規制・監督上の枠組み及び実務を改善するための措置や手段を提言する「提言する措置」の表で構成される。本セクションでは、遵守状況及び監督の枠組みの全体的な実効性を改善するための望ましい措置を列挙するべきである。提言は、評価において不備が特定された各事例について、優先順位を明らかにしつつ行うべきである。提言する措置は、具体的な性質のものであるべきである。また、提言する措置が、どのような形で遵守水準の向上及び監督の枠組みの強化を助けるかについての説明も提供される場合もある。重複や混乱を避けるため、提言する各々の措置に責任を負う機関についても明確にされるべきである。本表では、具体的な提言が行われた原則のみを取り上げるべきである。また、提言は、補足基準の遵守状況に不

備があるもの及び全面的に遵守されているものの、監督実務に改善の余地がある原則についても行うことができる。「提言する措置」の書式は、以下のとおり（表省略）。

- 99.21 第8のセクションは、評価に対する当局の返答を記述する^[7]。評価者は、評価対象である監督当局に対し、評価結果を記載した文書案の全文を提示した上で、評価結果に返答する機会を与えるべきである。評価結果をめぐって意見の相違が明確にされ、報告書に記載されるべきである。評価する際は、十分な対話が行われるべきであり、従って、評価チームは、監督当局のコメント、懸念及び事実関係に関する訂正を評価結果に反映させるため、評価手続の過程で監督当局と協議を重ねておく必要がある。また、当局は、評価結果について、書面による簡潔な返答の作成を求められるべきである（「返答の権限」）。しかしながら、評価結果は交渉の対象とされるべきでなく、評価者及び当局は、当局の見解が公正かつ正確に示されていることを前提として、「合意に至らないことを合意する」ことについての心構えを有するべきである。

脚注

[7] そのような回答が合理的な期間内になされなかった場合、評価者は、その旨を明記し、評価ミッション終了時に当局と評価者との間で行われた協議（総括討議）における当局の対応を簡潔に記載すべきである。

- 99.22 ROSCにおける評価結果の記載は、上記のDARへの結果の記載とは異なる。ROSCは、セクション1のすべてと、セクション2、3、4、7および8の要約で構成されるべきである。セクション5（詳細な評価）は含まれるべきではなく、セクション6の要約表を修正して「格付」欄を削除すべきである。すべてのセクションで格付への言及を削除すべきである。完全なDARが公表されていない場合、ROSCはFSAP報告書への必須の添付資料である。